



国家人権委員会

100%までの距離

台湾における表現の自由の進展

1945-2020



主任序

表現の自由は民主主義の礎であり、社会が文明的な進歩を遂げるか、閉鎖的で凋落した社会となるかの分かれ目でもあります。

表現の自由とは、口頭や手書きによる表現の自由だけを指すのではなく、より重要なのは、それらの背後にある思想や理念の解放です。

第二次世界大戦後、国連が創設、運営されるようになると、「自由な人権」を保障することが国際社会の潮流になりました。しかし、台湾はその潮流から外れ、1949年に戒厳体制に入り、1987年に解除されるまでの38年間続いたのです。

この半世紀近い人権の暗黒時代にあって、か細いながらも堅固な民主主義の炎を守るために命を捧げた民主主義の先達の努力に感謝の意を表します。

特に1950年代、いわゆる「党外勢力」が地方選挙で奮闘したほか、雷震氏や殷海光教授、そして私の恩師である傅正教授らが隔週刊誌『自由中国』を通して奮闘し、台湾の自由と民主化の道に微かな光を灯し始めました。

『自由中国』は1960年9月に休刊に追い込まれ、1960年代の台湾は思想的にも、言論的にも行き詰まりを見せました。しかし、『自由中国』と「党外精神」を受け継いだ有志たちが、自由と民主を追い求める抗争精神を絶やすことはあり

ませんでした。

1970年代、国連議席の喪失、アメリカとの国交断絶といった時代背景のもと、「アジアの孤児」という宿命から脱却しようとする台湾の有志たちの手により、『台湾政論』や『美麗島』などが次々と世に送り出されました。

美麗島事件は国際的な注目を集めた人権運動となり、台湾民主化運動の重要な分水嶺となりました。そればかりでなく、1980年代における街頭抗議行動の勃興と民主化の波へと繋がり、さらに前進を続けることとなりました。

権威主義政権は1987年に戒厳令の解除を余儀なくされましたが、「動員戡乱時期臨時條款」、「懲治叛乱条例」及び「刑法」第100条は、いずれも悪霊のように陰で人々を傷つける機をうかがっていました。

鄭南榕氏は、100%の表現の自由を求めて権威主義体制の強権的な法律に抗議し、台湾の自由と民主化を加速させ、台湾の未来をより明るいものとするために、その生命を犠牲にしました。

1991年の「動員戡乱時期臨時條款」の廃止と、1992年の「刑法」第100条の改正によって、台湾の人々は、ようやく完全な表現の自由を手に入れましたが、振り返ってみれば、そこには血の跡と涙の跡が残っています。

台湾の民主の進展に伴い、人権もまた伸長し

ました。2000年、台湾初となる政権交代が行われると、国家人権委員会の設置と、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」という人権に関する二つの国際条約の批准がようやく議論の俎上に載せられるようになりました。それから20年、「国家人権委員会」が設立され、台湾の人権が国際社会の歩みと軌を一にするための大きな一歩を踏み出しました。

自由民主と人権は、簡単に手に入れられるものではありませんが、表現の自由は人権保障に対する取り組みを測る重要な指標であり、民主主義の根幹を成しています。台湾は70年以上にわたる過酷な試練を乗り越え、ようやく「万山不許一溪奔（万山が小川を阻む）」から、「堂堂溪水出前村（滔々と流れる小川が村の前に現れ出る）」まで、発展を遂げたのです。

インターネット技術の発達した今日、表現の自由は新たな課題に直面しています。自由、平等、尊厳は最も基本的な人権保障の核心であるため、表現の自由の保障には、名誉毀損や侮辱、詐欺、脅迫、プライバシー侵害など、他人の人権を侵害するものは含まれていません。

国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第19条は表現の自由の権利と義務を明確に定めており、また第20条は戦争、ヘイト、

差別など、表現の自由を濫用する行為を法律で禁止するよう締約国に求めています。

特に、オンラインコミュニティやセルフメディアの発展に伴い、表現の自由が保障された民主主義国家であればあるほど、民主主義の機能を損なわせる「ディスインフォメーション」が氾濫し、社会の分裂や対立を悪化させます。それをどう見極め、向き合い、反省し、そして対応、調整していくのかが、新しい世代が人権を守る上で直面する新たな課題となるでしょう。

本書は、台湾における表現の自由の過程を国際条約との関連で考察し、両者を相互に照らし合わせることで、自由民主と人権の歴史的軌跡を明らかにすることを試んでいます。本書を手取る皆さんにも過去数十年に渡り民主化を推し進めてきた数多くの先達の努力を胸に刻み、よく考え、見極め、慎重に行動してほしいと願い、編集したものです。

国家人権委员会主任



中華民國110(2021)年11月

主任序	02
-----	----

はじめに：人権擁護の歴史的変遷	06
-----------------	----



第一章	08
-----	----

国際的人権の趨勢に反する戒厳令

一、表現の自由と世界人権宣言	10
二、「限定的民主主義」と『自由中国』の奮戦	20
三、党外雑誌の継承と逆襲	32



第二章	46
-----	----

戒厳令解除と100%の表現の自由の防衛

一、蔡有全、許曹徳事件—— 戒厳令解除後初の台湾独立組織 (1987年8月30日)	48
二、鄭南榕事件—— 表現の自由の殉道者 (1989年4月7日)	54
三、黄華事件—— 台湾建国スケジュール (1990年1月3日)	66
四、独台会事件—— 大学構内での蠢動から社会の覚醒へ (1991年5月9日)	72
五、台建事件—— 「台湾独立に関する結社権」を守るための 街頭抗議グループ (1991年5月16日)	82



第三章	86
抗争、決戦の20日間	
一、100行動連盟成立と台湾社会的勢力の大集結	88
二、荒れ狂う熱情と行動力	94
三、対決と協議	99
四、何重もの鉄条網に守られた軍事パレード	108
第四章	122
法改正・政治犯との決別	
一、万年国会 vs. 街角民意	124
二、与野党協力の駆け引きの裏側	130
三、表現の自由の最後の足かせの解放—— 「刑法」第100条改正の歴史的意義	138
第五章	142
より広く、そして国際化へ	
一、国家人権委員会の設立と使命	144
二、「市民的及び政治的権利に関する国際 規約」からみる表現の自由の真の意味	150
三、表現の自由の新たな挑戦—— 偽情報の拡散、その危険性と対策	155
四、表現の自由と認知作戦	161
年表	166

はじめに：人権擁護の歴史的変遷

第二次世界大戦後の1946年、国連が設立された際に採択された国連憲章は、その冒頭で「われら連合国の人民は、われらの一生のうちに二度まで言語に絶する悲哀を人類に与えた戦争の惨害から将来の世代を救い、基本的人権と人間の尊厳及び価値と男女及び大小各国の同権とに関する信念を改めて確認」と述べている。

20世紀後半は、人権が普遍的価値として発展する上で重要な時期であった。国連は、1948年12月10日の世界人権宣言により国連憲章で掲げた基本的人権を具体化し、人権保障を促進した。これは、フランス革命に影響を与えたアメリカ合衆国憲法(1789年、世界初の成文憲法)以来、1世紀半に及ぶ人類の社会的進歩を実現したものとなった。

人権が哲学的な概念から国家が遵守すべき憲法上の義務となり、法的に保障された「権利」として確立されるまでには、長く、辛く、血と涙に彩られた道のりがあった。

イギリスは「不文憲法」を最初に制定した国であり、1215年の「マグナ・カルタ」では王権を制限し、1689年の「権利章典」では人身の自由を保障する「デュープロセス」の概念を導入している。また、イギリスは最初に産業革命と資本主義を発展させた国でもあり、その結果、17世紀末のイギリスの学者ジョン・ロックによる「自由主義」に代表される人権思想や学説がもたらされることになった。

18世紀初頭、フランスの哲学者モンテスキ

ューは「三権分立論」を提唱し、18世紀半ばにはフランスの政治、哲学者ルソーが「国民主権」「社会契約論」を提唱、アメリカの独立宣言や憲法にも大きな影響を与えた。

自由主義は開放的な考え方を刺激しただけでなく、高度な工業化と資本主義を促し、科学技術の進歩と社会の繁栄をもたらしたが、同時に貧富の差、労働関係の矛盾、階級対立などの弊害をも生み出し、新たな人権問題を引き起こすこととなった。

18世紀から19世紀にかけて発展した自由権は、富裕層や権力者が契約自由の名の下に労働者や弱者の搾取を行うことを容認したため、(当時の)社会はさまざまな不安要素を含んでいた。

資本主義の「社会悪」を解決するため、世界的に2つの大きな流れが生まれた。

1つは、自由資本主義を厳しく批判、又は自由資本主義そのものを否定し、公有制と計画経済を主張する共産主義ないし社会主義である。この考えの下では、資本家による搾取は根絶すべきものとされ、生産手段と資源の公平な分配は国家により行われる。

社会主義又は共産主義を標榜する共産党は、1917年にロシアで世界初の革命に成功し、1922年にはソビエト社会主義共和国連邦(USSR)を建国するに至った。社会経済的な平等を理想として高く掲げたものの、現実には共産党が建設した国は自由主義と民主主義を否定し、しばしば深刻な人権侵害がもたらされた。

もう1つは、社会福祉国家とも称される修正



資本主義である。

資本主義が機能し続けるためには、社会的弱者の境遇を改善する必要があり、団結権の承認に始まり、「財産権の神聖不可侵」という概念を修正し、そこから20世紀の新しい人権である「社会権」を徐々に発展させていくというものである。

「社会権」には、社会における実質的な自由と平等を実現するため、国家に国民の最低限度の生活と尊厳を保障することを求める「生存権」、社会的不利益を回避するための「学習権」及び「労働基本権」などが含まれると解されており、これらの「社会権」は第一次世界大戦後の1919年、ドイツのワイマール憲法で初めて具現化された。

端的に言えば、この2つの流れは、貧富の差や社会の矛盾を解決するという理想と目標は同じであるが、その理想と目標を達成するための政治体制は大きく異なっている。

1948年に国連で採択された世界人権宣言の前半は、18世紀以降に発展した「自由権」、後半の22条から29条までは、欧米の近代立憲主義においては比較的存在感の薄い「社会権」に充てられている。

また、1966年に国連で採択された「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」は、基本的には「自由権」と「社会権」といった人権を成文化したものと言える。



1980年3月18日～26日 美麗島軍法會議裁判 台湾で初めて公開裁判とされた「叛乱案」母親と次女の葬儀のため出廷しなかった林義雄を除く7名の被告(左から)張俊宏、黄信介、陳菊、姚嘉文、施明德、呂秀蓮、林弘宣 提供:中央通信社



第一章

国際的人権の趨勢に 反する戒厳令

一、表現の自由と世界人権宣言

二、「限定的民主主義」と『自由中国』の奮戦

三、党外雑誌の継承と逆襲

一、表現の自由と「世界人権宣言」



世界人権宣言のポスターを手にするルーズベルト大統領夫人で国連人権委員会委員長のエレノア・ルーズベルト
出典：フランクリン・D・ルーズベルト大統領図書館・博物館  <https://www.flickr.com/photos/fdrlibrary/27758131387/>

基本的人権の伸長は、公民個人の「人身の自由」の保障にその源流を求めることができる。ここで言う「人身の自由」には、生命権と財産権の保障のほか表現・思想の自由の権利、すなわち「表現の自由」の擁護が含まれる。専制独裁体制は、主に「人身の自由」の侵害という形で、深

刻かつ不可逆的な人権侵害をしばしば引き起こしてきた。

「罪刑法定主義」「適正手続き」「法による裁判」「司法権の独立」などはすべて、支配者による恣意的な逮捕、拘留、裁判、さらには拷問を防ぐために発展してきた人権保障措施である。

しかし、人権の伸長や民主政治を考える上で最も重要な指標は、「表現の自由」である。つまり、表現の自由が保障されなければ、他の人身の自由や財産権はもちろん、立憲民主主義に求められる立法府による民主主義、法の支配、司法の独立もまた保障されることはない。

表現の自由の意味と機能

表現の自由、すなわち言論と思想の自由の保障には、いくつかの目的と機能がある。

1. 知識や情報の交流を促進する: 一人一人の国民が、探求したい、学びたいと思うあらゆる種類の知識、情報を自由に吸収することで、思考を豊かにし、新しい意見を形成し、自己成長と充足が達成できるようになる

2. 経済発展と社会進歩の促進: 社会において、画期的な発明や知識、情報が次々と生まれ、科学技術や経済が発展することで、社会の進歩を後押しする

3. 民主主義の実現: 国民主権は国民の権利でありまた義務でもある。民主主義が機能するための前提は、すべての国民の間で情報や意見が自由に交換され、それによって国民に判断が委ねられることである。それは日常において政府を監視することから、選挙時における投票まで、いずれも非常に重要な前提条件であり機能である

このように、表現の自由は、人権伸長の歴史において、常に引き金となり、争点となってきた。

世界人権宣言では、第19条に「表現の自由」、第20条と第21条に「集会及び結社の自由」「政治的自由及び国民主権」を掲げており、こ

れら3者の関連性が十分に示されている。

第19条では、「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」と規定している。

「干渉からの自由」とは、支配者による「事後」の不当な処罰を受けないという保障だけでなく、国家権力による「事前」の検閲を受けないという保障も含まれる。

独裁専制国家が国民の思想をコントロールするために、ニュースや映画の検閲を行ったり、出版物の申請、認可を義務付けたりすることはしばしば見受けられるが、これは表現の自由を著しく侵害するだけでなく、国民の「知る権利」を阻害するものでもある。

第20条は、第1項に「すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する」、第2項に「何人も、結社に属することを強制されない」と規定している。

「集会の自由」には、多数人による「一時的かつ集团的」な言論表現の自由も含まれる。すなわち、集会の自由とは、多数人が、共通の目的をもって、集団で意見を表明するために、屋内外の定点(座り込み)又は移動(デモ行進)で一時的に集合する権利である。

集会の自由は、国民相互の直接的なコミュニケーションを促進する機能を有するとともに、民意を効果的に表明して民主的な政治を実現する機能を有している。したがって、集会、集団行動(デモ)の方法や要求内容に対する恣意的な干渉など、不当な国家統制は許されない。

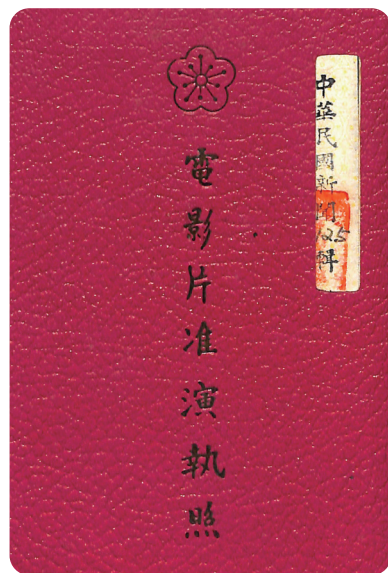
また、集会の自由と同様、集団的な表現の自由である「結社の自由」とは、理念や目標を同じくする多数の人が、政党、芸術、学術、社会福祉、企業や産業などの集団の力を通して、目標の達成を加速化するために、「継続的な」組織を自由に形成できる権利を指す。

第21条は、第1項に「すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する」、第2項に「すべての人は、自国において等しく公務につく権利を有する」、第3項に「人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われ

なければならない」と、それぞれ規定している。

中国における半世紀にわたる立憲民主主義の夢

清末以降、中国は帝国主義列強による分割支配をはじめ、頻発する内戦や軍閥の割拠、日本の侵略などの戦乱に見舞われ、その結果、憂国の士が数多く出現した。同時に、いわゆる「西力東漸」により清朝が崩壊した後は、さまざまな勢力が立ち上がったが、中央集権のない「大一統」の政治体制下で、立憲民主主義を夢見る多くのエリート知識人世代を生んだ。第一次世界大戦後、中華民国は国際連盟のもと、国際労働機関、世界保健機関、及び常設の国際司法裁判所など、人権に関連する国際機関に積極的に参加するようになったのである。



1960年代の行政院情報局による映画の検閲証明証 提供:高伝棋



1975年『中華民國ニュース1125』映画上映ライセンス 提供:高伝棋

第二次世界大戦後、中華民国政府は国連の創設メンバーの一員となった。当時、国連安全保障理事会の中華民国代表で人権委員会副委員長であった張彭春は、その人権に関する学識により、人権委員会のメンバーたちから高く評価され、世界人権宣言の起草に影響を与えることになった。

教育畑出身の張彭春は、人権の基礎は良心と理性であると唱え、西洋神学のみを尊重することを避けただけでなく、アジア民族の視点を巧妙に主張することで、世界人権宣言の普遍性の確立にも重要な役割を果たした。

中国の知識人の立憲主義への夢は、欧米の先進民主主義国への羨望だけでなく、中国と同じくアジアに属する日本が、1889年に立憲君主制（明治憲法）後に変貌したことにも由来する。中国では清末に立憲民主制を目指したものの失敗し、また清朝滅亡後には、さまざまな政治勢力がその政治的道義の高みを目指して、10種類以上の憲法草案が提出された。

表現の自由については、孫文は1904年に発表した「満清罪惡十大条（清朝の罪惡十大条）」の中で「我々の知性の発達を抑制するもの、それは表現の自由の禁止だ」と言及している。自由主義の大家である殷海光教授は、これを「近代中国における人権闘争の公式な始まり」と評している。

また、孫文が臨時大統領に就任した1912年、臨時参議院によって議決、公布された「中華民国臨時約法」には、すでに人権に関する規定

が設けられており、その範囲は国民主権、人身の自由、言論・表現の自由、集会・結社の自由、財産権、選挙権、被選挙権など多岐にわたっていた。

しかし、当時の中国は教育が普及しておらず、民衆もまだ覚醒していなかった。そのような中、いち早く人権に目覚めたのは、欧米の思想に触れ、独自の考えを持っていたエリート世代だった。その後の長年の戦争により、政治勢力の統合は難しくなったばかりか、公益よりも私益が追求され、立憲民主主義への道は極めて困難なものとなった。

第二次世界大戦後、政治協商会議（1946年1月）や制憲国民大会（中国共産党と中国民主同盟は出席を拒否：1946年11～12月）を経て、1946年末にようやく「中華民国憲法」が可決され、世界人権宣言に先駆けた1947年12月25日に公布、施行されることになった。中国においては、政治的立場の相違を問わず、立憲民主制が強く切望されていたことがここに見て取れる。

しかし、その後の国共内戦で中国共産党と中国国民党の軍事的形勢が逆転すると、憲法に基づき機能し始めたばかりの国民大会は、皮肉にも1948年5月に「動員戡乱時期臨時條款（反乱鎮定動員時期臨時条項）」を可決、「中華民国憲法」は施行からわずか半年で、總統の権限を拡大するために三権分立の原則に関する多くの重要な規定が凍結されてしまった。

戒厳令体制下 署名はしたが批准できない「両公約」

第二次世界大戦後、中華民国政府は国連の創設メンバーの一員となった。当時、国連安全保障理事会の中華民国代表で人権委員会副委員長であった張彭春は、その人権に関する学識により、人権委員会のメンバーたちから高く評価され、世界人権宣言の起草に影響を与えることになった。

教育畑出身の張彭春は、人権の基礎は良心と理性であると唱え、西洋神学のみを尊重することを避けただけでなく、アジア民族の視点を巧妙に主張することで、世界人権宣言の普遍性の確立にも重要な役割を果たした。

残念なことに、台湾では1949年5月20日に戒厳令が敷かれることとなり、同年12月7日には中華民国政府は首都を台湾の台北に移すという大統領令を発した。そのような状況において、雷震、殷海光、徐復観、夏道平、傅正など共産主義に反対し、自由主義を堅持する一部の知識人は、中国国民党政府とともに台湾に渡り、民主憲政の夢を実現するために台湾でも奮闘した。

1966年、国連は「世界人権宣言」をさらに「成文」化するため、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（台湾における通称「両公約」、以下本文においても同様）を採択した。台湾に拠点を移していた中華民国政府は、1967年に速やかに両公約に署名したが、1971年に中国の代表権を失うまでに、国会

（立法院）での批准手続きを経ることはできなかった。

批准ができなかった最大の問題は、領土（台湾島、澎湖諸島、金門島、馬祖島など）を実効支配する当時の政府が、人権を厳しく制限する戒厳令を敷いており、両公約に定められた「締約国は、権利の増進及び擁護のために努力する」責任を果たすことができなかったことにある。

当時は中国国民党が政権与党であったことから、立法院で批准手続きを行うこと自体は難しいものではなかったであろう。しかし、両公約はただの「宣言」ではない。批准書を国連に送り、締約国としての手続きを終えてしまうと、国際人権委員会の審査に通るためには、戒厳令やそれに関連する規制令を廃止しなければならなかった。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の19条、21条、22条は、それぞれ表現の自由、集会の自由、結社の自由を具体的に規定しているが、台湾では戒厳令によってそれらすべてが厳しく否定、剥奪されていたのである。

「戒厳令」第11条によれば、「最高司令官」が「戒厳区域」において執行することができる事項の第1項は、「集会、結社及びデモによる陳情を停止し、言論、講演、新聞・雑誌、写真、ポスター、標語その他の出版物を取り締まる」こととされていた。

そのほかにも、宗教活動の制限又は禁止やストライキの禁止、「郵便・電報の開封、必要に応じてその押収又は没収」、被疑者に対する職務質問など、合計11条において、両公約に定められている信仰の自由、労働団結権、通信の秘密

新

中華民國三十八年五月十九日

台灣新生報

中華民國卅四年十月廿五日創刊
社址：臺北市衡陽路一〇三號

內政部登記證警字第一零四號
經中華郵政登記證為第一種新聞紙類

第一二九百九十九號
發行人李友邦
社長謝然之

今日本報二大張

每份壹元
每月壹拾元
每季壹拾元

電話

一一七二	室長	社
五七五五	室長	主
一〇〇五	室長	編
八一七二	室長	經
三七一六	室長	訪
四〇〇五	室長	探
三〇〇五	室長	總
二〇〇五	室長	務
一〇〇五	室長	告
〇五〇二	室長	新
〇五〇二	室長	報
〇五〇二	室長	電

臺灣省政府警備總司令部佈告

嚴字第壹號

本部為確保本省治安秩序，特自五月二十日零時起，宣告全省戒嚴。自即日起，除基隆高雄馬公三港口在本部監視之下，仍予開放，并規定省內海上交通航線，辦法另行公佈外，其餘各港，一律封鎖，嚴禁出入。自即日起，基隆高雄兩港口，每日上午十一時起至五時止，為宵禁時間，非經特許，一律斷絕交通，其他各城市，除必要時，由各地戒嚴司令官依情形規定，實行外，暫不實施。

- (一) 基隆高雄兩市各商店及公共娛樂場所，統限於下午十二時前，停止營業。
- (二) 全省各地商店或流動攤販，不得有違禁物品，閉門營業，因自用必需品擾亂市場之情事。
- (三) 無論出入境旅客，均應遵照本部規定，辦理出入手續，并受出入境之檢查。
- (四) 嚴禁聚眾集會罷工罷課及遊行請願等行動。
- (五) 嚴禁以文字標語，或其他方法散佈謠言。
- (六) 嚴禁人民攜帶槍彈武器或危險物品。
- (七) 嚴禁人民無論家居外出，皆須隨身攜帶身分證，以備檢查，否則一律拘捕。
- (八) 戒嚴期間，以圖擾亂治安，有左列行為之一者，以法處死刑。
 - (一) 煽動叛亂者
 - (二) 煽動抗拒者
 - (三) 煽動罷工者
 - (四) 煽動罷課者
 - (五) 煽動罷市者
 - (六) 煽動騷擾，公然煽惑他人犯罪者
 - (七) 破壞交通通信，或盜劫交通通信器材者
 - (八) 妨害公安之用水及電氣煤氣事業者
 - (九) 放火決水，發生公共危險者
 - (十) 未受允准，持有槍彈或爆裂物者
- (九) 除呈報及分令外，特此佈告通知。

主席兼總司令 陳

誠

中華民國卅八年五月十九日

1949年5月19日『台灣新生報』に掲載された戒厳令

（ 函 ） 郵 公 司 誌 備 警 內 台

受文區分	文書種類	文書日期	文書時間	文書地點	文書號碼	文書單位	文書性質	文書用途	文書狀態	文書備註
選舉萬歲	選舉萬歲	一九六七年三月十八日	上午十一時	台北市	第一四一號	桂冠圖書公司	有圖單位	有圖單位	有圖單位	有圖單位

主件：桂冠圖書公司總經理林正杰、張富忠合著「選舉萬歲」乙書違背反共國策濫清說
 副件：桂冠圖書公司總經理林正杰、張富忠合著「選舉萬歲」乙書違背反共國策濫清說

說明：「台北市羅斯福路三段三三三號十四號二樓桂冠圖書公司總經理林正杰、張富忠合著「選舉萬歲」乙書（廿二開本全乙冊共四七七頁內容分一至八章中華民國六十七年三月初版）內容違背反共國策濫清說，業已違反台灣地區戒嚴時期出版條約第二條第五、六款之規定，依法第八條之規定，應予查禁。」

總司令 鄭為民

禁書區分

『選舉萬歲』を発禁処分とする公文書 提供：廖為民



『選舉萬歲』の表紙 提供：廖為民

と自由、人身の自由及び財産権などへの違反があった。

また、「戒厳令」第7条では、地方行政官及び司法官は、戒厳地区最高司令官の指揮下に置かれるとされていたほか、第8条では、司法裁判の対象とすべき10の刑事犯罪を具体的に挙げた上で、「軍当局が独自に裁判を行うか、通常の裁判所に付託するか酌量権」を与えていた。

この10の犯罪には、内乱罪、外患罪、秩序妨害罪、公共危険罪、貨幣・有価証券及び文書偽造罪、殺人罪、自由妨害罪、略奪・強盗・海賊罪、脅迫・身代金目的誘拐罪、遺棄・破損罪が含まれていた。

言い換えれば、戒厳令第7条及び第8条の規定は、諸国における三権分立のような権力の分立と均衡に違反しているだけでなく、司法権を著しく侵害し、「国民は現役の軍人を除いて軍事裁判を受けない」とする中華民国憲法第9条にも違反するものだった。

また、人身の自由に関する「罪刑法定主義」「適正な手続」「拷問を受けない保障」「公正かつ公開された裁判」などを規定した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第6条から第11条にも違反していた。

「戒厳令」に基づき施行された統制法は30余りあり、その影響は多岐にわたっていた。いわゆる反対党結党の禁止、新聞の新規発行の禁止、新聞局による検閲制度（映画やテレビは必ず検閲を受けなければならない）、さらには校内における髪型規制も戒厳令関連の法令であり、「戒厳期間防止非法集会結社遊行請願罷

課罷工罷市罷業等規定実施弁法（戒厳令期間中の不法集会・結社、デモ、陳情、不登校、ストライキ、市場不開催、不労働等の防止規定実施法）」「台湾省戒厳期間新聞紙雑誌図書管制弁法（台湾戒厳期間中新聞・雑誌・書籍統制法）」「懲治叛乱条例」「戡乱時期検肅匪諜条例（反乱鎮定期共産党スパイ鎮圧規定）」「戡乱建国教育実施綱要（反乱鎮定建国教育実施要綱）」などがそれである。

本来であれば、立憲民主主義国家における戒厳令は、国又はその一部が大規模な自然・地質災害、外国の侵略、内戦などに見舞われた場合に適用される国家緊急権の正当な手段であり、国家元首は正当な必要性に応じて国民の「自由の一部」を「一時的に」制限する緊急措置や、軍事統制令を発動する権限を持っている。

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第4条にも、国家緊急権の行使に関する規定がある。しかし、「戒厳令」は通常、短期間しか発令されない。また、発令後は国会の審議、追認を受けることで、緊急措置が適当なものであったかどうかについて、国会の遡及的な監督を受けなければならない。

しかし、権威主義政権は、いわゆる「対反乱動員」「反共・反ソ」という政治的理由のもと、38年と56日にわたって戒厳令を敷き、また当時の国会が全面改選されないこともあいまって、台湾の世論を法的に反映することなく、署名した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に大きく違反し続けた。

1962年10月10日 孫文と蒋介石の肖像画を掲げて国慶節式典に参加する若い学生たち 提供：黄彦文





二、「限定的民主主義」と『自由中国』の奮戦

1945年10月25日に半世紀にわたる日本の植民地支配が終わりを告げると、台湾は連合国を代表した中国国民党政府により接收されることとなった。第二次世界大戦が終結したばかりのこの時期に、戦禍を被った台湾の人々は、新しい時代の幕開けを喜んで迎え入れようとしていた。特に、日本の植民地支配に不満を持ち、すでに祖国である中国にコンプレックスを抱いていた知識人たちはそうであった。

しかし、台湾にやってきた国民党軍の素質は「ピンキリ」で、台湾人との衝突が絶えなかった。1947年春には二二八事件が勃発し、台湾

全土において民衆、地方士紳、知識人が、軍隊により無差別に虐殺、逮捕・監禁、銃殺された。

日本の出版物は厳禁

声を失った台湾本土のエリートたち

わずか1年余りで、台湾は期待と歓喜にあふれた状態から、驚愕と苦しみで満ちた状態へと豹変してしまった。二二八事件の歴史的な傷跡は、人々に時事・政治問題を率直に語ることを恐れさせた。また、政府が日本語の新聞、雑誌、出版物を厳しく禁じたため、徐々に頭角を現し



宜蘭市の街頭で投票に感謝する郭雨新。「議会の『小鋼砲』(小銃)」「(小鋼砲)は剛直であけすけにものを言う人のたとえ」「農民の代弁者」の愛称で知られ、1951年から22年連続で台湾省議員を務めた 提供:郭時南

つつあった優れた小説家、作家の多くが筆を断つこととなった。

中華民国政府がその起草に参加し署名した世界人権宣言の第19条には、「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」と規定している。

「表現の自由」という学説は200年以上前からあったもので、決して特殊な考え方ではない。また戦後、欧米の先進国では、国民があらゆる言語で自由に情報を「吸収」し「発信」していく権利として確立されることとなった。

しかし、当時台湾で日本の教育を受けた世代は、出版・放送メディア通じて「言語表現」と「意見・情報の発信」の権利を行使する自由を奪われ、「声なき世代」となってしまったのも同然であった。わずかに残されたのは、選挙期間中に母国語で選挙演説を行うという、短くて限られた「言論の休暇」だけだった。

戦後、当時の東京帝国大学から台湾に戻った彭明敏教授は、後に「人生も後半になって、突然なんの準備もなく中国語の世界に放り込まれた。聞く、書く、話すを、すべて一からやり直した」と回想している。また、彭明敏は、同僚である劉慶瑞教授（東京帝国大学留学、台湾大学憲法学教授）も同じく中国語がわからなかったが、幸いにも、中国から来た薩孟武（台湾大学法学部教授、同学学部長）が、熱心に法学論文集への論文寄稿を勧めてくれたと繰り返し語っていた。

薩孟武は当時二人に、「日本語風でいいから、できるだけ中国語を書きなさい。私が添削して

あげるから」と言い、原稿用紙いっぱいに加筆がなされた論文を清書することで、二人の中国語能力は向上していったそうである。

彭明敏は2021年に出版された『絶筆集』の序文で、「100歳近くになった今でも、感謝の気持ちでいっぱいです。この本を薩孟武氏に捧げます」と薩孟武氏に対する感謝の言葉を述べている。

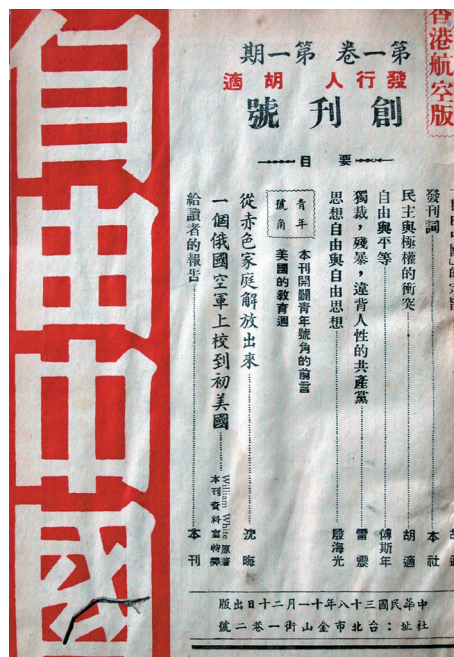
このことから、1950年代においては、日本語で教育を受けた台湾の知識人が、身近な言語で情報を吸収し、意見を表明することがいかに困難であったのかが見て取れ、またそれはそれは言うまでもなく、表現の自由を保障することの意義や機能を物語っている。

1950年代の台湾には、幸運にも薩孟武のような立憲民主主義への信念を持った中国からの知識人たちがいた。雷震や殷海光、傅正らもまた、自由主義陣営にとどまり、隔週刊誌『自由中国』をはじめとする党外雑誌を通じて民主化を求めて戦った。

当時は『自由中国』のほかにも、『民主潮』『自治』『自由』『時与潮』など多数の党外雑誌が存在したが、初期の党外勢力は一般大衆の代弁者として議場に上がり、その活動は主に外省人記者の記事を通して、台湾の各界に伝えられていた。

『自由中国』—戒厳令体制下 最も重要な啓蒙出版物(1949-1960年)

『自由中国』はその刊行当初は、中国国民党の機関紙とも言うべき性格を帯びていた。社長を務めた雷震(1897-1979)は、かつて中国国民党を代表して政治協商会議の秘書長を務め、中国青年党と中国民主社会党(旧中国民主



雑誌『自由中国』創刊号
提供：鄭南榕基金会



雑誌『自由中国』1956年
10月31日「蒋介石生誕記
念特別号」第5版の表紙。
翌年3月の第9版まで爆発
的な売れ行きをみせた
提供：黄裕順



雑誌『自由中国』1958年12月
「世界人权宣言10周年記念
特別号」 提供：黄裕順

同盟)が制憲大会に参加するための調整役を務めた。そのため、もともとは「反共・親蔣派」として中国国民党的中核に近い存在でもあった。

雷震がこの雑誌を創刊したのは、憲法制定後の民衆の啓蒙と覚醒が重要であると考えたからである。さらに国共内戦では中国国民党が劣勢に立たされたことも相まって、中国国民党上層部との間に「民主・反共」(民主主義・反共主義)を推し進めるという共通認識が得られ、同時に蒋介石政権に対する悪いイメージを払拭することも期待された。

『自由中国』は当初、上海で創刊する予定だったが、諸般の事情により1949年11月20日に台北で創刊することになった。当時の蒋介石政権は、アメリカの支持を得るために政治イメージ上知識層の裏付けが必要であり、そのために『自由中国』に対して多額の資金援助を行っていたのである。しかし創刊から半年後の1950年6月、朝鮮戦争が勃発し、アメリカのアジア戦略はその方向転換を余儀なくされ、蒋介石としては『自由中国』のような政治的戦略を設ける必要がなくなった。結果『自由中国』は1951年5月から警

備総司令部(軍に属する治安維持機関)の執拗な嫌がらせを受けるようになっていった。

雷震は立憲主義の知識があり、過去には蒋介石とも付き合いがあったため、服従すれば出世できたはずであるが、彼は民主主義の啓蒙と、政治批判を選択した。そして『自由中国』史上、最も話題となり、多くの版を重ねた『自由中国』1956年10月31日「生誕記念特別号」が出版されることとなった。

事件の発端は、蒋介石が70歳の誕生日を前に「察納雅言(正しい意見を聞き入れる)」「誕生日のお祝いではなく、各界からの進言を期待す

る」とメディアを通じて高らかに宣言したことであった。これに対し、『自由中国』は胡適、陶百川、雷震、徐復観、夏道平など15人の著名な学者からの「進言」を掲載する計画を立てたのである。

この「進言」の内容は、要約すれば、民主的政治体制の確立、強力な反対党(野党)の育成、表現の自由の実効的な保障、党軍の国軍化、司法権の独立の保障、教育の正常化、反共救国会議の迅速な開催などであった。敬語や婉曲的な表現が多い文章だったが、言葉の端々に戒厳令体制に対する批判と揶揄が込められていた。

「生誕記念特別号」は飛ぶように売れたが、



後ろに立っているのは右から呉三連、郭雨新、胡適、李万居(1960年) 提供: 邱万興



アメリカ出身の人権活動家リンダ・G・アリーゴ (Linda Gail Arrigo) の披露宴に参加した雷震 (1978年) 提供: リンダ・G・アリーゴ

同時に党、政府、軍、マスコミから「イデオロギーの密輸であり、共匪（共産党）による「統戦」（中国統一）に道を開くものである」と一斉に攻撃された。さらには、「有毒思想に向けた総攻撃」というパンフレットまで発行され、長期にわたる「世論戦」の様相を呈した。自由中国が提唱した表現の自由、党軍の国軍化、教育の自由化なども、「共匪」の宣伝を目的とした「有毒思想」であると非難されることとなった。

「中国民主党」結成準備

雷震に10年の実刑判決

1960年、雷震が蒋介石の違憲再選に反対したことから、新党結成の準備を始めたことから、両者は完全に決別した。また、同年5月20日に

蔣氏の2期目の総統任期が満了を迎えようとしていたことから、党・政府・軍のメディアは早くから、憲法改正を各方面に懇願・要請し、任期制限を撤廃すべきという世論を誘導していた。しかし『自由中国』は社説や記事で護憲の旗を掲げ、強い反対を表明していた。

1960年3月に開催された国民代表大会では、憲法改正は断念したものの、「動員戡乱時期臨時條款」第3条を「動員戡乱時期において、総統と副総統の任期は連続して2期までと規定する憲法47条の制限を受けない」と改正したため、蒋介石はその後1975年に在任中に亡くなるまで5期連続（総統任期6年）で総統を務めることとなった。

蒋介石の違憲再選を阻止できなかった雷震は、その民主化の夢を李万居、高玉樹、呉三連、郭雨新、郭国基、楊金虎ら72人の党外の民意代表や公職者とともに新党を結成する方向に転じさせ5月18日に台北で開かれた会合で、合意に達した。その後7月から8月にかけて各地で座談会を開催、「中国民主党」が9月末に結成されることを予告した。

新党結成に先駆けて各地の座談会に参加していた雷震は、各地での熱烈な歓迎ぶりに驚き、日記の中にもその感動を書き記していた。しかし、どの座談会も、常に軍や警察、情報当局による妨害や威嚇があり、双方の「ペンによる戦い」は激しさを増していった。

9月1日、雷震は「ここ数日、結党関係者が受けた干渉について告訴する」との緊急声明を発表、「新党結成の運動は、国内外の民主反共主義者の一致した願いであり、国内においては下から上への流れである」と断言した。



雷震

殷海光

傅正

『自由中国』関係者の集合写真

最後列右から4番目が創始者の雷震、右から2番目が主筆の殷海光、1列目左から2番目が編集長の傅正

しかし、その3日後、警備総司令部は雷震を「叛乱に加担した疑い」で逮捕し、軍事法廷に移送した。また、編集長の傅正、マネージャーの馬之驩、当時すでに退職していた会計担当の劉子英も、同様の罪で逮捕された。この逮捕劇は

各界に衝撃を与え、外省人であるか本省人であるかを問わず、多くの者が雷震のために陳情を行った。

雷震の妻で監察委員である宋英は、早速、憲法第8条（人身の自由に関する「適正手続の保



雷震 撮影：潘小俠



夫の雷震のために奔走した監察委員宋英。監察院委員会で関連資料を読み上げる 写真：黄彦文

障」の規定)及び日本の人身保護法に相当する「提審法」の関連規定に基づき、裁判所が雷震逮捕の是非についての判断を下すことを求めたが、すべて棄却された。

また、雲林県議会では、議員の蘇東啓が、愛国知識人である雷震を釈放するよう蒋介石に求めるという議案を提起、全会一致で可決された。当時、45議席のうち39議席を中国国民党員(台湾籍が大半)が占めていたことから、国民の間での雷震の人気は多大なるものだったことがわかる。

しかしこれらはいずれも、蒋介石に嫌悪の念と怒りを感じさせただけであった。蒋介石は總統府で会議を複数回にわたって主宰し、どのような判決を下すべきかを討論した結果、10月8日付の公文書に「雷震の刑期は10年を下回ってはならない」と自ら記載するに至ったのである。同日午後、軍事裁判所は雷震に対して、「知匪不報(共産党員の存在を知りながら通報しな

かった)」「為匪宣伝(共産党のために宣伝をした)」という罪名で懲役10年の判決を下した。

この判決理由は、いわゆる白色テロの時代には、広く使用されていた罪名であったが、これらの罪は実際には、表現の自由とそこから派生する「表現をしない自由」すなわち「黙秘をする権利」をも保障した、中華民國憲法第11条や世界人権宣言第19条に違反したものである。

雷震が懲役10年の判決を受けた後、陶百川ら5人の監察委員は、監察院で「雷震事件調査委員会」を結成し、「調査報告書」の中でこの事件に関する問題点を指摘、訂正案を可決したが、蒋介石の判断を変えるには至らなかった。

結党間近だった「中国民主党」は、雷震事件の後、まず李万居ら党外勢力により招集人会議が開かれ、「中国民主党準備委員会」の設立が発表された。また同時に、雷震の逮捕と有罪判決に対する抗議声明を発表、党結成から手を引かないことを宣言した。

同年9月25日、李万居、高玉樹、夏濤声、王地、郭雨新、許世賢、葉炳煌、蘇東啓、黃玉嬌ら十数人が第一回準備委員会を招集し、次の二つの提案を採択した：①報道官を選出し、警備総司令部に対して新党準備にかかるすべての文書と資料の返還を求める文書を提出すること、②「党報道官の一人である雷震」が公訴を提起されたことについて、それにかかる訴訟費用はすべて同党準備委員会で用意、負担することを表明すること。

しかし、その後、さまざまな方面からの脅迫や弾圧にさらされた結果、多くの人が言論訴訟や争い事を起こされ、同党の結成は実現することなく、そのまま頓挫することになった。

戒厳令下の「自由民主三傑」!

雷震、傅正、殷海光

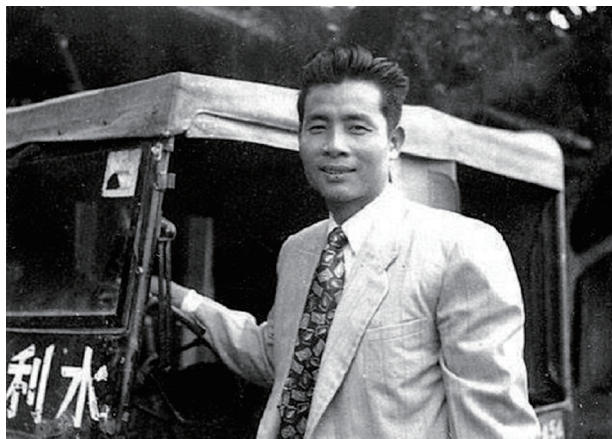
この雷震の一件では、多くの人が党外から支持を表明しただけでなく、そのことについて熱く語る者、嘆き悲しむ者も多くいた。中国出身である雷震が、台湾の草の根レベルで高い評価を得ていたのは、台湾世論における『自由中国』の重

要性もさることながら、早くから日本に留学し、憲法を専攻とした彼が言葉の壁を感じさせず、常に党外勢力と密接にコンタクトをとってきたことにもよる。

なかでも、台湾人の心をしっかりと掴んだのは、雷震が自由民主と平等の「公信力」を重んじてやまなかったことであった。例えば、1958年7月の『自由中国』の社説は、「中央政府のどの省庁にも、台湾人が一人もいないのに、台湾人が国の主としての地位を回復したと信じさせることができるのだろうか」と露骨に述べている。

『自由中国』は政論誌として出発し、大衆的な基盤はなかったが、その立憲主義に関する論述は、大衆的な基盤をもつ党外勢力らとともに、新政党を結成する求心力となっていた。一方、権威主義体制は、その基盤や正統性がますます脆弱になっており、これを容認することはできなくなっていた。

殷海光(1919-1969)は、投獄こそされなかったものの、国立台湾大学哲学科の教授職を追われ、情報当局によりその生活を厳しく監視された。また、その印税収入を絶つために、殷の書籍を出版していた出版社は脅迫され、その出

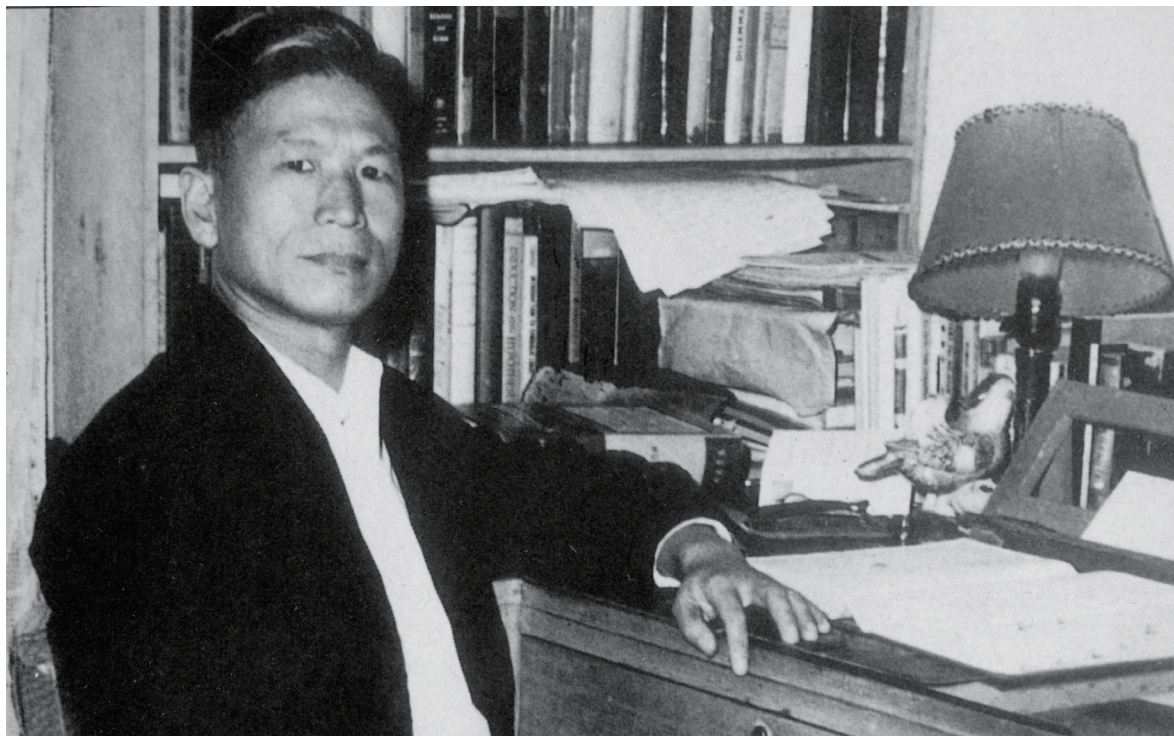


蘇東啓(1923～1992)

雲林県議会議員時代には、蒋介石総統に対して愛国知識人である雷震の釈放を求める議案を提起、反対意見なく全会一致で可決された

出典：雲林国家文化記憶図書館ウェブサイト 

<http://data.yunlin-memory.cool/taxonomy/term/639>



リベラリズムの巨匠、殷海光氏 若くして亡くなったが、殷海光が残した文章や著作は、多くの「党外新世代」から「お会いしたことがない恩師」と崇められている 提供：財団法人紀念殷海光先生學術基金会

版・再版は禁じられた。胃がんを患った殷は、雷震の出獄を待つことなく、1969年、志半ばにして50歳足らずの若さで亡くなった。

しかし、『自由中国』と殷海光の著作は、台湾の民主化運動に大きな影響を与えた。1975年以降、台湾の反対運動に身を投じてきた「党外新世代」の多くは、特殊な縁あって、無意識のうちに『自由中国』と殷海光の文章に触れる機会があり、深い影響を受けたと語り、殷は「お会いしたことがない恩師」と崇められている。

美麗島事件の受難者の一人で、雑誌『美麗島』編集長の陳忠信（1949年生、ペンネーム「杭之」）も似たような流れをたどっている。

1979年に党外雑誌『八十年代』に関わると、設立者で立法委員の康寧祥に働きかけ、民主教育の理論武装をはかるため『自由中国』の記事をまとめるよう進言したことで、すぐに認知・支持されるに至った。

結局、『地方自治と選挙』『司法の独立』『表現の自由』『反対党問題』の4冊が編纂された。当初の構想では、さらに「自由」「民主」「総論」の3テーマが含まれていたが、『美麗島』にかかりきりとなり、またその後収監されたため立ち消えとなった。

党外勢力からすれば、戒厳令下の台湾で、雷震、殷海光とともに「自由民主三傑」と呼ばれた傅正（1927-1991）は、中国民主党と民主進歩

党、両党の結成に参画した数少ない結党活動家である。傅は当初『自由中国』の読者でしかなかったが、その後寄稿者となり、最後は雷震に誘われて編集長兼雷震の秘書となった。

逮捕・投獄された時、傅はまだ33歳だった。司法裁判を経ずに3年間の「感化」の決定を受けたが、その期間満了時に再度「共産主義的思想がある」ことを理由として3年間延期された。傅が有罪となったのは「中国青年救国団」（救国団）への批判や、国庫と党庫が区別されていないことに反対する記事を書いたことのほか、蒋介石の違憲再選に反対する2本の記事がその主たる理由であった。

「護憲乎？ 毀憲乎？——望国大代表作明智

的抉択（憲法を守るか？ 憲法を破壊か？—国民大会代表が賢明な選択をすることを望む）」「豈容『御用』大法官濫用解释权？（御用「大法官」たちによる憲法解释权の濫用を許すのか？）」などの発表により、傅は、「文字によって自分たちの意見を国民大会代表に強要した」「大法官を『御用』の道具であると根拠ない批判をした」ことで起訴された。

傅正は、雷震による国を救うための心からの進言「救亡図存献議」の完成に協力した後に筆を絶ち、政論からは距離を置いていた。しかし、1979年12月末に美麗島事件が勃発すると、それを憂いて再び党外運動に身を投じた。1986年には「党禁」（新規政党結成禁止）を破って民



台湾で唯一、「中国国民党」と「民主進歩党」の結成に参画した傅正。戒厳令解除後に街頭で 撮影：黄彦文

台灣自救宣言30週



1994年9月4日「台湾自救運動宣言」30周年記念パーティーで花束の贈呈を受ける(左から)謝聰敏、彭明敏、魏廷朝の3人 提供:張慶恵

主進歩党設立を発表し、傅正とともに重要な役割を果たすことになった。

「台湾自救運動宣言」—— 配られなかったチラシ (1964年)

「一つの中国、一つの台湾」はすでに揺るぎのない事実である!ヨーロッパ、アメリカ、アフリカ、アジアを問わず、中国共産党を承認しているかどうかを問わず、「一つの中国、一つの台湾」が世界に受け入れられている。

21世紀に入って20年以上たった今日、この一節はしばしば新聞の政治欄に登場する「ニュース」のように思えるかもしれないが、実はこれは、半世紀以上前の1964年に彭明敏、魏廷朝、謝聰敏らが起草した約6000字の「台湾自救運動宣言」の中で最も強力かつ未来を予見した一節なのである。しかし、当時の戒嚴令下ではこのような「予見」は有罪であった。

同宣言は次のように主張している:中国の国土と人民を捨てた蔣政権は中国を代表できな



い、民主化を拒否しており、台湾を代表できない、過去に革命によって自由と民主化を追求した中国国民党も代表できない。

また、「政府がその立場と政策に固執するならば、いつか国連から追放されることとなるだろう」と言い切った。その後、第26回国際連合総会2758号決議（通称アルバニア決議）では、本当に「追放」という言葉が使用された。

「台湾自救運動宣言」は「我々の目標」を次のように記している：

一、「反攻大陸（中国大陆を取り戻そう）」が絶対に不可能であることを確認し、蒋政権を打倒し、1200万人の力を集結して、省籍の何処を問わず、団結に心を砕き、新しい国家を建設し、新しい政府を樹立する。

二、新憲法を制定し、基本的人権を保障するとともに、国会に対して責任を持つ効率的な政府を成立させ、真の民主主義を実現する。

三、自由主義世界の一員として、国連に再加盟し、平和を愛するすべての国々と国交を結び、共同して世界平和のために尽力する。

同宣言は計1万部印刷され、党外の民意代表、声望を得ていた医師、教師、公務員、軍人などに送られる手筈であった。極めて慎重かつ密かに印刷が行われたが、情報当局の厳しい社会的監視のもと、9月20日、3人は逮捕された。

3人は残酷な拷問を受けた後、軍事裁判にかけられ、彭明敏は8年、謝聰敏は10年、魏廷朝は8年の有期刑の判決が言い渡された。しかし、アムネスティ・インターナショナルやアメリカの関心と圧力により、蒋介石は翌1965年11月3日に彭明敏を特赦赦免した。しかし彭はその後も厳重な監視下に置かれ、自宅に軟禁された状態だったが、1970年1月、奇跡的にスウェーデンへ逃亡することができた。

同宣言は台湾では秘密裏に流通していたが、1966年に結成された「全米台湾独立連盟」（The United Formosans in America for Independence: UFAl）が募った募金によって、同年11月20日のニューヨークタイムズに掲載されると、海外の多くの台湾人が知るところとなった。

三、党外雑誌の継承と逆襲

国連憲章が人民の自決権を尊重していることから、1960年代にはアフリカの多くの旧植民地が独立した。そのため、中国の代表権を問う国連総会の投票では、中国共産党政権を支持するこれら新興国の票が増えることになった。また、1970年、アメリカのニクソン大統領はソ連を牽制するために中国共産党政権に接近したことから、国連における中華民国政府の中国代表の座は、さらに危ういものとなっていった。

1971年10月25日、第26回国連総会で「国際連合における中華人民共和国の合法的権利回復の問題」に関する第26回国際連合総会2758号決議が採決された。長年の外交闘争の末、中華人民共和国政府に中国代表としての権利が認められたのである。

当時、台湾のメディアは国連を「排我納匪(我が国を排除し共産党を受け入れた)」と非難、ニュースには「国際的な流れに反する宥和」「共産勢力の横行」といった見出しが、キャンパスには「全力で蒋介石総統を支持する」「莊敬自強・処変不惊(状況の変化に驚かず、自らを強くせよ)」などのスローガンが溢れていた。しかし現実には、国民は震撼し、社会は怯え、知識人は不安に陥っていた。

「救亡図存献議」―

雷震による国を救うための心からの進言 (1972年)

1970年秋、刑期を終えて出所した雷震は、中華民国の国連での立場が危ういと感じ、自らの日記に台湾はどうするべきかを記していた。それは翌年、傅正の協力を得て約3万字に及ぶ「救亡図存献議」にまとめられた。同文の中で雷震は、「一刻も早い中華台湾民主国成立の宣言」「新憲法の制定」「政治・軍事改革」「民主憲政の実施」などを提案、「自由と民主」を武器に国際社会の支持を得て、中国共産党政権による併合の野望に抵抗すべきだとした。

1972年1月10日、雷震は「救亡図存献議」の原本を総統蒋介石に、印刷した4部を副総統兼行政院長の嚴家淦、行政院副院長の蔣経国、総統府秘書長の張群、国家安全会議秘書長の黃少谷に送った。また同封した手紙の中で「まだ誰にも見せておらず、また公にもしていない」と記し、自らの提言が採択されることを望んだ。しかし、雷震のこの思いは、何の反応も得られなかった。

実際、中国国民党籍の古参外交官である葉公超や楊西崑などは、早い時期から国際情勢の



1975年4月16日 桃園の慈湖に向かう蒋介石総統の棺を見送るため、教官(学内駐在軍人)の引率のもと沿道に膝をつく学生たち 提供:中央通信社

不利を感じ、何度も蒋介石に「二つの中国」を受け入れるよう進言したが、「漢賊不兩立(漢・中国国民党と賊・中国共産党は相容れない)」とされ、機会を逸してしまっていた。中華民国が国連で議席を失うと、楊西崑は更に国名を「中華台湾共和国」とすべきだと提案した。

アメリカ国務省の機密解除電報「台北5869」によると、楊西崑は、台湾の将来を決める国民投票の実施や新憲法の制定などを、アメリカが支持し、蒋介石を説得することを望んでいた。

つまり、国連の議席を失った後の台湾の知的エリートは、早くから台湾独立に反対していた雷震にせよ、体制内の外交官僚にせよ、その省籍を問わず、台湾の将来について、図らずも彭明敏らが1964年に掲げた「台湾自救運動宣言」と本質的に同じ見解を共有していたのである。

蒋介石と蔣経国はどちらも雷震に対しては、何の反応も示さなかったが、「救亡図存献議」の

改革案は、蔣経国の主要政策に形を変えて現れていた。

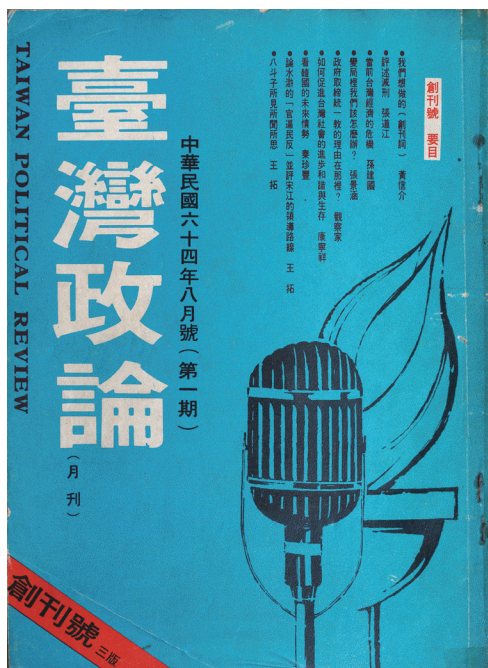
例えば、それまでは軍事だけを財政面で優遇していたが、本格的な台湾経営に乗り出し、いわゆる「十大建設」(大規模インフラ整備計画)を推進した。

また1972年以降、定期改選が行われる「小規模増員立法委員選挙」(選挙区選出及び職業別選出議員計36議席、総統が選出する華僑議員15議席。任期はどちらも3年)が実施された。しかし、民意により選出された民意代表が国会に占める割合はわずか1割しかなかった。

『台湾政論』—

初の選挙向け党外雑誌(1975年)

1975年4月5日の蒋介石の死後、ベトナム、フィリピン、タイなどの国が相次いで台湾と断交



1975年8月『台湾政論』創刊号とその後毎号表紙を飾ったマイクは、街頭演説のイメージでその理念を表現していた 提供：廖為民



1975年12月「不滅の虎将」増員立法委員選挙に出馬した郭雨新の選挙資料 提供：邱万興

し、台湾と国交のある国は28カ国、ヨーロッパではバチカンのみとなった。「アジアの孤児」となってしまったのではないかと、の重苦しい雰囲気。ただよう中で、同年8月、年末の「第2次増員立法委員選挙」に合わせて、『台湾政論』が創刊された。

『台湾政論』は、党外立法委員の康寧祥が、同じく立法委員の黄信介を招いて共同創刊したもので、総編集長に張俊宏、副編集長に黄華と張金策、法律顧問に姚嘉文、社務委員には党外民意代表の郭雨新、黄順興らが就任した。一方、執筆者としては、大学教授では林鐘雄、蔡政文、陳鼓應らが、作家では王拓、王杏慶(南方朔)、蘇慶黎、葉榮鐘、王詩琅、李慶栄、張化民

などが名を連ねた。

『台湾政論』は、これまで中国籍の知識人が党外誌を一手に支えてきた状況を打破し、台湾籍の知識人が創刊した初の党外誌となった。それまで、政府は日本語による新聞や雑誌を一切禁止していたため、選挙時のわずかな期間に街頭で演説ができる、短い「言論の休暇」を除いては、日本語世代である台湾本土の知識人の文章力や論述能力は何の力にもならなかった。

台湾初の選挙向け党外雑誌である『台湾政論』は、選挙と結びついた民主化運動であった。演説を得意とする黄信介らは、北から南まで選挙戦を盛り上げた。

1960年に『自由中国』が休刊してから15年

以上が経過し、他の党外雑誌も経営破綻していた当時、台湾の言論界には閉塞感が漂っていたが、『台湾政論』はわずか5期発行されただけではあったものの、『自由中国』の爆発的な売れ行きを再現したのである。

「選挙特大号」と銘打った第5期は、「内乱罪を煽動している。事態は深刻」と判断され、休刊を迫られた。これにより、政治的粛清の恐ろしい雰囲気が一瞬にして蔓延してしまった。その結果、1975年の立法委員選挙では、康寧祥、黄順興、徐世賢らが党外から当選を果たしたものの、22年間省議員を務めた郭雨新が「膨大な数の無効票」によって落選した。

郭雨新が選挙資料中に掲げた「国会議員の全面改選」「戒厳令の解除」「新聞の解禁」「政治犯の釈放」「総統と台北市長の直接選挙」の

うち、「総統の直接選挙」の一項が、当時代理総統だった嚴家淦の任期が切れた後、総統になることを心待ちにしていた蔣経国をひどく怒らせたと言われている。

『台湾政論』の停刊を契機に、海外での出版に協力していた頼義雄(在米博士)ら15人は、アメリカの5都市で署名運動やデモを行い、在米大使館や領事館を取り囲んで表現の自由の保障を求めた。また、蔣経国に対して公開書簡を送り、休刊処分の撤回と、人権を尊重すること、迫害或いは逮捕をしないことなどを求めた。

この抗議がアメリカのメディアによって報道されたため、黄信介、康寧祥らは政治的な粛清を受けずに済んだ。

しかし、半年後の1976年7月、副編集長の黄華が逮捕され、「他人を煽動して内乱を起こさ



1977年11月19日 台湾の地方公職選挙「統一五選挙」で、開票の不正に抗議する「中壢事件」が勃発
提供:張富忠

せた。事態は深刻」として起訴され、懲役10年の実刑判決が下された。

党外で高い評価を受けていた郭雨信が「落選させられた」ことで、票の不正操作に対する党外支持者の長年の怒りは臨界点に達した。1977年、5つの地方選挙（県・市長、県・市議員、台湾省議員、台北市議員及び各県の郷鎮市長選挙）を同日に行う「地方公職統一五選挙」においては「『作票』（開票の不正）を許さない」という姿勢を大々的に打ち出した結果、桃園県の群衆が票の不正操作に抗議する「中壢事件」を引き起こしたのである。

「中壢事件」は、二二八事件以来の大規模な街頭抗議衝突事件であった。警察署は破壊・焼却され、警察は民衆に対して発砲、国立中央大

学の学生江文国、及びまだ青年だった張子平が死亡、劉世栄少年が重傷を負った。

この事件は海外のメディアでも報道され、当時行政院長だった蔣経国は政治的威信を損ない、後の「美麗島大逮捕」の導火線となった。

この「統一五選挙」は、台湾で行われた選挙としては、当時最大規模のものであったこともあり、もともと個人として独立する傾向にあった党外人士たちが世代を超えて統合・団結し始め、高雄県知事の黄友仁、桃園県知事の許信良、省議会議員の林義雄、張俊宏、邱連輝、蘇洪月嬌など、多くの当選者を出した前例のない選挙となった。

1978年5月、各界の予想通り、蔣経国が総統に就任した。一方、党外ではそのころ、「統一五



1979年1月22日 党外勢力の精神的支柱であった余登発氏が共産党のスパイの濡れ衣を着せられると、「党外新世代」は高雄橋頭に集結し、戒嚴令下初のデモを展開した 撮影：陳博文



1979年9月28日 雑誌『美麗島』が高雄にサービスセンターを設立。増員立法委員の黄信介が台湾南部に赴き演説を行った 撮影：陳博文

選挙」の結果を受け、12月23日の「中央民意代表（国会議員・立法委員）増員選挙」に向け、「台湾党外人士助選団」（党外人士による選挙応援組織）が全国各地での演説を盛り上げていた。

しかし、投票日の1週間前、アメリカは1979年の元旦で国交を断絶することを予告したため、蔣経国は即日選挙の中止とすべての選挙活動の停止を発表した。それを受けて株式市場は大暴落、資本は流出し、パニックとなった市民たちは移民の道へ走った。

中国国民党は党外勢力を威圧し、その団結を崩すために、「雷震事件」の再演をもくろんだ。1月21日に党外勢力の精神的支柱である余登

発氏を「共産党のスパイ」に仕立て上げ、逮捕した。しかし、「党外新世代」は一晩で高雄県橋頭郷に集結し、翌22日午前から戒厳体制下初のデモ、「橋頭事件」を引き起こした。

時の政権は、権威主義体制の威信が内外において深刻に問われているこの期に及んでさえ、「法を遵守した処置」を採ることはなかった。監察院は無断欠勤をして違法なデモに参加したとして、桃園県知事である許信良の「弾劾案」を4月20日付で可決、その結果、許信良は公務員懲戒委員会から停職処分を受けた。

しかし、いずれも威圧的な効果はなく、むしろ党外の支持者の義憤をさらに刺激しただけだっ

and those who attacked the ice and security units.

After the investigation is completed, the case will be reported to the justice authorities, the general explained.

This is an AF radiophone of the...
...which is 147...
...Vol. 30...
...Saturday, December 15, 1973



This is what Shih Ming-teh looks like. His former wife (sister) on Dec. 1, the Kaohsiung trial of which he acted as

Shih's Protest Gives Himself

Hsu Chengde, the man who harbored Shih Ming-teh, has turned himself in to the authorities, according to an informed source.

The information, however, cannot be immediately confirmed.

A small time for

Time
para
tribu
fard
H
few

prisoners, it would be to encouraging treachery to those would ally to the law-abiding. Was it not intentional? Shih Ming-tse, Wei

[illegible]

ない姿勢
の賢

[illegible][illegible][illegible]

各県・市に次々と設置されたサービスセンターの運営からもうかがえるように、『美麗島』は明らかに政治運動機関の機関誌であり、「党禁」（新規政党結成禁止）のもとでの「名もなき党」であった。これは19年前の『自由中国』及び植民地時代に日本語の教育を受けたエリート世代の未だかつて叶ったことのない夢だった。



1979年8月～11月
雑誌『美麗島』は4期のみ発行された
提供: 張富忠

権威主義体制は『台湾政論』を5期まで容認できたが、『美麗島』は4期までだった。しかもその過程においては、極右団体と軍部警察の情報当局が過度の尾行、嫌がらせ、暴力的威圧を繰り返したことで、対立はエスカレートする一方だった。そんな中、12月10日の国際人権デーに開催された高雄演説会において、世界に衝撃を与える「美麗島事件」が発生することとなった。

警備総司令部は152人の大量逮捕を行ったが、これは1960年代以来最大規模の粛清行動であった。戒厳令下の台湾では、これに対して抗議を行う声がかかることはなかったが、海外の台湾人コミュニティでは、かつてない総動員がかけられ、あらゆる手段を通じたロビー活動、救援、支援が行われた。

美麗島事件は、国際メディアの注目、アメリカ在台協会(AIT: American Institute in

Taiwan)や、多くのアメリカ下院議員の関心を集めたほか、台湾・中華知識人による署名が蔣経国へ届けられるなどした。また、ニューヨークタイムズは、「裁きを受けるのはこれらの人々ではなく、台湾の民主制度そのものだ」と強く訴えたハーバード大学の余英世教授の投書を掲載した。総統就任後2年も経っていない蔣経国にとって、このような国際的圧力は相当なものであったことは疑いがない。

その結果、蔣経国は軍事法廷での公判を「公開審判」とし、また軍法審判の対象を縮小するという譲歩をせざるをえなくなった。2月20日、警備総司令部軍法処は、91人を釈放したほか、黄信介、施明德、張俊宏、姚嘉文、林義雄、陳菊、呂秀蓮、林弘宣ら8人を叛乱罪で起訴、他の37人を司法審判に移送すると発表した。

しかし、このような政治的譲歩は極右勢力の

不満につながった。歴史的意義を持つ「2月28日」に林義雄の母親と幼い娘2人が殺害される事件が発生し、国内外の台湾人を震撼させることとなった。この事件が台湾メディアで大きく取り上げられたことで、「美麗島裁判」に対する台湾各界の関心はさらに高まることとなった。

1980年3月18日から始まった9日間の「美麗島裁判」には国内外のマスコミが大挙して押し寄せ、軍事法廷においてすべての被告と弁護人が答弁の中で自由、民主、人権、独立の理念を主張したと大々的に報道した。これは、当時限られた情報しか与えられなかった台湾社会にとっては、衝撃的な「政治教育」となった。

特に「公開裁判」に伴う報道は、自分の頭で考えることを恐れない若い知識人たちに刺激を与えることとなった。彼らは軍事裁判後には反対運動を積極的に支持、また選挙にも参加し、

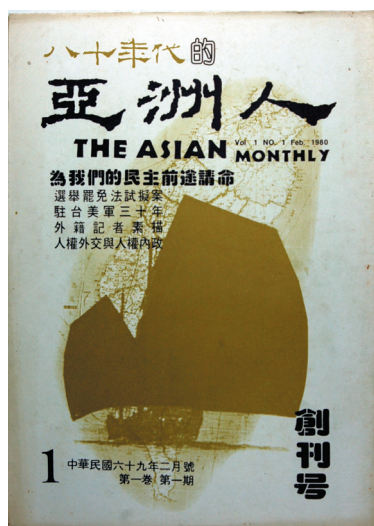
台湾における民主の波と街頭抗議運動の高まりへとつながった。

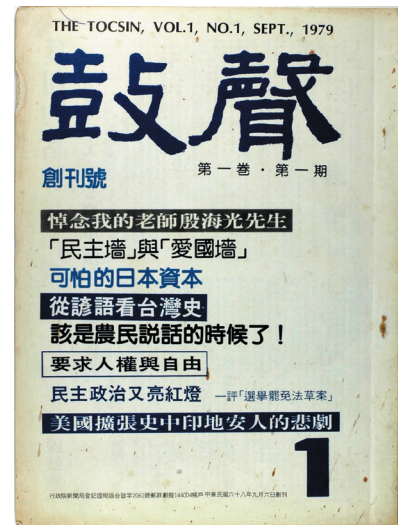
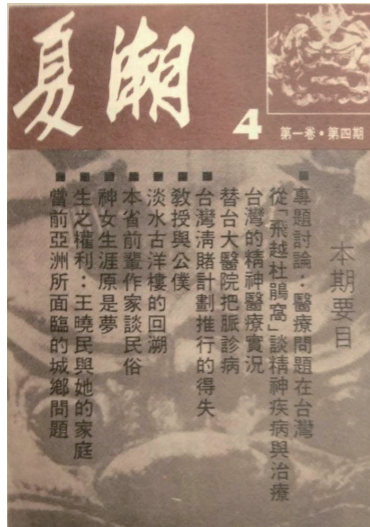
この80年代の民主化の波は、まず党外雑誌の急増によってもたらされた。警備総司令部の雑誌検閲、差し押さえ、休刊などの徹底的な対策により、一時的には資金難に陥ったが、それは一方で販売促進の起爆剤にもなった。

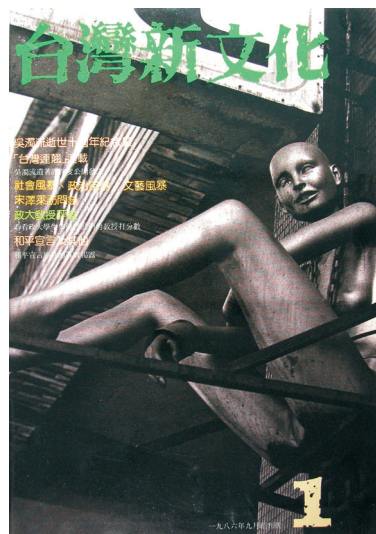
思想武装は、その後より勇敢な街頭抗議運動へと姿を変え、1986年には「党禁」（新規政党結成禁止）が、1987年には戒厳令が、1988年には「報禁」（報道メディア制限）がそれぞれ解除され、民主化運動は前進を続けていくことになる。











各種党外雜誌 提供：鄭南榕基金會、廖為民



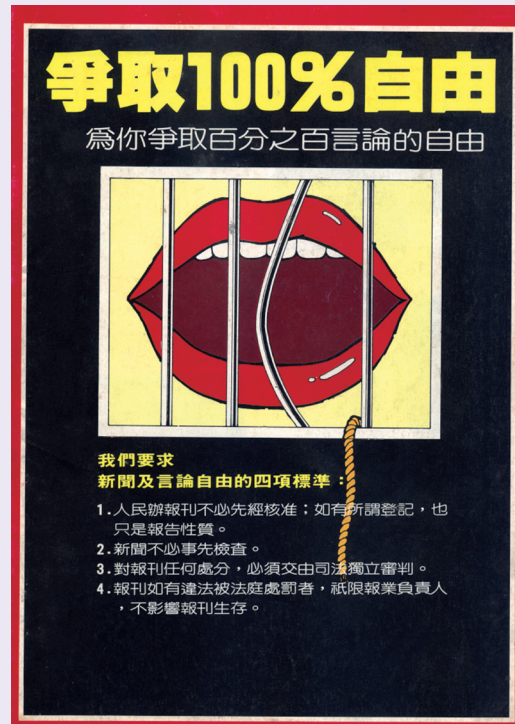
発禁になるたびに名前を変えて再刊される雑誌『自由時代』各号表紙の前に立つ鄭南榕 撮影：張芳聞



第二章

戒嚴令解除と100% の表現の自由の防衛

- 一、蔡有全、許曹徳事件 — 戒嚴令解除後初の台湾独立組織 (1987年8月30日)
- 二、鄭南榕事件 — 表現の自由の殉道者 (1989年4月7日)
- 三、黄華事件 — 台湾建国スケジュール (1990年1月3日)
- 四、独台会事件 — 大学構内での蠢動から社会の覚醒へ (1991年5月9日)
- 五、台建事件 — 「台湾独立に関する結社権」を守るための街頭抗議グループ (1991年5月16日)



週刊誌『自由時代』の裏表紙
提供：鄭南榕基金會

1987年7月15日、38年と56日続いた戒厳令が解除された。

台湾の民主化の先駆者たちは、省籍、エスニック・グループに関係なく、抗議闘争にその身を投じていった。特に、1980年3月の美麗島事件の軍事裁判という世間を震撼させた民主教育は、より多くの「党外新世代」を刺激し、彼らが民主化運動に参加する契機となった。

党と軍に独占されたメディアによって言論が封殺され、中傷されながらも、民主化を求める運動は、選挙の度に、街頭や議会において民主化の波を押し上げていった。

アメリカ議会は、海外の台湾系団体の強い働きかけもあり、1985年に上院で台湾の民主化を支持する決議案を可決、同年8月17日にはレ

ーガン大統領が、台湾政府に民主化を実施するよう特別に促す項目を設けた「1986年度外交関係授權法案」に署名した。

1986年には、アメリカ下院も台湾政府に対し、「党禁」（新規政党結成禁止）の解除を求める決議案を可決している。同年8月20日、上院外交委員会のルーガー委員長が台湾を訪れ、党禁と戒厳令の解除を直接提案した。

こうした中、1986年には戒厳令の解除を求める「五一九綠色行動」が決行された。

そして幸運にも、『自由中国』での雷震事件や、『美麗島』での軍事裁判のような運命を繰り返すことなく、9月28日には「党禁」が解かれることを待たずして、党外に対し民主進歩党の結成が宣言された。



蔡有全、許曹徳両事件の当事者、前列右から2人目が蔡有全、3人目が許曹徳 撮影：劉振祥

一、蔡有全、許曹徳事件 —— 戒厳令解除後初の台湾独立組織

内外の圧力に屈した政府はやむなく戒厳令解除を宣言した。しかし、1987年に「動員戡乱時期国家安全法」を制定、同法第2条には「人民による集会や結社は、憲法に違反してはならず、共産主義若しくは国土の分裂を主張してはならない」との規定が設けられた。

この規定は、当時まだ有効だった「動員戡乱時期臨時條款」「懲治叛乱条例」「刑法第100条」とともに、国民が台湾の将来に対して行う表現の自由、集会・結社の自由に対して、幾重もの足かせをかけるものとなった。

「蔡有全、許曹徳台独(台湾独立)事件」は、戒

厳令解除後、初めて台湾独立を主張した組織が「叛乱罪」で起訴され、重罪との判断を下された事件である。

戒厳令解除からわずか1カ月半後の1987年8月30日、台北アンバサダーホテル2階の国際ホールに、政治受難者数百名が集まり、「台湾政治受難者聯誼總會」の設立を発表、『自由時代』の創刊者である鄭南榕も応援に駆けつけていた。

美麗島事件の政治受難者の一人である蔡有全(1951-2017)が会議の司会者に出出されたのち、会規約が討論されたが、第3条の「台湾



牧師らによる蔡有全、許曹徳の釈放の要求 撮影：劉振祥

の前途は台湾の全住民により決定されるべきである」という基本合意を、会員の許曹徳は「台湾は独立すべきである」に変更するよう提案した。

許曹徳は、「私たち政治犯ですら台湾の前途について発言できないならば、私たちは皆、ただ無駄に刑務所にいたことになる。台湾は自決し共和国となるべきだ!」と熱く語り、彼の提案は、出席していた政治受難者の大多数から支持された。

許曹徳(1937-2018年)は10歳の時に基隆で二二八事件の惨状を目撃している。国立台湾大学政治学科を卒業後、実業家となったが、時事に関心を持ち続け、台湾独立意識が強かった。1968年に台湾独立事件に巻き込まれ、「懲治叛乱条例」第2条第3号により懲役8年の判決を受けたが、蒋介石死去に伴う特赦により、1975年に出獄することとなった。

「台湾政治受難者聯誼総会」は、台湾独立を掲げたために拷問を受けたり、投獄されたりした政治受難者によって構成されていた。そのため、準備委員会の設立から会規約の作成、「新しい独立した国の建設」という宣言の発表、夜の演説会に至るまでのすべてが、戒厳令解除後の集会・結社により、権威主義体制への抗議・挑戦を行うことを目的としていたことは明らかであった。

事件当日の夜、台北市の金華国民中学校のグラウンドに会場を移して、予定通り盛大な演説会が行われていた。民主進歩党の結党時の主席である江鵬堅のほか、陳菊、陳唐山、陳翠玉、陳永興、柯旗化、張溫鷹、高俊明牧師など、党外の高名な人物が応援に駆けつけた。

蔡有全は演説会で会規約と宣言を発表し、「台湾独立」を追求するよう公然と聴衆を鼓舞

した。長年にわたり、台湾独立叛乱の罪で起訴された政治受難者は後を絶たないが、これほど高らかに、公然と台湾独立運動の会規約や宣言を掲げたものは前代未聞だった。

戒厳令の解除を発表したばかりの政権にとって、これほど処置に困った問題もなかったであろう。演説会から1ヶ月以上経った10月12日、台湾高等検察庁の葉金宝検事は、許曹徳と蔡有全を「叛乱罪」で逮捕、起訴した。

アムネスティ・インターナショナルは直ちに懸念を表明、蔡有全、許曹徳はいわゆる「良心の囚人」であるとして、即時かつ無条件の釈放を要求した。

また戒厳令解除後初の台湾独立叛乱事件で

あったため、政治的指標としての意義の高さから、各界は次の一手を注視していたが、その後硬直状態は3ヶ月間続いた。

この間、台湾のキリスト教長老派教会や社会運動団体、結党後一年も経っていない民主進歩党からも連帯して声を上げた。1987年11月9日、民主進歩党は第2回全国党員代表大会を開催、「人民には台湾独立を主張する自由がある」という決議文を採択した。

1988年1月13日、蔣経国が死去すると、李登輝副総統が憲法に基づき、総統代理への就任を宣言した。「初の台湾人総統」である李の総統就任により、政界に大きな変化を期待する雰囲気 が充満していた3日後の16日、高等裁判所



1988年の蔡・許両氏の台独事件裁判の法廷の様子。支持者と憲兵隊の衝突 撮影：黄彦文

は早々と「蔡許台独事件」の判決を次のように言い渡した。

蔡有全は「国土を不法に占拠する目的をもってその準備をした」罪で懲役11年、許曹徳はその共謀罪で懲役10年を言い渡された。

高等裁判所の重い判決を前に、2人は法廷で「判決に反対、台湾は独立すべきだ」「亡国の判決だ、台湾は独立すべきだ」などと声高に叫んだ。また、法廷内外の支持者たちは、同様の司法迫害を受ける可能性もあったにも関わらず、「台湾は独立すべきだ、台湾独立万歳」と声を上げた。

鄭南榕は、戒厳令解除前においても、すでに度々民衆を動員して戒厳令の解除や二二八事件名誉回復を訴えていたが、この判決に関しても、北から南まで多くのデモと演説を行い、「蔡有全、許曹徳の釈放」「言論の自由!台湾独立は無罪!」などのスローガンが、台湾全土の路上に響き渡った。



民衆は蔡有全と許曹徳の釈放を求めた
撮影:宋隆泉



二、鄭南榕事件 —— 表現の自由の殉道者

世界人権宣言40周年にあたる1988年12月10日の国際人権デーに鄭南榕によって創刊された『自由時代』は、日本に留学経験のある法政治学者の許世楷博士が起案した『台湾共和国憲法草案』を掲載した。翌年1月21日、鄭南榕は「叛乱の疑い」で台湾高等検察庁から出頭要請を受けることとなった。

戒厳令が解除されて1年半の内に検察による捜査が行われた叛乱罪事件としては、「蔡許台独事件」に続いて2件目となった。

鄭南榕は「絶対に出廷しない」ことを公表し、また1月27日には「中国国民党は私を捕まえることはできない。捕まえられるのは私の死体だけだ」と宣言、以来71日間編集室に立て籠もった。

4月7日午前7時過ぎ、警察は雑誌『自由時代』の強制調査に踏み切ったが、鄭南榕は自らに火をつけ焼身自殺を遂げた。

鄭南榕の自殺は国内外各界に衝撃を与えた。国立台湾大学の校門には、当日すぐに多数の白い横断幕が掲げられ、学生たちが座り込みと演説を行った。これは鄭南榕に対する哀悼の意を表しただけでなく、権威主義体制に抗議するものでもあった。

1988年に「報禁」（新規新聞発行禁止）が解除されたことにより創刊され、当時まだ創刊1年も経っていなかった『自立早報』は、その夜の編集会議を戦々恐々とした雰囲気の中に行った。

編集会議において、「国民の知る権利」というメディアの義務を果たすため、鄭南榕を有罪にした『台湾共和国憲法草案』の全文を翌日掲載することが決議された。これは取りも直さず、表現の自由と報道の自由を守るための具体的行動であった。

しかし、当時はまだメディアが党・政府・軍に独占されており、主流のメディアは鄭南榕に関する歪曲・スキャンダラスな報道ばかりであった。鄭南榕の妻、葉菊蘭は悲しみをこらえ、マスコミに公正な報道をするよう訴えた。

鄭南榕の焼身自殺は、決して突然の出来事ではなかった。鄭南榕は、編集室での2ヶ月間の立て籠もりの間、『自由時代』を通常通り発行し続けたが、同時に、積極的にガソリンを準備したほか、窓枠には鉄格子を、上下階をつなぐ踊り場には鉄の扉を設置し、またそのことを躊躇なく警察に知らせ、死ぬまで抵抗し妥協しない意志を示した。

街頭運動を通じて、せいぜい2、3年ほど前から鄭南榕を知っていた支持者でさえも、彼の意志をよく理解しており、軍や警察が彼を強制的に逮捕するのを阻止したい、さらには鄭南榕が逮捕に抵抗して火を放つことを阻止したいと考え、自ら進んで交代で雑誌社内外に陣取った。しかし、その願いは叶うことがなかった。

そんな中、唯一鄭南榕の意志を過小評価し



台湾人権促進会から『自由時代』に贈られた額の前に立つ鄭南榕 撮影：潘小俠

たのは時の権威主義政権だった。まさに壮年期を迎え、妻葉菊蘭と幼い娘鄭竹梅を心から愛する鄭南榕が、その命と幸せを手放すことを、彼らは理解できなかったのである。

タブーを破る最先鋒 党外勢力を刺激し加速前進

1947年9月12日、台北に生まれ、宜蘭で育った鄭南榕は、自由主義の先駆者殷海光に憧れ、1968年に国立台湾大学哲学科に転校したが、この時殷海光はすでに同校の職を解かれていた。鄭南榕は、情報当局の監視の目を無視し、軟禁されている殷海光のもとをたびたび訪れ、教えを受けていた。

学歴が重要視され、国立台湾大学が最高学府であった時代において、鄭南榕は思想の自由を訴え、同大学の卒業証書を手放すことすら辞さぬ考えで、当時大学の必修科目であった「国父(孫文)思想」の履修を拒否した。脅迫や誘惑にも動じない彼のこの性格は、殉道する前の彼の政治的性格にも反映されている。

殷海光の自由主義的な思想を除けば、もともと党外運動とは無縁の実業家であった鄭南榕だが、美麗島事件、「林宅血案」(林家殺人事件)、美麗島軍事裁判といった一連の事件の後の1981年から党外雑誌『深耕』『政治家』などで執筆するようになった。

原稿を書くため頻繁に立法院に出入りし傍聴をしていた鄭南榕は、すぐに党外雑誌と民主化運動を運営する方法を考え出し、1984年に週刊誌『自由時代』を創刊した。『自由中国』を設立した雷震同様、人民の「覚醒」が最も重要であると考えた鄭南榕は、「人民の力が完全に覚醒してこそ、台湾でも公理と正義が勝つ日が来る」と固く信じていた。





1986年5月19日 台北市の龍山寺で戒厳令の解除を求める「五一九綠色行動」が行われたが、この行動は鄭南榕により『自由時代』を通じて広く伝えられた 撮影：宋隆泉

鄭南榕はタブーを恐れず、党外反対運動において思想と言動、行動が一致していた先駆者であった。『自由時代』は、勇敢にも蔣家の神話、軍の腐敗、中国国民党の内部闘争などを暴き、窒息しそうなほどの息苦しさに包まれた台湾のジャーナリズムを刺激し続けたが、発行禁止と出版停止の最多記録を打ち立てた。

戒厳令が解除されるまで、民主進歩党の歴史と密接に関わり、政治の方向性を決定づけた抗議運動は、鄭南榕が『自由時代』と連携して主導したものが多かった。しかもそれらはすべて政治的タブーへの挑戦として注目され、街頭抗議運動への流れをリードしていった。

1980年代後半、鄭南榕は絶えず大衆運動を行い、その短い生涯の最後の4年間には相次いで「五一九緑色行動」「二二八事件平反運動（名譽回復運動）」「台湾新国家運動」などの大衆運動を行ったが、それらはいずれも、戒厳令下でのタブーを破り、「党外穏健派」を刺激し、権威主義体制への挑戦をいっそう強めていくことになった。

まず、戒厳令の解除を求める「五一九緑色行動」は、鄭南榕が1986年3月から2カ月以上にわたって『自由時代』を通じて強く宣伝したもので、多くの党外の公職者も参加した。

当日は1000人以上の警察官が参加者を取り囲み、午前中は炎天下、午後は雷雨の中、熾烈な抗争運動が繰り広げられたが、夜には平和裏に終幕した。この成果は、『タイム』や『ニューズウィーク』などの海外メディアでも報道され、世論の支持を得た。

3ヶ月後、アメリカ上院外交委員会のルーガー委員長が台湾を訪れ、党禁と戒厳令の解除

を直接蔣経国に提案した。蔣経国に対する国際的な圧力は絶大なものだった。

一方、「五一九緑色行動」は、党外穏健派が結党をためらっていることへの党外急進派の不満の表れとも受け取られた。その後、雑誌『蓬莱島』によって陳水扁らが投獄され、鄭南榕も逮捕・投獄されたことで、傅正は深く憂慮することになる。

1960年、『自由中国』社長の雷震は党外の本土勢力を集めて党を結成する運動を行ったが、傅正はこれを支援したことで、逮捕・投獄された。彼は、政党結成は喫緊の課題であると強く訴えたが、また、「党外勢力が単独で戦っても、各個撃破されるだけだ」とも述べていた。

傅正は、「党外勢力は党禁をやめさせたいとする一方で、中国国民党に政党法を制定するよう求めるといふ議論をよく耳にする。しかし私はこれには反対だ。そもそも国民には政党を作る権利があり、政党法などを制定する必要はないのだ」と強調した。

大衆運動に後押しされ、傅正の言論によって強化された党外勢力の統合は加速し、同年9月28日、台北の円山ホテルで民主進歩党の結党が発表されるに至った。

しかし、権威主義政権の威圧はとどまるところを知らず、党外勢力も厳重な警戒をもってそれに備え、三段構えの「逮捕者」名簿も用意された。

各界が一週間以上にわたる不安と期待にさらされた後の10月7日、蔣経国は『ワシントンポスト』のインタビューに応じ、近日中に戒厳令と党禁を解除すると発表した。党外勢力は万雷の歓声を上げ、台湾の民主化に関心を持つ国内外の知識人は安堵のため息をついた。



1986年9月28日 党外選挙後援会は午前中、円山ホテルで候補者推薦総会を開催したが、その後議題を変更し、中国出身の第一期議員である費希平を主席に選出、新政党設立を決議、費希平はマスコミに民主進歩党結成を発表した 提供：邱万興



1987年2月 台湾各地で「二二八事件平反運動(名誉回復運動)」を展開していた鄭南榕。嘉義駅前が集まった群衆に頭を下げている 撮影:宋隆泉



二二八事件名誉回復運動

40年で最も深い歴史の深い傷を解き明かす

「五一九緑色行動」の二週間後、鄭南榕は警察に不当逮捕され、懲役8ヶ月の実刑判決を受けた。この間、『自由時代』は通常通り発行され、鄭南榕は獄中で、「党禁」の下で新党が結成されたことと蔣経国が戒厳令の解除を予告したことを知った。

1987年1月24日に出所した鄭南榕は、その後も精力的に活動し続けた。陳永興医師、李勝雄弁護士、林宗正牧師らと「二二八平和デー促進会」を設立したほか、「二二八事件40周年名誉回復運動」を立ち上げ、二二八事件の真相究明と冤罪の解消を求めた。

二二八事件は台湾社会における最も凄惨かつ悲劇的な出来事であったが、40年間も黙殺され、表立って語られることすらできず、真相究明や名誉回復などには程遠い状況であった。さらには当時30歳以下の若者や学生たちは二二八事件を全く知らなかった。

「二二八名誉回復運動」のデモは全国各地で行われた。参加者たちは「二二八平和デー」と書かれた十字架に似た木製の看板を持ち、黙々と行進していた。しかし、戒厳令の解除が、「議題として上がっているだけ」で現実のものとはなっていない現状では、台湾全土で行われた行進や演説は依然として戒厳令に違反した「違法」なものであった。

その結果、「二二八名誉回復運動」は、各地で軍や警察に棍棒による威嚇や殴打など様々な程度の妨害を受けた。

同運動は台湾の年配者の心の奥底にあった辛く苦しい記憶を呼び起こし、二二八事件について公に語らせるきっかけとなった。

戒厳令の解除は遅々として進まなかった。権威主義政権が戒厳令に代わる「動員戡乱時期国家安全法」を制定しようとしているという噂もあった。

1987年4月16日、鄭南榕は「二二八名誉回復運動」に続けて、台北市の金華国民中学校において「戒厳令解除要求、国家安全法反対」演説会を開催した。

鄭南榕:独立は台湾が生き残る唯一の道

鄭南榕が「私は台湾独立を主張する鄭南榕です」と台湾語で叫び、固く握った拳を壇上で振りかざしたその瞬間、会場は大きな歓声に包まれた。これは「台湾独立」が、初めて公の場で叫ばれた瞬間だった。

その4ヶ月後、蔡有全、許曹徳は台湾独立を主張する組織を立ち上げ、権威主義政権から重い処罰を受けることとなったが、台湾独立の波はもはや止まることを知らなかった。代わりに鄭南榕と党外急進派が北から南まで全国を行脚して台湾独立を叫び、各地でデモや座り込み、講演会を開き蔡有全と許曹徳を援護した。

1988年10月から11月にかけて、鄭南榕は政治受難者の黄華、林永生とともに「新国家運動環島行軍(新国家運動台湾島一周行進)」を行い、「台湾人には新しい独立国家を建設する権利がある」と高らかに主張した。

『自由時代』の辛辣な記事にしても、街頭での過激な民衆運動にしても、権威主義政権の目には、鄭南榕は常に新しい議題を設定し、軍や警察を休む間もなく困らせ続ける反抗勢力として映っていた。

鄭南榕は民主進歩党の党員ではなかったが、鄭南榕の動員の呼びかけに熱狂的に共鳴し、街頭運動に参加したデモ参加者は、ほとんどが民主進歩党の創設党員か積極的な支持者であった。

彼ら街頭の人々にとって鄭南榕は、民主進歩党のどの公職者よりも、勇ましく、はっきりと、臆することなく彼らの心の叫びを代弁しているように感じられていた。特に、「独立は台湾の唯一

の生き残れる道」との一言がそれである。

100%の表現の自由を訴え続けた鄭南榕が1989年4月7日に焼身自殺を遂げたことは、台湾社会に衝撃を与えた。5月19日の出棺の日には、反対運動に関わった数千人が結果を顧みることなく総統府まで行進し、台湾史上初めて総統府前の介寿路(現在の凱達格蘭大道)までデモを行い、鄭南榕の死に対する怒りを顕にした。

鄭南榕の殉道は台湾の民主化運動を大いに刺激し、それを加速させることとなった。翌年の「野百合学生運動」は憲法改正を推し進めるきっかけとなった。その後、初の国会全面改選、初の総統直接選挙、初の政党交替が行われ、台湾は21世紀に向けて一気に民主化されていくこととなった。

2016年の台湾第3次政権交代の際、行政院は2017年から毎年4月7日を「表現の自由の日」とし、100%の表現の自由を追求した鄭南榕の抗争精神を記念すると発表した。



1989年9月 増員立法委員選挙への出馬を表明した鄭南榕の未亡人葉菊蘭(左)。右は娘の鄭竹梅
撮影:曾文邦



1988年11月16日より、鄭南榕、黃華、林永生による「新國家運動環島行軍」が全国各地で開催された 撮影：宋隆泉





1989年5月19日 鄭南榕の出棺の様子 撮影：黄彦文

三、黄華事件 —— 台湾建国スケジュール

蔣経国の死去と台湾人である李登輝の代理総統就任により、誰もが自らの安全の確保に不安を感じ、疑問視される中、台湾の将来もまた、国内外の各界にとって不透明で予測不可能に感じられていた。

1989年4月、鄭南榕の殉道後、黄華は悲しみに暮れながらも、断固として国家建設運動を続け、同年10月には『新国家運動手冊(新国家運動ハンドブック)』『台湾建国時間表(台湾建国スケジュール)』を書き上げた。その後すぐに台湾高等検察庁から出頭命令を受けたが、黄

華は出頭を拒否した。

実は、この台湾高等検察庁からの出頭命令には、同年末に行われる戒厳令解除後初の「増員立法委員選挙」(国会全面改選前の最後の増員立法委員選挙だったが、当時としてはそれを知る由もない)に関連する威嚇の意味合いもあった。

しかし同時に、選挙情勢を刺激し過ぎないために、台湾高等検察庁は黄華の逮捕を選挙終了後まで引き伸ばした。1990年1月、黄華は「懲治叛乱条例」に基づく「叛乱予備罪」で逮捕・起訴された。



1991年1月3日「懲治叛乱条例」第2条3により起訴された黄華は「台湾共和国万歳!」と叫びながら退廷した
撮影:邱万興



1988年11月16日 からすでに
3回も政治的迫害により投獄さ
れた黄華であるが、「蔡許台独事
件」の後にもかかわらず、「新国家
運動大行進」の最前列を歩いた
撮影：邱万興



景美人権パークにおいて、もともと収容されていた監房の前に立つ黄華 撮影：邱万興

「台湾建国時間表」によって、黄華は4回目の獄中生活を送ることになった。しかしその後、「懲治叛乱条例」が1991年5月に廃止され、また翌年5月には刑法第100条の言論叛乱罪が改正されたことで、黄華は無罪となり、「叛乱罪」の汚名に満ちた前半生に正式に別れを告げた。

1939年に基隆に生まれた黄華は、本名を黃明通と言い、台湾の児童の中で最初にㄅㄆㄇㄏ (台湾で現在も使用されている中国語の発音記号)を暗唱した世代の彼は、当時は中国人である

ことを誇りに思い、黄華と改名したのである。

黄華は1991年に52歳で出所するまでの間、合計で23年もの間、政治的迫害により投獄された。

黄華が最初に投獄されたのは1963年12月、24歳の時だった。警察から「Aクラスの反社会的勢力」とされ、司法裁判を受けることなく小琉球で2年半の保護観察となった。その目的は、党外勢力の候補者をたびたび応援していた黄華が選挙に出馬することを阻止することにあった。



2007年12月 52歳になるまでのほぼ半生を政治的迫害による投獄で過ごした黄華は、後半生でようやく家庭と子供を持つことができ、家族と一緒にデモ行進をする自由を享受している 撮影：邱万興

2度目の収監は1967年、1度目の刑期を終えてからわずか1年ほど後のことだった。黄華は当時秘密裏に回し読みされていた「台湾自救運動宣言」を読んで感銘を受け、台湾独立を主張する「全国青年団結促進会」の結成を即座に計画した。

しかし情報当局の監視が厳しかった当時においては、すぐに「叛乱罪」として10年の懲役となった。その後、1975年の蒋介石の死去に伴い、

刑期が短縮され、2年早く釈放されることになったが、3回目の収監まで、今度は1年もかからなかった。

黄華は出所後すぐに『台湾政論』の副編集長として招かれたが、『台湾政論』はほどなくして休刊となった。1976年7月、黄華は「政府を批判し、国民を挑発し、国家への叛乱の意思を示した」として懲役10年とされたが、前回2年早く釈放された分を加算した計12年の刑期を言い渡された。

『台湾政論』創刊者の一人で、党外立法委員である康寧祥は後にインタビューで次のように語っている：黄華は副編集長だったわずか2ヶ月間で、計4本の記事を書いた。それらは見出しや句読点を合わせても1万6000字に過ぎないものだったにもかかわらず、4383日投獄された。つまり3.7文字毎に1日投獄されたということになる。

4回目の投獄は戒厳令解除後で、『台湾新国家運動』と「建国時間表」を理由にしたものである。前回の出所から少し時間が経ってはいたが、それでも2年程度でまた刑務所に戻ることもあった。

黄華は、自分の人生の中で最も大切な青春時代を、牢獄で過ごしてしまったことを嘆いている。単調な刑務所から外の世界へ出ると、適応上の問題に直面することも多い。

例えば、1975年に出所した黄華は、黄信介との面談後、『台湾政論』で働くこととなったが、約束の時間になっても黄華は雑誌社に現れなかった。実は黄華は約束の時間よりかなり前に一階入口に到着していたが、使い方のわからないインターホンの前に呆然と立ちつくしていたのである。

1990年3月 国民大会会議が開催され、国民大会代表による投票で総統・副総統選挙が行われた。民主進歩党は、一度も全面改選されなかった第一期国民大会が投票で総統を選出することを風刺して、「1990年台湾総統民選運動」を展開し、黄華と呉哲朗を「台湾総統・副総統候補」に推挙した
撮影：許伯鑫





四、独台会事件 —— 大学構内の激動から社会の覚醒へ

動員戡乱期が終了すると、中国共産党はもはや「叛乱組織」でも「万惡の共産主義の匪賊」でもなくなり、それに代わり台湾独立勢力が厳しく罰せられる「叛乱犯」となった。

もともと1949年に共産主義者の殲滅と鎮圧を目的に制定された「懲治叛乱条例」は、その第2条第1項の規定によって、刑法100条以下の内乱罪の法定刑を「死刑」のみとし強化していた。「白色恐怖(白色テロ)」時代に「2条1項」と呼ばれ恐れられたものがそれである。

しかし、「動戡条文」の廃止とともに過去のものとなるはずだった「懲治叛乱条例」は、なぜかその9日後に「独台会事件」の起訴条文となったのである。

「独台会事件」では、国立台湾大学大学院社会学研究科修士の陳正然、国立清華大学大学院歴史研究科修士課程の廖偉程、社会活動家の王秀惠、アミ族宣教師のMasao Nikar(中国名:林銀福)ら4人が起訴された。

台湾の防諜・捜査機関である法務部調査局は、日本在住の台湾独立運動家、史明から資金援助を受け、台湾で「独立台湾会」を組織して反乱を企てたとして、4人を「懲治叛乱条例」第2条第1項の「内乱の実行に着手した」罪で起訴し、勾留した。

5月9日午前5時50分、調査局は戒嚴令解除

後、学界が重視していた「大学の自治」を無視し、大学当局に通知することなく国立清華大学大学院寮に入り、寝ていた廖偉程を逮捕した。

廖偉程が逮捕されたニュースが伝わると、学内は騒然となり、人々の記憶の奥底にしまわれていた「白色恐怖」の記憶を呼び覚ました。

4人はほぼ同時に逮捕された。主犯格とされた陳正然は1959年2月28日に嘉義で生まれ、国立台湾大学大学院社会学研究科で修士号、カリフォルニア大学ロサンゼルス校で社会学の博士を目指したが中退していた。

陳正然は、サークルで多くの勉強会を主宰し、台湾の文化的価値観の認同と史料研究を推進すると同時に、社会運動にも熱心に参加するなど、大学構内で非常に活発な活動をしていた。彼は史明の『台湾人四百年史』を読んだことがきっかけで、日本にいる史明を訪ね、史料を収集したこともある。

陳正然は後にインタビューの中で次のように強調している:4人は史明に会ったことがある、『台湾人四百年史』を読んだことがあるということ以外、全く接点がなかった。この逮捕は証拠に乏しく、理由も粗雑な「でっちあげ」の政治事件だったが、政府側の詰めの甘さから来た「失敗」によって、政府は社会からより強烈的な反発を受けることとなった。



1991年5月15日 国立台湾大学の学生らが「懲治叛乱条例」の廃止を求め、授業をボイコット
撮影：黄彦文



1991年5月15日 国立清华大学廖偉程救援会が台北駅でデモ行進 撮影：邱万興



2021年9月10日 口頭インタビュー
で独台会事件を振り返る陳正然
撮影：黄彦文

陳正然は次のように指摘している：戒厳令が解除された後、長い間抑圧されていたソーシャルパワーが急速かつ活発に発展すればするほど、中国国民党が直面する問題もより大きなものになった。中央選挙、地方選挙に関わらず、当選者数が減少し、また李登輝が総統となった後には、本土改革路線を唱え、中国国民党内の保守勢力が不安と焦りを感じ始めた。

陳正然は次のようにも指摘している：そこで彼らは、「大きな事件」を摘発することで、台湾独立勢力を威嚇し、同時に中国国民党内の本土派に「台湾独立は現在でも変わらず摘発される」ということを思い知らせようとした。そこで、調査局は、学生運動、社会運動、原住民運動で逮捕者を出し、「台独会事件」をでっちあげた上で「2条1項」を使って対処した。しかし、このような対応が全く裏目に出たことは、彼らにとっては想定外だっただろう。

「台独会事件」に対する抗議活動は4人の逮捕と同時に始まり、連続ドラマのようなドラマティックな展開となっていく。まず、国立清華大学の学生と教師は当日午前中に「廖偉程後援会」を設立し、「大学構内での白色テロに対する抗議」と「廖偉程救出行動」を開始した。

同日、国立台湾大学でも「野百合」世代が再集結し、夜には、国立台湾大学と国立清華大学の学生計200人以上が調査局台北分局を取り囲み、4人の釈放を要求した。民主進歩党の立法委員盧修一、洪奇昌、鄭余鎮、国立台湾大学社会学科教授の葉啓政も駆けつけ、交渉にあたった。

翌10日には各大学も連帯して抗議に参加した。国立清華大学の教授たちは「戒厳令が死体に移って復活した」と当局を非難する共同声明を出した。当時まだインターネットはなく、電話とファックスだけだった時代にもかかわらず

尊重學術自由

反對政治迫害

← 新開口
(下樓)

← 舊開口

文化

80我一點新時代
空氣 不惡 地地

← 舊開口
(上樓)

文化

輔大



MAN FREEDOM RIGHTS



1991年5月16日 独台会事件に抗議する学生たちが台北駅を占拠 撮影・黄彦文

らず、180人以上の教授たちの署名を瞬く間に獲得した。

「澄社」(Taipei Society)「台湾教授協会」などの団体、中央研究院の一部の院士や研究員などもこの政治的迫害に抗議の声を上げた。国立清華大学の劉兆玄学長も、調査局の不適切な行政手続きを非難せざるを得なかった。

11日には、各大学で抗議の氣勢が上がり、まず国立台湾大学の校門で座り込みが行われた。12日の日曜日午前には、母の日に合わせて学生が中正紀念堂に移動し、座り込みを行った。また多くの教授らも、知らせを受け現場に駆けつけた。

野百合運動の再来を恐れた権威主義政権は、直ちに機動隊を動員し、教授や学生を座り込みから強制的に排除した。その過程で、多くの教授や学生が警察から暴力や殴打を受けた。

中でも国立台湾大学経済学科の陳師孟教授が最も激しく暴力を受けた。蒋介石の首席スピーチライター陳布雷の孫で、忠実な中国国民党支持者の家系の出身であった陳師孟は、生まれて初めてこのような信じられない暴力を受け、何度も涙を流したため、警察の暴力に拍車をかけることとなった。

13日、陳師孟が警察から激しく殴打されたニュースの切り抜きが国立台湾大学法学部のキ



1991年5月20日 独台会事件の受難者(左から)廖偉程、王秀惠、Masao Nikar、陳正然。立法院による「懲治叛乱条例」の速やかな廃止により保釈され、「520反政治迫害大行進」に合流 撮影：邱万興



独台会事件連合救援会 撮影:黄義書

キャンパス中に貼られたことで、政治活動に関わっていなかった多くの学生たちも憤慨し、各校で講義ボイコットが始まることとなった。まず、国立清華大学の学生代表が「全面的な講義ボイコット」を宣言した。

14日には、国立台湾大学法学部学生組合も集団講義ボイコットを開始した。各校の学生や教授たちは「知識界反政治迫害連盟」を結成し、すぐに講義ボイコットに参加、長期的な闘争に備えた。同日、民主進歩党と社会運動団体がそこに参加することを決めた。

中国国民党政権が台湾に移ってから初めて

勃発した学生の集団講義ボイコットである。

独台会事件調査の指揮責任者で調査局副局長の高明輝は、事態を重く見て辞意を表明したが、もはや国民の怒りを鎮めることはできなかった。

15日には「全国学生運動連盟（全学連）」も抗争に参加し、1000人近い学生や社会運動団体が台北駅を陣取り、「悪法である叛乱法の廃止」「無実の人の解放」「政治的迫害反対」「学問の自由の尊重」などの四大要求を主張した。

日没までに、集まった学生や教授の数は2000人近くに上った。彼らは台北駅構内で夜通し、「懲治叛乱条例」の廃止を強く求め続けた。



1991年5月20日 反白色恐怖及び反政治的迫害デモ 撮影：黄彦文

台北駅が学生たちに占拠されたことを受け、中国国民党上層部が譲歩する姿勢を見せた。

17日、立法院における中国国民党の二大派閥である「集思会」と「新国民党連線」が手を組んで「懲治叛乱条例」を廃止する臨時動議を提出、同動議は即時可決された。

これにより、陳正然、廖偉程、王秀恵、林銀福らは即日釈放された。

しかし、中国国民党は、思想叛乱罪を規定した刑法第100条については、何ら手を加える気

はなかった。

20日には、学术界と社会運動界による「反白色恐怖及び反政治的迫害デモ」行進が開始された。当日夜、学生たちは監察院前の中山南路の外側車線上で「郝伯村内閣の退陣」「刑法100条の廃止」「大学構内からの情報当局の撤退」「独台会関係者の無罪放免」を要求した。

しかし、独台会事件はこれで終わったわけではなかった。検察はその後、刑法第100条に基づき、陳正然らを起訴したのである。



1991年5月20日 台湾の知識人が反政治的迫害デモを行い「白色恐怖」の根絶を要求した
撮影：許伯鑫

五、台建事件 — 「台湾独立に関する結社権」を守るための街頭運動団体

1991年5月中旬、台北の街頭では、「独台会事件」をきっかけにした学生や民衆の抗議が相次いでおり、緊迫した空気に包まれていた。

特に澄社や台湾教授協会などの団体や中央研究院の一部の院士、研究員が署名、結成した「知識界反政治迫害連盟」に海外の重鎮学者である余英時、李遠哲、杜維明なども参加したことで、情勢はますます激化していった。

台北の街頭では、学生運動や学界が中心となって抗議運動が展開されたのに対し、台中では、長年台湾独立を主張し、政治受難者となった民主運動活動家らが16日に「台湾建国運動組織(台建組織)」の結成を発表した。

会場は台中の国立自然科学博物館の近くで、主なメンバーは発起人の陳婉真、総幹事林永生のほか、許龍俊、鄒武鑑、江蓋世、王朝鑫、賴貫一牧師、林芳仲牧師、林雀薇、卓榮徳らであった。

陳婉真は1950年の彰化生まれ。国立台湾師範大学卒業後、中国時報の記者となり、主に省議会に関連報道で活躍。党外勢力と親睦を深めてからは反対運動に参加、1978年の増員立法委員選挙に立候補するもアメリカとの国交断絶により選挙は中断。

1979年4月には呉哲朗、陳博文らと共に地

下出版物『潮流』を発行し大きな話題となった。

陳婉真の政治スタイルは、強靱なことで知られている。彼女は「台湾共和国」の樹立と「台湾独立結社権」の擁護を主張した。「台独会事件」を発端とした抗議運動に共鳴しただけでなく、台湾独立を主張して実刑判決を受け収監されていた蔡有全、許曹徳、黄華らを支援した。

「独台会事件」の調査を指揮した調査局副局長の高明輝は「独台会事件」の後、わずか数日で退陣し、また「懲治叛乱条例」も廃止された。しかし、6月8日、検察は刑法第100条「内乱罪」の容疑により、「台建組織」の発起人である陳婉真に対し、4日後に出頭するよう出頭命令を出した。

陳婉真は、出頭命令を無視しただけでなく、公開の場で出頭命令書をオークションにかけたうえで、次のように強調した：「台建組織」のすべての行動は、人民の基本的権利である「抵抗権」の行使である。人民には、いかなる手段によっても不当な政権を打倒する権利と義務がある。

その後、「台建組織」は、海外にいる「黒名單(ブラックリスト記載者)」の帰国運動と共に、多くのデモを行い、「『愛と非暴力』は支配者に侮蔑されるだけだ」と主張した。そのため、ボランティアの訓練は、理論と実践の両面から行われ、火炎瓶の作り方まで教えていた。



1989年の建国記念日に、メンバーを率いて抗議行動を行う陳婉真 撮影：黄彦文



1989年の建国記念日に、メンバーを率いて抗議行動を行う陳婉真 撮影：黄彦文



1989年10月10日 建国記念日に、メンバーを率いて抗議行動を行う陳婉真 撮影：黄彦文



1992年10月25日 台建組織による台中裁判所への襲撃事件 撮影：簡秋榮



1992年10月25日 台中裁判所が台建組織によって襲撃される。左から莊秋雄、林永生、陳婉真、林雀薇、丁志慶 撮影：簡秋栄



1992年10月25日 台建組織による台中裁判所への襲撃事件 撮影：簡秋栄

8月12日、検察は陳婉真に対して逮捕令状を出し、月末までに強制的にその身柄を拘束するよう警察に命じた。しかし、「台建組織」も負けじと「台湾建国自衛隊」の設立を発表し、「台湾独立に関する結社の自由を守る」という声明を出した。

その後、「台建組織」の本部では、21日間にわたる抵抗活動が行われた。同本部3階から「血祭二二八台湾魂(血祭りとなった二二八事件の台湾魂を忘れるな)」「誓死行使抵抗権(命を賭して抵抗権を行使する)」と書かれた巨大な垂れ幕2本が掲げられ、悲劇的な雰囲気漂っていた。

逮捕期限が迫った30日、独立派の鄭南榕の悲劇的な殉道の再現を恐れた独立派の学者や学生運動団体は、「結社行動自由連盟」を結成、本部前で座り込み「30時間断食応援行動」を

実施した。

31日の夜、「台建組織」は道路に面した3階の窓をすべて壊し、ベランダにプロパンガス4本と火炎瓶1箱を置いた。指名手配されていた陳婉真は本部のメンバー全員を避難させたうえで、一人で機動隊と「命がけで戦う」と主張した。

本部の下はプロパンガス屋だったため、一触即発の緊迫した状況となった。数回の連絡、交渉、協議を経て、警察は鄭南榕事件に鑑み、事態の収束を図ることとし、機動隊を撤退させた。

しかし数ヶ月後、林永生、許龍俊、鄒武鑑、江蓋世、及び海外から帰国した「ブラックリスト組」の張燦鑒、郭倍宏、王康陸、李応元らが相次いで逮捕・投獄され、全員が刑法第100条の「内乱罪」で起訴され、判決を受けることとなった。



1991年10月9日 国立台湾大学医学基礎ビルディングで座り込みを行う李鎮源院士(中央)が率いる反閱兵、
惡法廃止を訴える100行動連盟 撮影:黄義書



第三章

抗争、決戦の20日間

一、100行動連盟成立と台湾社会的
勢力の大集結

二、荒れ狂う熱情と行動力

三、対決と協議

四、何重もの鉄条網に守られた軍事
パレード

1987年に戒厳令が解除されてから1992年に表現の自由100%の民主化を遂げるまでの5年間は、台湾の社会勢力が権威主義体制に対して最も集中的に、激しく、抵抗した時期であった。

このような高揚と熱気の中で、学术界、医学界、社会運動団体、文化界、社会的弱者団体、宗教家などの社会的エネルギーが次第に集まり、抵抗の荒波となって押し寄せた。人々の数が増えるにつれ、抗争のパワーも次第に強くなっていった。

中でも、1991年は最も重要な年であった。「刑法」第100条撤廃運動はこの年最高潮に達し、1992年に権威主義政権による表現の自由への最後の束縛を解くことにつながった。



1991年9月8日 国民投票推進会主催の「国連加入への国民投票デモ行進」が台北市立サッカー一場に集結し、出発した 撮影：黄彦文

一、100行動連盟成立 と台湾社会的勢力の大集結

戒厳令、動員戡亂の解除、「懲治叛乱条例」の廃止に続き、「刑法」第100条は台湾における表現の自由に対する最後の束縛となった。

1991年9月、「黒名單返郷運動(ブラックリスト掲載者帰国運動)」によって密かに台湾へ帰国した郭倍宏、李応元などの台独連盟幹部が次々と逮捕、投獄された一週間後、中央研究院の李陳源院士を筆頭に、蘇益仁、涂醒哲、詹長樺及び国立台湾大学病院の医師らが土城拘置所を訪問した。

国立台湾大学公衆衛生学部出身の李応元の逮捕は、同大学および医療関係者の大きな関心を集め、政治とは無縁だった李応元の恩師李鎮源も心を痛めた。

李鎮源(1915-2001)は、国立台湾大学医学部部長、台湾毒物学学会理事長、台湾薬理学会理事長、アメリカ薬理学会および日本薬理学会の名誉会員、国際毒性学会会長などを歴任、一生を基礎医学の研究に捧げた医学者で、国際的なヘビ毒研究の権威であり、国内外で高い地位と名声を誇っていた。

李鎮源はこの拘置所の訪問で、何十年も心の奥底に抑えていた白色テロに対する怒りを抑えることができなくなった。

98国民投票デモ行進は100行動連盟を生み出した

一方、1991年9月8日、「国民投票促進会」が主催する「公民投票進入連合(国連加入への国民投票)」デモ行進が台北で行われた。当初の要求は単純なものだったが、この数ヶ月の間に「独台会事件」や「台建組織事件」が発生し、また海外のブラックリスト掲載者が次々と逮捕・投獄されたことで、人々の不満と抗議のエネルギーは爆発寸前のものとなっていた。

その結果、デモ行進に参加した学術団体、学生運動団体、民主進歩党、台湾キリスト教長老派教会、海外の「台湾人民公共事務協会」らは共同で、「国連加盟のための国民投票の実施」「『刑法』100条の廃止」「台湾独立を主張する政治犯の釈放」などの三大要求を打ち出した。

当日は大雨の中、何万人もの人々が、権力にも風雨にも負けず、街頭に繰り出しデモ行進を行った。雨と汗と涙で体はずぶ濡れとなったが、胸の中の気持ちは熱く高鳴っていくばかりであった。

デモ行進が中山北路と南京東路にさしかかると、警察の設置した拒馬(障害物)に行く手を阻まれた。また警察は放水によって群衆を分散



1991年9月8日 国民投票推進会が台北市立サッカー場で「国連加入への国民投票デモ行進」を行い、一部の群衆が政治犯の釈放を要求した 撮影：許伯鑫



させようとしたが、参加者たちは引き下がろうとしなかった。両者の緊迫した対立は、夜遅くまで続いた。

この間、デモ行進の指揮本部は2度にわたって総統府に入って協議を行い、政治犯として逮捕された者たちの釈放を求めたが、政府当局からの具体的な返答は得られなかった。

ずぶ濡れのまま、10時間以上にわたる警察との睨み合いを続けたデモ行進の参加者たちは、疲れ、寒さ、空腹、そして興奮から、ますます激昂し、多くの人々が有刺鉄線や鉄柵を破壊し始めた。

特に、陳婉真が率いる無秩序な街頭抗議集団「台湾建国組織」は、巨大な戦車のような街宣車をもってデモ行進に参加していたため、周りに大きな刺激を与えることとなった。

結局、三大要求がすべて拒否されたが、それにより、民主進歩党指導者たちにとっての問題点は、怒り狂った民衆をいかにして解散させ帰宅させるかとなった。

民主進歩党の公職者らは、交代で指揮車に上って演説し、群衆をなだめようとしたが、誰も彼らの怒りを鎮めることはできなかった。指揮車の中で緊急会議が開かれたが、その場の誰もが理解していたのは、指揮車に上って解散を宣言した瞬間、その政

治生命が終わる可能性があるということだった。

午前1時、学術界を代表して指揮本部に参加していた陳師孟は、民主進歩党の公職者らの苦悩を理解した。陳師孟は膠着状態を解消するため、率先して指揮車に上り、民衆らに対して、とりあえず解散して帰宅することを求めると同時に、10月10日の軍事パレードに再度集結して反撃に出ることを提案した。

怒り狂った民衆は陳師孟に罵声を浴びせ、空き缶や瓶を投げつけて怒りを爆発させた。しかし、民衆の中からも陳師孟の提案を受け入れ、「これ以上膠着していても無駄だ」という意見が出始め、「あまり感情的になってはいけない」と周りをなだめる声も出てきた。

これにより、その夜の膠着状態は解消された。そしてそれは同時に後に「100行動連盟」が誕生するきっかけにもなった。

「台湾教授協会」初代秘書長で国立中興大学情報工学部教授の廖宜恩は、908デモ行進の後、「反軍事パレード」の実現可能性について真剣に考え始めた。大胆な発想だが、実にクリエイティブなアイデアだと思ったと、当時を振り返って語っている。

軍事パレードへの反対と、強権的な法律の廃止を求める前例のない抗争モデル

10月10日は権威主義政権にとって最も盛大かつ厳粛な年中行事である。1991年は建国80周年にあたり、「国威発揚」のために大々的な「華統演習」が行われることとなっており、「華統演習」における軍事パレードは総動員兵力12566人、過去最大規模の動員が予定されていた。

1991年の軍事パレードでは、初めて24人×18人の配列が企画され、全員が国産のT65アサルトライフルで武装して行進し、壮大な軍事力を披露する予定がたてられていた。

廖宜恩は、この軍事パレードは国の軍事力を誇示するためのものであり、三軍（陸海空軍）最高司令官の権限に属するものであると分析した。

軍事パレードに反対することは、非常に困難で危険なことであるばかりでなく、三軍の最高司令官に対する直接的な挑発行為であり、そのような構想を提案した者はそれまではいなかったのである。

廖宜恩は、組織的で平和的な座り込みによって軍事パレードに反対すれば、小さな力で大き



2021年9月13日 張偉佳が「100行動連盟」を語る
撮影：黃彥文



2021年9月16日 廖宜恩が「100行動連盟」を語る
撮影：許伯鑫



1991年10月8日 立法院で講演する李鎮源、廖亦恩、羅文嘉 撮影：潘小俠

な戦いを挑むことができ、抗議のパワーと効果を増幅させることができると考えていた。

9月15日、廖宜恩、陳師孟、張清溪、林向愷、林逢慶、張維嘉、許瑞峰、簡錫堦、羅文嘉、鍾佳浜、陳正然らは紫藤廬茶芸館に集まり、廖宜恩が反軍事パレードの構想を提案した。

廖宜恩は後にインタビューの中で次のように語っている：激論の末、「反軍事パレード」は実現可能だとの共通の認識を得ることができた。しかし、彼らの多くは、反軍事パレードは抗争の道具であり手段であるべきで、抗争の主目的と運動の本質は、あくまでも政治犯釈放にあると考えていた。

しかし、張維嘉と林逢慶は、政治犯の釈放を求めるだけの抗議活動では、運動のレベルや位

置づけが狭くなり、問題を徹底的に解決することができないばかりか、一般市民の理解と支持を得ることも容易ではないため、有効な社会動員の実現が困難であると主張した。

話し合いの結果、5月の学生運動の後、「懲治叛乱条例」だけが廃止され、「刑法」100条は廃止されていなかったことに鑑み、この点を主張し、目標に掲げることを決定した。そこで「100行動連盟」の結成が決議され、「軍事パレード反対、悪法の廃止」を主要な要求とすることになった。この運動は、抵抗の手段として「愛と非暴力」を遵守し、社会的に「高名なメンバー」を指導者として招くことで、連盟の魅力と影響力を拡大することとした。

二、荒れ狂う熱情と行動力

廖宜恩は、「100行動連盟」という名称を選んだ理由を3つ挙げる：

一、台湾人の表現の自由、思想の自由、結社の自由を締め付ける強権的な法律とは「刑法」第100条にほかならない。

二、鄭南榕の精神を受け継ぎ、「100%の表現の自由」を追求する。

三、軍隊の組織を模して、3小隊で1中隊、3中隊を1大隊、1大隊を100人として組織動員する。100人の教授、100人の学生、100人の女性、100人の宗教家に呼びかけ、平和的座り込みによる抗議を行う。

連盟の名称については、印象的で覚えやすく良いとの反応であった。また陳正然は「10月10日だろう、10×10でちょうど100だ!」と補足した。この会議の後、本格的に連盟の結成が始まった。

国立台湾大学歴史学科の張忠棟教授は、李鎮源が医学界の人々を率いて土城拘置所の李応元と郭倍宏を訪問したニュースを見たことがあり、その人となり、評判、教育、業績から、李鎮源こそ連盟の発起人にふさわしいと述べ、李鎮源を迎え入れることを陳師孟に提案した。

李鎮源院士：白色テロの目撃者 残りの人生を民主主義に捧げたい

当時、李鎮源はすでに76歳だったが、政治活動を行ったことがないばかりか、政治に関する

発言や主張もしたことがなかった。そんな李鎮源をリスクの高い反軍事パレードの抗争に誘おうというのである。しかし、思いもかけず、陳師孟と詹長権が李鎮源を訪ねると、彼は迷うことなくその場で快諾した。

その後、李鎮源はメディアに対し、「知識人は台湾の民主改革に対して、ささやかながらも貢献をするべきだ」「兩岸の統一・独立の問題は、台湾人が公開討論すべきであり、統一を支持する者が必ずしも正しく、台湾独立を主張する者が間違っているということではない。ましてや人民が台湾の前途に対して意見を表明することが抑制されているのはおかしい」と発言した。

李鎮源が連盟の発起人という重要な役割を担ったことは、とても重要な意味を持っていた。それは、当時はまだメディアが党・政府・軍によって独占されていたからである。戒嚴令が解除される以前から、メディアや教育では、「党外運動」「海外台湾独立運動」をすべて「共産党の同志」と喧伝し、それらを総称して「三合一敵人(三敵)」と呼んでいた。

根本的に相容れない台湾独立論者と中国共産党が、当時の「党国体制」からは国を混乱させる「同志」とみなされたのである。しかし実のところこの三者は、どれも政権の正当性と合法性を脅かすものであるのだが、動員戡亂終了後に党・政府・軍のメディアが糾弾する「暴徒」は、台湾独立運動家だけとなった。

したがって、尊敬される学者である李鎮源が精神的指導者を、その他の重鎮をすべて知識人が務め、政治家は単なる脇役となることが、「100行動連盟」の成功にとっては極めて重要なことなのである。

長期にわたるメディアと教育の洗脳によって、反中国国民党はすべて「暴徒」であり、民主進歩党は「陰謀家」として一般大衆は信じ込まされていた。しかし一方で、教授や大学生は、「知識人」「純粋な理想主義者」という印象を世間に与えていた。

したがって、知識人が全面的に主導する運動は、党・政府・軍部のメディアによるネガティブキャンペーンの影響を受けにくいだけでなく、医学・学術・文化などの力を結集しやすく、社会からの信頼も得られやすいと考えられた。

連盟が運動の主軸として「非暴力」を打ち立てた理由もここにある。かつての大衆運動や社会運動は流血事件へと発展することが多かった

ため、メディアによって「街頭暴力」と中傷され、社会を引き裂き安定を損なう行為として悪者にされたのである。

そこで連盟は、平和かつ理性的な抗議活動を通じてのみ、運動の要求の正当性を強調し、社会の大多数の賛同と支持を得ることが可能であると考えたのである。

その3日後の9月18日、「100行動連盟」の組織構成が決まり、立法院近くの新国会事務所で発起人会議が開かれた。

発起人は、中央研究院院士の李鎮源、国立台湾大学歴史学部の張忠棟教授、国立台湾大学法学部の林山田教授、国立台湾大学社会学部の瞿海源教授、台湾教授協会の廖宜恩秘書長、客家人公共事務協合理事長及び台湾ペンクラブの鍾肇政、関渡療養院の鄭石誠院長、比較法学会理事長陳伝岳、台湾キリスト教長老教会総会幹事の楊啓寿、国民投票促進会会長蔡同栄など10人だった。



群衆を率いて立法院で抗争を演習し現場指揮官を務めた立法委員陳水扁の秘書である羅文嘉
撮影：邱万興



立法院前で「愛と非暴力」の実地演習を行う新国会事務所秘書の鍾佳浜 撮影：邱万興

連盟の中心的な幹部としては、発起人に陳師孟、総幹事に国立台湾大学情報学部教授の林逢慶、広報担当に陳正然、羅文嘉、鍾佳浜、非暴力訓練は簡錫堃と林宗正牧師がそれぞれ担当した。

速やかに「100行動連盟」の成立を発表

9月21日、国立台湾大学同窓会会館において「100行動連盟」の成立大会が開催された。10月10日まで、あと20日を残すだけだった。設立宣言では、「100行動連盟」は、学术界、文化界、医師、弁護士、宗教家、社会運動団体、社会

的弱者団体によって共同で結成された組織であるとされた。

また同宣言は、「今回、私たちは『刑法』100条の廃止を要求すると同時に、軍事パレードに反対するために集まった。なぜなら、『刑法』第100条と軍事パレードは、ともに時代の流れに逆らう反民主的なものであり、これらが存在する限り、台湾は決して近代国家の道へと進むことができないからだ」と主張した。

さらに同宣言は、「『刑法』第100条の廃止は、我々の最大の要求である」と強調し、「この要求に対して中国国民党から明確な回答が得られない場合、次の具体的な行動として軍事パ



1991年9月 立法院前で群衆を率いて非暴力抗議運動の演習を行う簡錫堃 撮影：劉振祥



抗議のために街頭に立つ「刑法」第100条の被害者遺族 撮影：許伯鑫

レードに反対することになる」とした。

記者会見では、「反軍事パレード、悪法の廃止」という2段階作戦について、第1段階で「平和的な圧力をかけ」、第2段階で「攻撃を仕掛ける」という戦略であることが発表された。主な活動としては、ロビー活動、陳情、講演会、公聴会、討論会、組織的動員、「非暴力」訓練、反軍事パレード抗議行動などが挙げられた。

連盟側は、この計画では、抗議行動の激しさ

は徐々に増していくことになるが、権威主義政権が悪法を廃止すると約束しさえすれば、いつでも抗議行動を中断することを約束するとした。これは台湾の反対運動の歴史上、三軍の総司令官である総統に直接挑戦する初めての社会運動であり、また「非暴力」を高らかに強調する初めての大衆運動となった。

連盟の規定には、参加者は全員、事前に「非暴力」の承諾書に署名し、主催者側の規律に従

うことに同意しなければならないこと、組織化され、訓練を受けていなければならない、一般市民が自由に参加できるものではないこととされていた。

社会運動の経験が豊富な簡錫堉は、次のように語った。

非暴力による抵抗には一つの考え方が重要である。警察は公務を執行しているだけであり、我々の対抗の主体ではないし、我々の行動の目標でもない。我々の目標は制度を変えることであり、特定の人間に対して恨みを晴らすことではない。もし誰かが警察を侮辱したり、石を投げたりした場合、活動チームの糾察隊はすぐにそれを制止しなければならない。

そして、警察による強制排除、殴打、暴力に直面した際に、民衆が抵抗し反撃すれば、警察による暴力はますます正当化され、暴力をふるうことに楽しささえ感じさせるかもしれない。もし逆に、民衆が抵抗せず、暴力に対して沈黙すれば、警察はたとえ5、6人は殴れたとしても、7人目、8人目を殴り続けることはできないものだ。

こうして、民衆は暴力ではなく、意志の力で立ち向かえば、警察は暴力を行使する正当性と合理性を失っていく。非暴力は、暴力に立ち向かうための最も強力で、有力な方法なのだ。

また簡錫堉は、「過去には多くの人が理解できなかったため、非暴力が台湾で有効であるとは考えられていなかった。しかしこれが正しいことは、あとから必ず証明される」と強調した。

「100行動連盟」の結成が発表された際の権威主義政権の反応は、学者の反乱など「ハッターリ」だというそっけないものであった。

しかしその後、情報当局は、連盟の参加者たちが非暴力の実地訓練を行っていることを発見する。小隊に分かれた参加者たちが「人間の鎖」となり手をつないで座る訓練である。参加者はわずか400人ほどだったが、そのパワーには凄まじいものがあった。

連盟の参加者たちは、迅速かつ効率的に行動するだけでなく、決意と規律と秩序を持っており、かつての民衆運動とは全く異なるものとなっていた。これはすでに警察が警戒し掌握できる範囲を超えていた。100人行動連盟は本気だ！

このことに恐怖した権威主義政権は「神経質」になり、連盟が軍事パレードに干渉する可能性とその対処を真剣に見極め始めた。その結果、権威主義政権は交渉に応じざるを得なくなった。

三、対決と協議

時間的な制約がある中で、「100行動連盟」は1991年9月21日の結成と同時に本格的な動員、行動を開始した。9月23日、李鎮源、陳師孟、廖宜恩、林逢慶は立法院会館に向かい、民主進歩党の立法院議員団に呼びかけを行った。

民主進歩党立法院議員団幹事長彭百顯と立法委員の陳水扁は、「100行動連盟」の理念と目的が民主進歩党と同じであることから、連盟の考えに党として賛同し、立法院において「刑法」第100条の廃止を推進することを表明した。

実は、その前年の1990年、立法院の会期が

始まった2月、民主進歩党の新任立法委員の最初の政治行動の一つは、黄華の逮捕・投獄に対して、立法院で集団抗議をし、応援することであった。

4月には、陳水扁が民主進歩党議員団を率いて、「懲治叛乱条例」と「刑法」第100条の廃止を共同提案した。これは、立法院で初めて提出された両悪法廃止のための提案だった。しかし同提案は棚上げ・凍結され、立ち消えとなった。

立法院の会期初日である9月24日、李鎮源と陳師孟は連盟の参加者と「刑法」第100条の被



1991年9月24日 立法院で陳情を行う「100行動連盟」 撮影：許伯鑫



1991年9月24日 中国国民党中央党本部で陳情を行う「100行動連盟」 撮影：許伯鑫

被害者の家族を率いて、早朝から立法院に陳情に向かった。

出だしてつまづく？

冷たい政府機関と暖かい世論

ところが、「最高民意機関」であるはずの立法院は、鉄格子と警察の力で門の外を封鎖し、彼らの入場を拒んだ。いくらかの衝突と調整の結果、李鎮源らは立法院の会議室に入り、議場の内部中継をモニターを通して見ることはできたが、陳情はできなかった。

その日の午後、李鎮源、陳師孟、林山田、廖宜恩、瞿海源は中国国民党中央党本部を訪問し、

中国国民党中央執行委員会常務委員会に「刑法」第100条を審議に入れるよう要請した。しかし、中国国民党秘書長の宋楚瑜は意図的に会談を避け、秘書処主任に対応を任せた。結局、中国国民党側の代表の身分が低かったため、この面会はほとんど意味をなさなかった。

しかし、同日夜、李鎮源らが立法院に陳情に行ったが門前払いされたというニュースが報道されたため、国立台湾大学の医学生と教員の不満が一気に高まり、その後、学内で「刑法」第100条撤廃の署名を開始した。

また、一部の大学では学生がチームを結成し、反軍事パレードの呼びかけに応じて、「軍訓」（当時の大学の必修科目の一つ）ストライキ



立法院前で非暴力による抗議活動を行う「100行動連盟」 撮影：劉振祥

運動を展開した。

25日、連盟は立法院内における中国国民党の第二派閥であった「集思会」に呼びかけ、支援を求めた。立法委員の黄主文は、「刑法」第100条については確かに議論の余地があると指摘したが、中国国民党は「改正するのみで、廃止はできない」とした。

一方、李鎮源は、「中国国民党が独自に改正内容を決め、それを国民に強制的に受け入れさせるという方法には同意できない。民心を失ってしまう」と述べた。

連盟は次に、中国国民党の立法院団体「新国民党連線」との面会を希望したが、「双方立場南轅北轍、道不同不相為謀(双方の立場は大

きく異なるため、共に何かを語ることはできない)」と拒否された。

26日、連盟は国立台湾大学総合大講堂で、「『刑法』100条の廃止vs.法改正討論会」を開催し、法務部(日本の法務省に相当)に対して弁論に応じるよう申し入れたが、法務部が拒否したため、急遽「説明会」に変更された。予想に反して、会場には2000人もの民衆が押し寄せ、客席を埋め尽くし、外にも人が溢れた。

李鎮源、陳師孟、林山田、張忠棟、国立中興大学「刑事法」教授の劉幸義、陳水扁が順番に講演を行うと、会場は拍手に包まれ、連盟の士気を高めた。

同日、「『刑法』100条撤廃を求める学術界署名

運動」が発足した。当時の権威主義の保守的な時代にあって、短期間に900人以上の教授の署名を得ることができたのは、中国国民党の学界に対する支配が緩んできていたことを示している。

27日、連盟のメンバーは2回目の陳情のために立法院に向かったが、立法院の正門は固く閉ざされたままで、警備員は通用門から入るよう彼らに伝えた。しかし李鎮源は「正門から入る」と主張、民主進歩党議員が調整を行った結果、ようやく警備員が正門を開けた。

李鎮源と林山田が会議室に入った後、立法院側は3日前に連盟が提出した陳情書を見つることができず、連盟のメンバーは座ってそれを待つことになった。その後、司法委員会の召集委員で中国国民党員の李宗仁が現れたが、「月末に新しい委員が選出され、自分はもうすぐ退任するので、意見は聞くだけだ」と言った。

李宗仁のこの態度に、李鎮源と林山田は激怒し、話し合い物別れに終わった。しかし、この前途多難な陳情はメディアで大きく取り上げられ、社会の関心の的となったことで、「100行動連盟」の勢いは衰えることがなかった。

そこへ総統府秘書長の蔣彥士が李登輝総統の命を受けて現れ、連盟側との面会を申し入れてきた。

李登輝が懸念を表明 連盟は公開討論を呼びかけ

連盟結成一週間目となる28日の午後、蔣彥士は陳師孟と林山田に対して、中国国民党は中国国民党政策会のほか、党派の枠を超えた「『刑法』100条研修チーム」を設置し、「刑法」

第100条の問題を議論する用意があるとし、100行動連盟が軍事パレードに反対しないよう要求した。

しかし、陳師孟と林山田は、「テレビで公開討論をするべきだ」とその場で主張、蔣彥士は、「私個人が決められることではない。上に報告する」とした。

28日夜、連盟は2回目の会議を開き、陳師孟、林逢慶、廖宜恩、長老教会羅榮光牧師、簡錫堦、廖彬良、万国仏教会王秀蓮師、鍾佳浜、羅文嘉を第二段階の「積極展開」の意思決定グループのメンバーに選出、林逢慶を幹事長に選出した。軍事パレード反対に向けた動きは、ますます具体的で明確になってきていた。

29日、李登輝は台湾籍の重鎮を公邸に招いて夕食会を開き、超党派の「『刑法』第100条研修チーム」を設置するとのメッセージを伝えることで、軍事パレード反対側の冷却を図ろうとした。

30日正午、中国国民党の党政トップは、正式に「100行動連盟」を招き、協議を行った。中国国民党代表は、中央党部政策委员会主任の林棟、政策委員会副主任の洪裕貞、行政院副院長の施啓揚、行政院秘書長の王昭明、大陸事務委員会副主任の馬英九などだった。

連盟側からは、李鎮源、国立台湾大学法律学科名誉教授蔡墩銘、林山田、陳師孟、張忠棟、陳伝岳らが出席した。当時の来来大飯店（現来来シェラトン・ホテル）に、双方の精鋭が集まり協議を行った。

「刑法」の基礎理論を担当する林山田は次のように説明した：文明国の刑法制定で最も重要なのは「罪刑法定主義」であり、中でも「構成要



立法院で「100行動連盟」のはちまきを巻いて「刑法」第100条の撤廃を要求する民主進歩党の立法委員と、壇上で下を向いて無視をする行政院長の郝柏村(左上) 撮影:許伯鑫

素の明確性の原則」が重要な鍵だ。「刑法」は犯罪者の生命や人身の自由を奪うことができるため、明確に制定しなければ、権力者に恣意的な解釈の余地を与え、結果として極めて主観的な判断が下されることになる。

また林山田は次のように強調した:このことは権力者が「刑法」第100条をかなり「使い勝手のよいもの」にしているが、人権の保護には逆行

している。「刑法」第100条の構成要件は、「政府転覆の意図」と「実行への着手」だけという、かなり曖昧で漠然としたものであるからだ。

林山田は、いわゆる「意図」は内心の考えであり、また「実行」とは具体的にどのような行動を指すのかは、同条規定には全く書かれていない。このような条文は、権力者が恣意的に使える最高のツールとなっている、と主張した。

しかし、中国国民党側の代表である施啓揚と馬英九は、「刑法」第100条の規定にはなんら問題はなく、その実質的運用にも問題はないと主張した。同時に、台湾の民主主義はまだ脆弱であるとして、あまりに大きな改革は、無政府状態や社会的混乱につながる恐れがあると、繰り返し強調した。2人の態度は強行で、一步も譲るつもりはないというものであった。

双方の協議は、まったく交わることのない平行線をたどり、幕を閉じた。

協議後、「100行動連盟」は、1、いかなる研修グループにも参加しない。2、「刑法」第100条を廃止すべきかどうかについての公開討論をすべきだ。3、「平和的内乱罪」条項の廃止を死守する。という3点の声明を発表した。

反軍事パレードまであとわずか 多くの民衆の熱烈な支持

「反軍事パレード、悪法廃止」運動もその実行期限まで残り少なくなった10月1日、李登輝の意向を受けた行政院は、「『刑法』第100条研修グループ」の設置を発表した。施啓揚は、「法律問題は専門家にしかわからない」という理由で、テレビで公に討論することを拒否した。

動員を引き続き強化するため、連盟は10月1日から7日まで、東呉大学、国立中興大学、国立中央大学、国立台湾大学、国立成功大学など各大学のキャンパスを回り、講演を行った。

特に5日には、台北の金華国民中学校の大講堂で「反軍事パレード、悪法廃止」をテーマに講

演を行い、2万人が集まり、会場の内外は熱気に溢れた。中国国民党は100行動連盟を「火消し」しようとしたことが裏目となり、かえって火勢が増す結果となった。

5日深夜、金華国民中学校での講演が終わると、連盟は突然、中国国民党から再度協議を求める通知を受け取った。時間の関係で、連盟側からは李鎮源、林山田、陳師孟、張忠棟の4人が再度来大飯店を訪れた。中国国民党側は洪玉欽、馬英九の両議員が出席し、宋楚瑜は1時間遅れで現れた。

林山田は次のように主張した：「刑法」第100条の廃止に固執しないことは可能だが、法改正の原則は、1、非暴力行為の行使ないしは平和的政治思想の実現を主張する行為は、「刑法」の内乱罪を構成すべきでない。2、武力又は暴乱による内乱行為については、犯罪の構成要件を明確に定義すべきだ。中国国民党がこれを受け入れれば、連盟側には反軍事パレードへの抗争を止める準備がある。

宋楚瑜は、連盟側の要求は決して不合理なものではないと感じていたが、馬英九は「平和的内乱罪は廃止できない」と言い切り、断固として反対した。

馬英九は、総統に近い人たちが政府を転覆させる目的をもって、「平和的」手段で総統を人質に取り、退陣を表明させ、政府を転覆させることも可能であるとの例まで挙げている。これに対して陳師孟は、「そんなことができるのは、蔣宋美齡（蒋介石未亡人）だけだろう」と主張、話し合いはまたしても平行線をたどるばかりであった。



1991年11月23日 国家統一委員会で親密そうに会話を交わす李登輝総統と郝柏村行政院長 撮影：黄彦文

話し合いと協議 李登輝と郝柏村の差

馬英九のこの主張には宋楚瑜でさえも難色を示した。そこで、宋楚瑜と馬英九は別室へ移動し、長時間密談をした。

6日の午前3時、2人は密談を終えると、馬英九は反対の意思を示さなくなっていた。午前5時過ぎ、両者は協議の結論を具体的に書き出した。

宋楚瑜は連盟との協議の場から立ち去る際、「明日、郝柏村行政院長に報告する」「また連絡する」と言い残し去っていった。連盟側には、宋楚瑜と馬英九の意見の違いは、そのまま李登

輝と郝柏村の意見の違いであるように思えた。

ところが、6日昼近くになって、連盟側に宋楚瑜から「施啓揚は協議の結果が正しいとは思っていない」との電話が入った。

宋楚瑜はその後林口ゴルフ場に駆けつけ、再度郝柏村に報告しようとしたが、拒否された。

郝柏村を中心とする保守勢力の支配下にある行政院がどうしても譲らず、協議は決裂となった。

10月10日の国慶節を目前に控え、中国国民党の主流派は、行政院を回避し、立法院が直接「100行動連盟」と対話することを決定した。結局、法律の改正・廃止については、最後は立

法院という戦場に戻らざるを得ないのである。

7日正午、中国国民党の立法院団体「集思会」の主導のもと、「100行動連盟」とグロリアホテルで協議をすることとなった。会場には、集思会会長の黄主文、秘書長の呉梓、劉興善、林志嘉らの4人の立法委員が、連盟側からは李鎮源、林山田、陳師孟らがそれぞれ参加した。

黄主文は、「刑法」第100条の犯罪構成要件を明確にすることには同意するが、国家の安全保障と政治的安定を考慮すると、「刑法」第100条の改正は可能だが、廃止はできないことを強調した。

黄主文はさらに、今後、立法院で「刑法」第100条の改正を推進し、完成させること、すべての政治犯を釈放し、現在進行中の関連事件を起訴しないことを承諾した。

7日午後に開催された立法院司法委員会では、中国国民党議員が全員欠席するという形で黄主文が誠意を見せたことで、民主進歩党議員主導で「刑法」第100条の廃止法案が速やかに可決された。

協議の結果が初歩的な成果を見せたことを目にした李鎮源、林山田、陳師孟らは、ようやく心の重荷を下ろし、反軍事パレード行動を中止する気になった。しかし、民衆らに対して、特に日夜「非暴力」訓練を行っているメンバーにとどう向き合い、どう発表すればいいのか分からなかった。





「100行動連盟」による反訴求、反軍事パレード、悪法廃止 警察は民衆に対して友好的に接すべき
と説く李鎮源院士 撮影：劉振祥

四、何重もの鉄条網に守られた軍事パレード

李鎮源、林山田、陳師孟がブレーキを踏むことを検討したのは、7日午後の中国国民党本土派の承諾と、立法院司法委員会での具体的な善意の表明があったこととは別に、実はもう一つ重要な懸念があったからである。

10月1日の中国国民党の党・政府・軍の高官会議で、郝柏村が「反軍事パレード勢力を強制的に排除し、流血を覚悟で弾圧せよ」という指令を出したという知らせを、連盟側が受け取っていたからである。

連盟の核心的な判断としては、軍事パレードに反対することを主張するのは正当だが、もし暴力的な弾圧や流血につながり、より多くの参加者を苦しめることになれば、台湾の民主化運動にとってはマイナスであり、望むところではない。

二二八事件と白色テロを目撃した李鎮源は、「自分はすでに国民の平均寿命を上回っており、大義を掲げて立ち上がった以上、すでにこの地に命を捧げる覚悟がある。しかし、反軍事パレードを理由に中国国民党に武力で取り締まる



1991年10月9日 憲兵による強力な放水攻撃にさらされる座り込みの民衆 撮影：黄義書

口実を与えて、デモ参加者の信用を失い、さらには彼らが傷つき、流血の悲劇を生むことは耐え難い」と述べた。

反軍事パレードのジレンマ

白色テロのトラウマを解消できない李鎮源

歴史的な経験から、国家が暴力を振るう場合、最も被害を受けるのは、総じて血の気は多いが社会的な知名度はない民衆である。なぜなら、警察は民衆を狙うことに何のためらいもないからである。

しかし、簡錫堉、鍾佳浜、羅文嘉、陳正然などの連盟の若手は、7日に立法院司法委員会が可決した議案はまだ確定ではなく、変動要素があるため、「遅延戦術」である可能性があり、気をつけるべきだと主張した。

10月8日、高等検察庁は、反軍事パレード行動の首謀者全員を現行犯として勾留することを高らかに宣言した。この警告の意味合いが強い宣言によって、連盟の若い参加者たちは、中国国民党の誠意を一層疑い始めた。

当時、新国会事務所助手であった鍾佳浜と、立法委員の陳水扁の助手であった羅文嘉は、中国国民党議員が全員欠席したことは、反対を表明しなかっただけで、賛成したわけではない、これは形式上は初歩的な政治的な承諾さえないことに等しいと主張した。

また、具体的な承諾もなく反軍事パレード行動を急遽中止すれば、この20日間でようやく上向いた民衆の士気が一夜にして崩壊し、今後の

抗議運動での動員に影響を与える可能性もあると主張、連盟内部はジレンマに陥っていた。

連盟の若手たちは、少なくとも行動を拙速に終わらせてはいけなと結論、そのため、反軍事パレード行動を中止するにしても、少なくとも9日午前に予定されていた非暴力訓練は予定通り行い、その後中止の経緯を説明するべきだと李鎮源らに進言した。

しかし、計画はいつも後手に回る。9日の早朝の訓練は、国立台湾大学医学部の基礎医学棟の前で行われる予定だった。当日、ある小隊が現場に向かう途中、総統府前に設置されていた軍事パレードの観客席の前を通りかかった際、ほんの思いつきから「せっかく通りかかったのだから、座り込んでみよう」と考えた。

その知らせを聞いて駆けつけた他の小隊も一緒に座り込んだ結果、あっという間に70人以上が総統府前に座り込むこととなり、非暴力抗争の訓練がその場で始まった。林宗正、簡錫堉、羅文嘉、鍾佳浜らも駆けつけて指揮をとった。

一触即発 反軍事パレード座り込み抗議

現場にいた憲兵隊長は、総統府前の広場が「陥落」したことに驚愕し緊張した。すぐに大量のQRF(緊急対応部隊)を動員し、また強力な放水によって、座り込みの排除に努めた。

意外にも、訓練中の民衆側はパニックにはならず、放水砲の衝撃に身を晒し、水浸しになりながらも、現場の指揮を忠実に守って放水に背を向け、頭を下げ、手を組んだ。



1991年10月9日 群集を排除するために動く憲兵たち 撮影:黄義書



連盟が立ち去ろうとしないのを見て、指示を受けていた憲兵たちは行動を開始し、群衆を無理矢理引き剥がし始めた。71歳の女性は地面に倒れ失神し、ある企業界のメンバーはまぶたが切れて目尻から血が出るまで殴られ、他の学生2人も頭を殴られて流血した。

計4人の参加者が負傷し、病院に運ばれた。この偶然の「衝突」が状況を一変させた。反軍事パレード行動の中止を予定していた「100行動連盟」の意思決定グループは、急遽、座り込み抗議によって反軍事パレードの意志を表明することを発表した。

9日正午、反軍事パレード行動の中止に関するプレスリリースを作成していた陳正然は、突然、林逢慶から「状況が変わった」「総統府の前で連盟のメンバーが重傷を負った」「午後に予定していた記者会見を午後6時に緊急に延期する」と指示を受けた。

一方、連盟は学生たちに、すぐに学校に戻るよう伝えると同時に、国立台湾大学医学部の基礎医学棟に駆けつけて座り込みを行った。午後には、国立台湾大学医学部の入り口に「憲兵の暴力に抗議する」「関係当局の責任を追及する」という横断幕が掲げられた。多くの学生や宗教関連者、支持者たちが次々と座り込みに参加した。

午後6時、「100行動連盟」は国内外記者会見を開き、学生や一般市民を殴打する憲兵たちの映像を公開した。連盟は、



1991年10月9日 連盟発起人の陳師孟教授(中央)が、李鎮源院士(右)、林森田教授(左)と共に国際記者会見を開き、憲兵の暴力を非難、座り込み抗議活動の継続を決定した 撮影:黄義書

定点的に平和的な座り込みを行うことで、軍事パレードに反対する行動を続けると強調した。

李鎮源を責任者として、800人近くの教授、学生、一般市民が国立台湾大学医学部基礎医学棟前で座り込みを行った。この場所を選んだ最大の理由は、総統府に近いだけでなく、大学も病院もある仁愛路に位置しているためだった。

当初の判断では、「病院には多くの患者とその家族が出入りするため、民衆の医療へのアクセスを保障するという人道的な配慮から、封鎖を命じることはないだろう」「しかもここは国立台湾大学のキャンパスでもあり、動員が容易な

ことを除けば、『理論上は』軍や警察が侵入することはないはずだ」というものだった。

抗争現場のバイオリン 胡乃元が現場に応援に

9日午後、国際的バイオリニストの胡乃元が抗議の現場に応援に現れた。皮肉なことに、胡乃元は総統府に招かれる形で台湾に戻り、10日と11日に国立コンサートホールで国慶節を祝うコンサートを行うことになっていた。

特筆すべきは、李鎮源は実は胡乃元の叔父で、胡乃元の父親である胡鑫麟は国立台湾大

学病院の眼科部長だった。1950年の白色テロの際、胡鑫麟は勉強会に参加したことを理由に情報当局に逮捕され、判決を受けて緑島で10年にわたる拘禁生活を送った。緑島での最初の政治受難者の1人である。

胡乃元は、「100行動連盟」に敬意を表して、その場でバイオリン曲を2曲演奏した。これは胡乃元が唯一抗議行動で行った演奏であり、感動的で貴重な歴史の一コマを残した。

その後、教育部部長の毛高文も李鎮源のもとを訪ね、座り込みが軍事パレードの妨げにならないよう配慮を求め、李鎮源はそれを約束した。一方、国立台湾大学総長の孫震は、「座り込みは構わないが、『学外の者』がいては困る」と

電話をかけてきた。

当時、毛高文と孫震はともに、座り込みの会場は国立台湾大学のキャンパスに属しており、憲兵隊がキャンパスに入ることには同意しないと発言していた。

夕方、多数の憲兵隊が博愛特区、国立台湾大学医学部、国立台湾大学病院周辺を封鎖し始めた。国立台湾大学医学部を通ろうとする者、入ろうとする者は、誰であれ検問を受けることになった。

午後8時、国立台湾大学医学部と国立台湾大学病院へ通じるすべての入り口が封鎖され、中から出ることはできるが、入ることはできなくなった。



1991年10月9日 国立台湾大学医学部基礎医学棟前で非暴力抗議を訴える「100行動連盟」 撮影：潘小俠

当時、憲兵らが唯一封鎖できなかったのは、国立台湾大学の救急医療室だけだった。事前にこのことを予測していた陳正然と鍾佳浜は、事前に白衣を多数用意し、出入りが必要な参加者たちに白衣を着せて、救急医療室から出入りできるようにしていた。

また、救急治療室から基礎医学棟まで、憲兵に塞がれていない秘密のルートがもう一つあった。それは緊急医療室に入った後、エレベーターで遺体安置所を下り、遺体安置所の中を通して基礎医学棟に入るというルートだった。その夜、デモに必要な物資、機材、道具は、すべて死体安置所を通して運び込まれた。

大荒れの予感 憲兵隊の人的優勢

深夜12時をまわり、国慶節の軍事パレードまであと僅かとなった。より多くの保安部隊と警察車両が基礎医学棟を取り囲み、緊張感は急速に高まった。当時、騎楼(建物一階部分に設けられた歩道)には、社会運動団体の人々が600人ほどいたが、指揮本部はすべての人々に基礎医学棟内に撤退するよう求めた。

また、110人の国立台湾大学教授と医師が最前列に、国立台湾大学の学生はその左右にそれぞれ配置転換され、中央に座っている李鎮源を守る陣形となった。



1991年10月10日 午前0時を過ぎると同時に、警察は座り込みの群衆を強制排除 撮影：黄義書



1991年10月10日 警察により強制連行される国立台湾大学の張忠棟教授 撮影：黄義書

10日午前0時25分、台北市警察城中分局局長の張琪は、連盟の行為が「集会遊行法(集会・行進法)」に違反しているとして、違法行為であることを示すプラカードを掲げながら1回目の警告を発した。林宗正は張琪こそが「憲法違反」であり、大学の自治権を侵害していると反論した。

その後警察は0時55分に2回目の、その10分後には3回目の警告を発した。

午前1時20分、張琪は国立台湾大学総長の許可を得る手続きを経ずに、多数の警察官を率いて基礎医学棟に入り、学生を対象とした1回

目の強制排除が開始された。100行動連盟の指揮チームは、座り込みを行っていた学生たちに対して、一斉に腕を組み、体を横たえ、抵抗も服従もしないよう指示した。

学生たちは「人民全勝利(人民の全面的勝利)」、「勇敢的台湾人(勇敢な台湾人)」を唱和しながら座り込みを続けたが、警察は素早く力強く動きまわり、一列、また一列と、一番外側の学生たちから引き剥がされ、離散させられた。

午前1時28分、特殊部隊は教授の座り込みの列に突入し、マイクと拡声器を奪い取った。李鎮源は激昂し、立ち上がって「私を引きずり出せ!怖くなんかないぞ!」と叫んだ。

また、女子学生が乱暴に引きずられていくのを見た李鎮源は、ビデオカメラで撮影しながら、「警察は恥知らずだ!」と怒りの声を上げた。

午前1時32分、警察は2回目の強制排除を開始し、騎楼の右側に座っていた100名以上の学生が強制的に排除された。警察は学生を暴動鎮圧車に乗せ、信義路五段や、羅斯福路四段の国立台湾大学メインキャンパスで彼らを降ろし、座り込みに戻ることを阻止した。



1991年10月10日 林宗正牧師が警察と話し合い 撮影：潘小俠



1991年10月10日 国立台湾大学医学部基礎医学棟前に座り込み、憲兵隊を撮影する李鎮源院士
撮影：黄義書

現場から連れ去られた人たちの中にいた陳正然は、基礎医学棟の指揮本部に連絡し、すぐに別の抗議会場を設定することで合意に達し、連れ去られた場合は国立台湾大学メインキャンパスの校門に集合し、軍事パレードが終わるまで座り込み抗議を続けることを、参加者たちに対して通達した。

午前1時48分、警察による3回目の強制排除が行われた。今回は、教授や学生たちの後ろに下がっていた宗教関係者がターゲットとなり、キリスト教長老教会や万国仏教会の信者数十人が次々と強制的に連行された。

午前1時52分、私服警察と特殊部隊は座り込みの中に突入し、「警察は国立台湾大学キャンパスに入るな」と書かれた抗議の横断幕を破り捨て、民衆に対して催涙ガスを使用した。そして、林宗正、張忠棟、林逢慶らが次々と羽交い締めになれ連れ去られた。

中央警察学校で張琪を教えたことがあった林山田は激怒し、「張琪、お前はそのうち革命を起こすぞ!」と絶叫した。この時、林山田は李鎮源の安否を気遣い、「警察に連れ去られないためにも、自主解散したらどうだろう?」と進言した。しかし、李鎮源はその場に静かに座っている

ことを選択した。

午前2時5分には4回目、午前2時15分には5回目の強制排除が行われ、とうとう中央に座っている教授や医師たちに対しても手を出し始めた。意図的に国立台湾大学のIDを身に着けていた多くの医師たちは、「ここは我々の病院だ、お前たちに何の権利があるんだ」と叫びながらも引きずり出された。

警察が女医に対しても同様に手を出しているのを発見した李鎮源は、再び激昂して「婦人警官を呼べ!」と叫んだが、警察はそれを完全に無視した。

警察による暴力を糾弾し最後まで座り込みを続ける李鎮源

高齢な李鎮源を心配した黄芳彦と涂醒哲は、基礎医学棟の建物の中に入って休むように説得したが、逆に李鎮源から「私に中に入れとはどういうことだ」と叱られた。李鎮源は「私が中に入ったら、外にいる人たちは連れて行かれてしまうに違いない。私は絶対にみんなと一緒にいる」と言い、一歩も譲らなかった。

午前3時15分、羅文嘉が連行され、暴動鎮圧車に乗せられた。また、戒厳令解除前から民衆



1991年10月10日「抗議、媒、体、戒、厳(メディアに対する戒厳的扱いに抗議する)」と書かれた原稿用紙を持って、憲兵による排除を拒否し座り込むジャーナリストたち 撮影:潘小俠



1991年10月10日 国慶節の軍事パレード 撮影：劉振祥

運動を指揮していた林宗正牧師は、警察に強制的に連行され、特殊部隊に殴られ、急所を攻撃されて倒れこむという事態にまでなった。

警察の鉄拳は容赦なく、結局、現場に残ったのは、李鎮源の周りをきつく取り囲んでいた林

山田、陳師孟ら最後の30人ほどであった。

3時30分、最後の強制排除が行われることが明らかになったが、ニュース映像を残さないために、軍と警察、憲兵はジャーナリストらに立ち去るよう求めたが、ジャーナリストらは集団で抗



議してそれを拒否した。しかし、しばらくすると、国営の三大テレビ局と大部分のジャーナリストは、本社からの命令で退去を指示され、次々と現場を後にした。

結局、現場に残されたのは、「自立晩報」と「自

立早報」からなる「自立報」グループ、「台湾時報」、「民衆日報」と独立メディア「綠色小組」だけで、退去を拒否し続けた。しかし、残っていた人数が少なくカメラマンを合わせても20人ほどしかいなかったこともあり、すぐに憲兵たちの隊列の「壁」に押し出されてしまった。

建物の入り口から押し出された正にその時、「自立早報」の記者陳銘城は突然皆に座るように呼びかけ、その場で原稿用紙1枚に1字ずつ「抗」「議」「媒」「体」「戒」「厳」（メディアに対する戒厳的扱いに抗議する）と書きあげた。そして憲兵の盾の前に座る一列目の記者たちがそれを高々と掲げた。

憲兵隊は上官に無線で連絡し続け、新たな命令を待っていたが、記者たちも黙ってはいない。背中に背負った無線で新聞社の編集長に連絡し、報道の自由を守る意志と撤退の拒否を「声高に」表明し続けた。

排除されても離れない群衆 別の場所に再集合

結局、憲兵隊はマスコミの排除をあきらめて退却した。記者たちは再度、基礎医学棟に入り、警察も李鎮源ら30人の強制排除をあきらめた。しかし、李鎮源らとともに現場に残った報道陣は、軍事パレード終了まで基礎医学棟からの出入りを制限されることになった。

警察に連れ去られた連盟の参加者たちは、午前3時頃、第2の抗議会場である国立台湾大学の正門に戻り、引き続き集会と抗議を行った。

散り散りになった民衆が、再び軍事パレードエリアに近づくのを防ぐため、警察は封鎖の範囲を拡大した。特に新生南路と羅斯福路には大

量の拒馬と鉄条網が設置された。

幾重もの鉄条網による現場封鎖と憲兵、警察、情報当局らの警戒のもと、軍事パレードは大成功のうちに終了した。しかし、当日の会場は「薄海歓騰、普天同慶(海は喜びに沸き、空も共に祝う)」といった様子ではなく、重い空気が流れ、政府関係者は皆、厳粛な表情で、気まずそうにしていた。

この日の史上最大の軍事パレードに動員された憲兵と警官は総勢2万人以上と、軍事パレードに参加した兵士の数をはるかに上回った。

また、台湾中南部から反軍事パレード行動に参加するために北上する民衆がいることを恐れたのか、当日は、軍事パレードが終わるまですべての列車は台北駅に停車しないよう特別命令が出されていた。台湾に政府が移って以来、初めてのことである。

この年以降、今日に至るまで、10月10日に總統府前の凱達格蘭大道において總統が出席する大規模な三軍の軍事パレードが開催されることも、大股で闊歩する官兵たちを見ることもなくなった。





1991年10月10日「100行動連盟」は国立台湾大学キャンパスの正門に集まり、非暴力による抗議活動を継続
撮影：黄義書



1992年3月20日 陽明山の中山楼(国民大会議場)までデモ行進し、陳情を行う「100行動連盟」
撮影:劉振祥



第四章

法改正・政治犯 との決別

一、万年国会 vs. 街角民意

二、与野党協力の駆け引きの裏側

三、表現の自由の最後の足かせの解放——
「刑法」第100条改正の歴史的意義

一、万年国会 vs. 街角民意

中国史上唯一の普通選挙 大法官の憲法解釈で任期が無期限へ

中華民国の「第一回中央民意代表」、すなわち国民大会代表、監察院議員（監察委員）、立法院議員（立法委員）は、1947年11月から1948年1月まで中国において選挙が行われ、選出されたが、これは今日に至るまでの中国の歴史の中で、「空前絶後」かつ唯一の「全民」選挙である。

この破天荒にして空前絶後の第一回全民選挙が行われたのは冬であり、しかも当時はまだ交通手段が限られ、教育が普及しておらず、非識字者が多かったことに加え、国共内戦のさなかに行われたため、多くの選挙区の真実性と公平性に疑問が残るものとなっている。

例えば、法律上選出されるべき立法委員の総数は773人であるが、1948年2月に南京で就任を宣誓した第一回立法委員は759人であった。政府が台湾に移った後、台湾で登録した立法委員は、1950年で479人、1958年には504人となった。

憲法によれば、これらの中央民意代表（国民大会代表、監察委員、立法委員）は1951年に任期満了となり改選されるべきであったが、司法院大法官釈字第31号解釈は、「中国共産党に占拠された地域での改選は不可能」として、職権の行使を続けることを許したのである。

1960年代後半、中国共産党政権が国連において新興国からの支持を集める一方、アメリ

力が蒋政権が中国を代表して国連に参加する正当性を強く支持することは、次第に困難になってきた。そこで、自由民主主義のイメージを強化するため、中央民意代表をいくらか増員することとなった。

1969年3月27日、「動員戡乱時期自由地区中央公職人員増選補選并法（動員戡乱時期における自由地区（中華民国政府が実効支配する台湾島、澎湖諸島および金門島、馬祖島など）の中央公職人員欠員補充選挙法）」が公布され、台湾人民は初めて中央民意代表の「増選」と「補選」を行うこととなった。しかし、国民大会代表の15議席、立法委員の11議席を選出するのみで、任期もそれぞれ6年、3年とされた。民主進歩党前主席の黄信介もこのとき選出された。

1971年に中華民国が国連の議席を失うと、「政治改革」「民主・反共」が急務となり、1972年には「動員戡乱時期自由地区増加中央民意代表名額選挙并法（動員戡乱時期における自由地区の中央公職人員増加定員選挙法）」が公布され、少しずつ増員中央民意代表の定期改選が行われるようになった。立法委員の任期は3年とされたが、一回目の増加定員選挙では国民大会代表は僅か53議席、立法委員も僅か51議席を選出するのみであった。

1989年12月2日には最後の増加定員選挙が行われた。翌年2月に彼らが就任した際、立法院の会期は、「第一回」にもかかわらず、すでに



43年の任期を務めた「ベテラン」立法委員が、1991年末に退任する前の立法院の会議の様子 撮影：許伯鑫

「85期」を迎えていた。増員立法委員（地域・職種別議員を含む）の議席数は、101議席にまで漸増していた。

当時、改選の必要がない立法委員は153人、総統が選出した華僑議員は29人いた。この182人つまり、当時の立法委員の64%は、台湾の民意を反映していなかったにもかかわらず、権威主義体制にとって採決の鍵を握る重要な「部隊」であった。

増員立法委員の101議席のうち、民主進歩党籍と無所属の陳定南氏で計21議席、総立法委員数の7.4%を占め、署名議案を提案するための最低人数を僅かに上回っていた。しかし総統がペンで名前を囲っただけで選出された華僑立法委員の29議席と比べても、少ない議席数であった。

民主進歩党は立法院に21議席しか持っていなかったが、自由と民主を求め、政治道德の高みに立っていた。特に、当時の国際社会は、独裁

と民主の入れ代わりが激しく、1989年から90年にかけては、大きな変革期を迎えていた。

ソ連と東欧が一党専制を放棄し民主化した、いわゆる「東欧革命」、ベルリンの壁の崩壊と東西ドイツの統一、バルト三国の独立運動などがそれである。しかし中国では改革開放後、不幸にも1989年6月4日に「天安門事件」が勃発した。

台湾では1990年3月に「野百合学運(学生運動)」が勃発し、政憲改革への契機となった。また、民主進歩党が政治受難者を擁護したことで、街頭抗議は法制度改革へと昇華したのである。

万年国会が民意を拒む 警察の暴力で改憲の波が激化

1990年4月、就任して2ヶ月余りの新任増員立法委員で民主進歩党立法院議員団幹事長の陳水扁は、逮捕・投獄されたばかりの黄華を擁護するため、「懲治叛乱条例」と「刑法」第100

条の廃止の署名提案を主導したが、いずれも廃案に追い込まれた。

李登輝総統が野百合学運に対し憲法改正を承諾したことを受け、同年6月20日、司法院大法官會議は釈字第261号解釈を発表し、すべての第1回中央民意代表は1991年12月31日までにその職権が停止されることとなった。ついに中央民意代表の全面改選の時代がやって来ることとなったのである。

しかし、1991年3月に国民大会が始まると、改革に抵抗する一部のベテラン国民大会代表は自己延命を図るための「山中伝説」を披露したため、キャンパスでは再び「学生教授制憲連盟」による座り込み抗議デモが行われた。

また、大法官による憲法解釈による退職予告

を受けていた「ベテラン」立法委員たちは、立法院長の梁肅戎の下に集結し、依然として立法院の運営を強く支配し、自由と民主を求める切実な民意を頑なに拒んでいた。

梁肅戎は中華民国遼北省選出の立法委員で、当時70歳を越えていたが、体力、声量、闘争心とも充実しており、国会警察権の最多発動記録を樹立していた。最もありえない事件としては、1991年の「国会412事件」が挙げられる。

当時の立法院では、中国国民党所属の増員立法委員の出席率は常に極めて低く、一方でベテラン立法委員の出席率は高いものの、ほとんどの立法委員は出席のサインをした後は事務室に戻って休んでいた。そのため、議場に残った民主進歩党の立法委員たちは、中国国民党の立法



1991年9月27日 美麗島事件での名誉回復が認められ、黄信介は改選されることがない増員補欠立法委員の身分に復職した。しかし復職から40分後、黄は「どうか一緒に古い時代と決別してください」と演説し、その場で立法委員を辞職、「万年国会」解散という改革要求の手本を示した 撮影：黄彦文

委員が少数になったのを見計らい、議会手続規則を利用した臨時提案をしばしば行っていた。

4月12日、梁肅戎が議長を務め、議案を整理・審議していた際、民主進歩党の立法委員張俊雄が、軍中で発生した人権問題に関し、国防部に立法院議会で報告をするよう求める臨時提案を提起した。このような民意を反映した提案は、本来であればごく普通の提案であるはずであった。

しかし、梁肅戎はなぜか提案を棚上げしたため、民主進歩党の立法委員は議会手続規則を援用して一斉に抗議したが、梁肅戎はそれも無視し続けた。

張俊雄は壇上で発言後、梁肅戎に完全に無視されたことが納得できず、怒って議長席へ行き、彼の顔を平手打ちした。梁肅戎もすぐに反撃

したため、2人は壮絶な乱闘を繰り広げることになった。

この時点で、議場の大半は民主進歩党が占めていたため、民主進歩党の立法委員らは議長席に抗議に駆けつけた。孤軍奮闘状態だった梁肅戎は警察権を発動、大勢の警察官が議場に入ることとなった。当時民主進歩党議員団幹事長だった盧修一は、給湯室に引きずられて行くまでの間、腹部や急所を蹴られ続けた。

悲鳴を聞きつけた民主進歩党立法委員の戴振耀は、救出のために給湯室に駆けつけると、7、8人の警官が、床に倒れている盧修一に対して、殴る蹴るの暴行を加えているのを目撃した。戴振耀はそこに突っ込んでいったが、同様に床に叩きつけられたため、背を向けて防戦するし



1991年3月 43年間改選されことなく任期を務めた初代国民大会代表が、最終会期後に陽明山の中山楼から出て来る様子 撮影：許伯鑫

かなかった。

その頃、議場也大混乱に陥っていた。梁肅戎は民主進歩党を「暴力集団」だと一方的に糾弾しながら、警察に対して、盧修一を再び議場から引きずり出すよう命じた。盧修一はまたしても警察に引きずられ、殴られ、蹴られ、踏みつけられることとなった。

2階の報道エリアにいた記者たちは、シャツが完全に破れて、傷だらけになっているにもかかわらず、それでも屈せず議場に3度目の突入を果たした盧修一が、梁肅戎と論争したものの、命を受けた警察に議場から引きずり出されたのを目撃した。

盧修一は息を切らしながらも4回目の入場をし、同様に議場から引きずり出され、すぐに給湯室で倒れて気絶した。同じく全身に打撲傷を負った戴振耀は、盧修一を抱きかかえて助けを求めた。民主進歩党の他の立法委員たちが警察の壁を破って2人を救出し、国立台湾大学病院に運び込んだが、2人とも重傷で入院することとなった。

警察官による立法委員への暴行と入院をめぐる世論の反発を受け、すでに激しくなっていた「反老賊修憲」（1947年以降改選されていない「万年議員」による憲法改正に反対する）への抗争運動がさらに活発化することとなり、民主進歩党は「417大デモ行進」を企画、数万の民衆がまたしても台北の街頭を埋め尽くすこととなった。





1991年4月17日 民主進歩党が非改選の国民大会代表による憲法改正に反対を訴えた「417大デモ行進」
撮影：許伯鑫

二、与野党協力の駆け引きの裏側



李登輝総統による本土改革路線を推し進めるため、中国国民党の本土派立法委員は1988年4月22日、立法院に院内会派の「集思早餐会(集思朝食会:以下「集思会」)」を設立した。後に党内に設立された「新国民党連線」とは一線を画すことになった 撮影:許伯鑫

「刑法」第100条は次の2項で構成されている:第1項「国体の破壊、国土の不法占拠又は不法な手段による国憲の変更、政府の転覆を意図し、着手実行した者は七年以上の懲役に処し、首謀者は無期懲役に処する」。第2項「前項の罪を準備、又は陰謀した者は六月以上五年以下の懲役に処する」。

「刑法」第100条の改正廃止という政治的プロジェクトを推進するためには、万年国会というハードルのほかに、中国国民党内の権力闘争の嵐を乗り越えなければならなかった。前者は時間をかければ対応できる問題だが、後者につい

ては、誰がその権力を握ることになるのか、予想は難しい状況だった。

立法院公報によると、梁肅戎は次のように強調していた:「懲治叛乱条例」を廃止した後、中国国民党は「刑法」第100条を死守しなければならない。そうしなければ、国内に台湾独立の声が溢れ、たとえ政治が安定したとしても問題が残る、しかも中国共産党がこれをどう見るかも問題だ。

梁肅戎のこの強硬な発言は、ベテラン立法委員の本心であると同時に、中国国民党内の保守勢力の深い憂慮を表している。

危険な状態におかれた総統

李登輝は党内本土派の結集を目指す

1988年1月13日、蔣経国総統が死去し、李登輝副総統が総統に就任したことで、強権政治の時代は終わりを告げた。しかし、李登輝は実質的な後継者だったのだろうか。それとも、単なる過渡的な国家元首だったのだろうか？この時点ではまだ誰も知らなかった。

当時、中国国民党の増員立法委員であった黄主文は、蔣経国の死後、蔣宋美齡がアメリカから台湾に戻り、「老幹新枝(古い大木の新しい枝)」の一文を発表したことを回想している。

明らかに「法的正統性」や「天子による統治」にこだわる中国国民党の目には、正統な血統ではない李登輝は、当然ながら第2代目総統の「嚴家淦」と同様の単なる形式的後継者と映っていた。

以後、本土改革を訴える李登輝と、宮廷派の保守勢力との間で権力闘争が発生し、後の「主流派」と「非主流派」の内紛に発展していく。

1983年の初当選から増員立法委員として再選を繰り返している黄主文は、蔣経国時代、総統が増員立法委員を集めて対面したことはなく、全く相手にされなかったと語る。そのため、蔣経国が亡くなって2週間後、総統府から「話がある」と電話があり、もう一人の増員立法委員である吳梓とともに総統府で李登輝と会うことになったのは意外なことだった。

会談後、李登輝から、「私が置かれている状況をどう見るか」と単刀直入に尋ねられた2人は、率直に「憲法49条によれば、あなたが総統を継ぐことは間違いないが、中国国民党は党を中心とするレーニン主義的な独裁政権であり、今現在あなたは党、政府、軍、特殊機関の主要



2021年9月6日 黄主文への口頭インタビュー：「刑法」第100条の協議過程を回想して 撮影：黄彦文

権力は何もなく、五権憲法中の五権の1つすら手に入れていない。したがって『実権の伴わない名目だけの総統』だと言える」と指摘した。

3人の一致した意見は、「本土派は、立法院に人を集めなければならない」というものだった。李登輝は2人に本土派の立法委員を集めて、本土改革路線をとるための院内会派を組織するよう指示した。

1988年4月22日、立法院の院内会派である「集思会」が正式に設立された。同会は、「指導層を固め、政治的状況を安定させ、憲政改革を推進する」ことを目的に、毎日朝食をとりながら会合を開いた。設立当初は21人の議員が参加していたが、その後40人以上となった。

集思会は設立されて間もなく、民主進歩党の立法委員であった康寧祥らと「三一倶楽部(三ークラブ)」を結成し、ベテラン立法委員の引退や、中央民意代表機構の全面改選などの議題について、相互の交流をすることとなった。

「三一」とは、「3年に1度改選」される増員立法委員のことであり、改選の必要がないベテラン立法委員とは明確に距離をおくことを表した表現である。「三ークラブ」の設立は、中国国民

党主流派と、民主進歩党が直接交流する窓口となったのである。

しかし、この時はまだ誰も、2年後には野百合学運が契機となった大法官解釈がなされ、万年国会の終結、中央民意代表機構の全面改選、総統直接選挙といった一連の憲政改革が始まるなどとは、予想できなかった。

趙少康、李勝峰ら中国国民党の別のグループは、李煥、梁肅戎ら保守勢力と手を組み、増員立法委員の改選に合わせ、1989年8月に「新国民党連線」の結成を発表した。これは明らかに「集思会」とは違う道を行く意思を示した行為であった。

代理総統の任期はすぐそこに 中国国民党で「2月政争」が勃発

蔣経国が残した総統の任期が5月20日に満了することとなる1990年の2月、中国国民党が第8代総統、副総統候補として李登輝、李元簇を指名する過程で、非主流派から林洋港、蔣緯国を参戦させたいとの声が上がった。両者の権力闘争は公のものとなり、「二月政争」と呼ばれることとなった。

「二月政争」は李登輝が「八大老」と呼ばれる中国国民党の長老らを使って林洋港を説得することで収束した。しかしその後、一部の国民大会代表が「総統直接選挙」の議題を「人質」として増員国民大会代表の任期を9年に延長しようとする自己延命事件が発生したため、国立台湾大学の学生らによる「野百合学生抗議運動」、いわゆる「野百合学運」が展開されることとなった。

野百合学運を注視していた李登輝は、3月21日の国民大会で無事総統に選出されると、その日の午後に直ちに野百合学運の指導者と会談

し、憲政改革に着手することを約束した。こうして、野百合学運は22日に終結を宣言した。

当時、権力基盤をまだ十分に確立していなかった李登輝は、前参謀総長で国防部長の郝柏村の軍事権力を削ぐため、同氏を行政院長に指名した。郝柏村は、その強硬な姿勢、鋭い戦術、激しいスタイルから「軍の強者」と呼ばれ、国軍や情報当局に大きな影響力を持っていた。行政院長として閣僚をまとめることとなった郝柏村は、非主流派の司令塔となった。

李登輝と郝柏村は、その理念も政治路線も大きく異なっていただけでなく、権力上の矛盾もあり、総統府と行政院の間に齟齬が生まれることとなった。特に1991年5月の「独台会事件」は、郝柏村が李登輝を試したテストケースと見られている。

黄主文の分析によれば、李登輝は第8代総統の選出後に改革を行うスケジュールを立てていた。日本の武士道に造詣が深かった李登輝は、自らの権力が安定するまではじっと我慢して、力を蓄え、タイミングを待ち、また外力をうまく利用することでより良い成果を上げるという武士道における「堅忍力行」の精神を発揮したという。

李・郝体制 「肝胆相照らす」から決裂へ

したがって、「100行動連盟」の「反軍事パレード、悪法廃止」抗争に対しては、主流派と非主流派は異なる政治的立場を持っていた。

李登輝は、軍事パレードを円滑にすすめることで自身の三軍の総司令官としての地位を確立する一方で、「民心」を利用して改革を推進しようと考え、何度も連盟に人を送り交渉を重ね、「Win・Win」を実現しようとした。



「刑法」第100条の問題について与野党協議に臨む李鎮源、刑法学者の蔡墩銘教授、王昭明、林棟、洪玉欽、林山田ら(左から) 撮影：黄彦文

しかし、郝柏村はいかなる譲歩にも強固に反対した。それは協議が決裂してデモが激化すれば、李登輝の信用を落とすだけでなく、台湾独立勢力を抑え込む理由にもなると考えたからである。

事態の緊急性に鑑み、李登輝は黄主文に「100行動連盟」と直接話し合うことを指示し、10月7日にグロリアホテルで事態打開のカギとなる最も重要な話し合いが行われることになった。

黄主文は次のように回想する：連盟は「刑法」第100条を「改正ではなく廃止」を主張し、集思会は「廃止ではなく改正」を主張していた。これは一見全く異なることを言っているようだが、実は両者の考えは異口同音だ。つまり、平和的な政治的思想を実現するための非暴力的手段の使用は、「刑法」の内乱罪に当たらず、武力行使や暴動による内乱罪は犯罪として明確に構成要件を定めるべきであるという点で、両者は一致していた。

その上で黄主文は、「刑法」第100条第1項に

「強暴・脅迫」の文言を追加し、第2号の「陰謀犯」の文言を削除すれば、上記の問題は解決できると主張する。

また、黄主文は、「軍の強者」による武力「クーデター」を例に挙げ、「もし『刑法』第100条が廃止された後に、軍事クーデターが発生した場合、とんでもないことになる」と指摘した。

黄主文はまた、大法官による憲法解釈で、1991年末にはすべてのベテラン立法委員が引退すること、1992年の立法院の新会期で「刑法」第100条の改正手続きを必ず完了すること、台湾は表現の自由を100%実施し、「思想犯」「政治犯」「ブラックリスト」は今後、歴史的用語になることを約束した。

黄主文の法改正案は、中国国民党が「面子」を保ち、民主派が「その実」を得ることができるものであったため、連盟代表の李鎮源、林山田、陳師孟もそれをすぐに受け入れた。

主流派の誠意 台湾独立運動家への司法迫害

民主進歩党はもちろん、中国国民党主流派の法改正の約束を楽観視していた。たとえばベテラン立法委員がすべて引退し、立法委員は101議席の増員立法委員と、29議席の華僑議員で計130議席のみとなったとしても、民主進歩党と、無党派の議席は僅か16%の21議席のみである。

民主進歩党が目指す悪法の廃止には、主流派の協力が必要不可欠である。つまり「100行動連盟」として、新しい立法院の会期を「待つ」しかないのである。

1991年12月31日、43年と7ヶ月の任期を務めた153人のベテラン立法委員議員たちが、ついに表舞台から去ったことにより、立法院の生態は明らかに変化した。中国国民党の非主流派が頼りにしていた「集票力」は一夜にして崩壊し、主流派と民主進歩党が一体となって、政治

展開を支配するようになったのである。

立法院の生態が一瞬にして反転したことは、中国国民党高層部の勢力の拡大・衰退にも影響を及ぼした。李登輝の指導的地位がますます安定し、非主流派の牽制を気にしなくても良くなった一方で、郝伯村の影響力は急速に低下し、立法院での新国民党連線の声すら大きく重みを失った。

1992年、立法院内の顔ぶれが一新し、「刑法」第100条の改正が視野に入ってきた。しかし、1992年1月10日、林永生ら4人は「刑法」第100条「内乱予備罪」で、1年から3年半の実刑判決を言い渡された。

同年1月17日、張燦鎔は「刑法」第100条第1項の「内乱首謀罪」で高等検察庁に起訴された。また、1月23日には台湾独立連盟アメリカ本部中央委員の陳榮芳が逮捕され、2月8日には指名手配されていた陳婉真も台中で逮捕された。



「刑法」第100条の問題について与野党協議に臨む李鎮源、洪玉欽、林棟ら(左から) 撮影：黄彦文

「100行動連盟」は2月14日に第5回総会を開催し、1.「悪法廃止のための10万人署名運動」の推進、2.「100日抵抗プロジェクト」の立ち上げ、3.「刑法」第100条に関する展示会の開催、の3点を決議した。

一方、民主進歩党は立法院内の議員団体の会合で、「刑法」第100条の廃止を与野党政党協議の優先事項に含めることを決議した。

具体的な行動としては、手続き委員会に対し、本件を立法院での第2回目の決議(注:その後本会議での3回目の決議を経て法案成立)の議題とするよう要請、行政院副院長施啓揚に立法院での報告を要請、10万人署名を推進、政治受難者の家族と合同で行政院への陳情を行う、などが含まれていた。

立法院の初会期である2月21日、「100行動連盟」は、李鎮源を筆頭に、政治犯の家族を率いて立法院への陳情を行い、今会期中の「刑法」第100条の廃止を要求した。

しかし、中国国民党は与野党協議では、「刑法」第100条の廃止を議案とすることに同意しなかった。中国国民党は、これまで凍結されていた第四原発の予算79億元を執行するための投票を先に行う予定であることを計画していた。原発予算が無事通過して初めて、「刑法」第100条をめぐる論争に対処することができるとの考えだった。

「反原発」は民主進歩党の一貫した信念であった。立法院が原発開発予算に触れるたびに、与野党は例外なく激しい肉弾戦を繰り広げ、互いに傷だらけになった。

簡単に言えば、中国国民党は「刑法」第100条を交渉材料に、民主進歩党に第四原発の予算執行を譲歩させるつもりだった。

2月末、行政院の「刑法」第100条に関する研修会議では、5つの改正参考案が提示された。さらには「憲法秩序に対する罪」の章が追加され、政治犯の釈放が不可能になることが懸念された。

「100行動連盟」は、行政院が提示した改正草案に反対の姿勢を見せた。中でも「憲法秩序に対する罪」に反対するため、10万人署名運動の拡大、立法委員へのアンケート調査の実施など、抗議行動を強化し、立法委員に直接自分の立場を表明するよう求めることにした。

「100行動連盟」抗争再起 ついに最後の一步に到達

3月20日、李鎮源率いる「100行動連盟」は陽明山へ向かい、臨時会議を開いていた国民大会に「憲法による人権保護と政治犯の釈放」を求める陳情を行った。しかし、結果は総統府秘書長の蔣彥士が非常に形式的な面会をただけだった。

協議が進展しないため、民主進歩党立法院議員団は4月末に中国国民党議員団との協議を全面的に打ち切った。中国国民党は中央政府の一般予算が予定通り成立することが困難となることを懸念し、民主進歩党に協議再開の条件を打診した。

民主進歩党議員団幹事長の李慶雄は、「中国国民党は善意のある対応をすべきだ。黄主文なら善意のある対応とは何かを知っている」と意味深に答えた。

その後、黄主文が与野党協議を主導することが決まり、「刑法」第100条の改正に、ようやく進展が見られることになった。

5月7日、与野党は交渉を再開、中国国民党が



「刑法」第100条の問題について与野党協議に臨む李鎮源(右)と施啓揚 撮影：黄彦文

「刑法」第100条の改正を「優先的に」議題とすることを約束し、5月12日の立法院本会議で第3回決議を行い、法案を成立させるという結論に達した。

しかし5月11日、民主進歩党議員団が、翌日の本会議議案予定書を見たところ、「刑法」第100条改正法案の前に、第四原発の予算凍結解除法案が置かれていることを発見した。

中国国民党が再び「必殺技」を繰り出してきたことは明らかである。それにより民主進歩党は、第四原発予算案のボイコットか、「刑法」第100条法案の成立かという政治的選択を迫られることになったのである。

民主進歩党は空前の難局に直面することになった。

5月12日、立法院での長い議員発言の後、中国国民党は圧倒的な数的優位で第四原発予算凍結解除案の採決を行った。結果は出席議員78人のうち57票を獲得、法案は可決された。

民主進歩党は「刑法」第100条に関する法案が頭にあるため、あまり手荒い行動に出られなかったのである。

5月15日、立法院は第89会期第25回会議を開催し、午後3時55分、ついに「刑法」第100条の改正・廃止案が本会議の場に登場した。

壇上に上がった張俊雄はまず、前回の会期における司法委員会で、「刑法」第100条の廃止が承認された議事録について説明した。続いて黄主文は、「刑法」第100条の改正案を提出し、原規定に「強暴、脅迫」という文言を加え、新たな構成要件とすることを主張した。

実はこの改正内容については、中国国民党集思会と民主進歩党の間で話がまとまっていたため、最終的に黄主文の改正動議が本会議で採決されることとなり、出席していた56人の立法委員から、45票を得て法案は可決された。午後5時50分、「刑法」第100条の改正案はこうして成立した。

改正後の「刑法」第100条の条文は次のようなものとなった：国体の破壊、国土の不法占拠又は不法な手段による国憲の変更、政府の転覆を意図し、強暴、脅迫によりそれを着手実行した者は七年以上の懲役に処し、首謀者は無期懲役に処する。前項の罪を準備した者は六月以上五年以下の懲役に処する。

中華郵政台字第一三七二號執照登記為新聞紙文等

總統府公報

中華民國八十一年五月十六日（星期六）（本日公布法律，增加發行公報一號次。）

中華民國八十一年五月十六日

總統令

茲修正中華民國刑法第一百條條文，公布之。

修正中華民國刑法第一百條條文

第一百條 意圖破壞國體，竊據國土，或以非法之方法變更國憲，顛覆政府，而以強暴或脅迫著手實行者，處七年以上有期徒刑；首謀者，處無期徒刑。預備犯前項之罪者，處六月以上五年以下有期徒刑。

總統府公報 第五五六八號

中華民國八十一年五月十六日公布

總統 李登輝
行政院院長 郝柏村
法務部部长 呂有文

編輯發行：總統府第三局
地址：台北市重慶南路一段一二二號
電話：三一七—三一七
FAX：三一七—三一七
印刷：中央印刷廠
定價：每份新台幣九角，每季新台幣二元七角，半年新台幣四元，全年新台幣七元
本報郵政劃撥儲金帳戶第〇〇〇九九五一四號

總統府公報5568号に掲載された改正中華民國「刑法」第100条の条文
提供：總統府

三、表現の自由の最後の足かせの解放—— 「刑法」第100条改正の歴史的意義

表現の自由は、民主主義国家における基本的人権の一つであり、また民主主義の表徴であると同時に礎でもある。民主主義が実践されているとされ、表向きは公職選挙が行われている国でも、本当の民主主義が実現されていない場合があるが、その理由は表現の自由がないことにある。

表現の自由のない選挙は、投票という形をなぞただけの活動でしかなく、民主主義のない抜け殻のような選挙である。このことは、表現の自由が、その国に民主主義がしっかりと根付いているかどうかの指標となっていることを示している。

表現の自由は、政治的権利、さらには様々な基本的人権の礎ともなっている。なぜならば表現の自由は他の人権の伸長や強化に貢献することができる権利であるからにほかならない。

例えば「制限付きの民主主義」の国では、表現の自由がある程度保障されると、人々は集会や結社の自由の価値を主張し、その結果、これら自由の権利を拡大させることができる。

台湾の民主化の歴史を見れば、それは明らかである。戒厳令解除以前に徐々に開放された限られた表現の自由によって、他の自由の権利が徐々に緩和され、やがて大きな民主化の波へと進化していった。

台湾のメディアの民主化は、大きく分けて「閉鎖的」「移行期的」「開放的」の3つの段階に分けられる。移行期は、おおよそ1970年代半ばから

1990年代前半に位置する。この時代は、権威主義体制が崩壊し、民主主義体制への移行を見せた自由奔放な政治権力の時代であると同時に、台湾の社会勢力が解放された時代でもあった。

この時代に起こった代表的な事件としては、1977年の中壢事件、1979年の美麗島事件、1986年9月28日の民主進歩党創立、1989年4月7日の鄭南榕の焼身自殺、1990年3月の野百合学運、1991年5月9日の独立台湾会事件などがある。

もともと閉鎖的だった主流メディアも、社会の激変に直面しなければ、その変化についていけなくなった時代でもあった。

戒厳令は1987年7月に解除されたが、それは民主化の象徴的な通過点に過ぎず、すべての民主的制度がその時点で整っていたわけではない。様々な保守的、進歩的な考え方は、戒厳令解除後も引き続き争い続けていた。動員戡乱体制が維持され続けたことがその最もわかりやすい例である。

1948年に制定された「動員戡乱時期臨時條款」は、戒厳令が1987年に解除された後も消滅したわけではなかった。民主主義の精神にそぐわないこの制度が、国民大会の決議によって正式に廃止されたのは1991年5月1日のことであった。

1992年には「人民団体法」、「国家安全保障法」、「集会遊行(行進)法」が成立し、国民の基本

胡元輝

国立中正大学コミュニケーション学部教授
台湾事実査核(ファクトチェック)教育基金会董事長

的権利に関するいくつかの法律が改正された。しかしそれらは、法律の名称から動員戡乱時期という文言を削除しただけのものであった。

「100行動連盟」が1991年9月21日に設立されたことは、台湾における表現の自由が、真の自由化に向けて動き出すカギとなったと言える。そして1992年の「刑法」第100条の改正は、台湾メディアの生態が、真の自由化段階に入る出発点であった。その後メディアは約15年の時間をかけて進化を遂げることとなった。

このようなメディアの革新については、戒厳令解除前後に私が勤めていた『自立報』系メディアでの2つの例が挙げられる。

戒厳令が解除された翌年の1988年12月10日、鄭南榕は自身が創刊した『自由時代週刊』に台湾独立建国連盟の許世楷主席がまとめた『台湾共和国憲法草案』を掲載し、これがきっかけで政府当局による一連の検閲と司法措置を受けることとなった。

1989年4月7日、鄭南榕は焼身自殺によって自らの要求を表明したが、翌日の『自立早報』には同じく『台湾共和国憲法草案』が掲載されたが、私の印象では、当時、他の新聞社はまだ表現の自由に対する警戒心を解いてはいなかった。つまり当時の「言論環境」には、まだまだ敏感な雰囲気漂っていたのである。

1988年1月13日、戒厳令の解除を宣言した

蔣経国が急死した。戒厳令が解除されて半年も経つというのに、主要メディアは、権威主義時代の台湾最後の支配者の死によって引き起こされた権力闘争が、まるでなにもなかったかのように沈黙した。これは不思議なことではないだろうか。

私が勤めていた『自立報』系では当時、客観的な筆致で蔣経国に敬称を付けずに報道したため、多くの読者やメディアからの批判を受けたが、このことは、当時のメディアの生態が、まだ民主国家のそれではなかったことを物語っている。

台湾の民主化は、特別な歴史的機会に後押しされた市民勢力と政治勢力の微妙なせめぎ合いによるものであった。より正確に言えば、市民勢力と政治勢力の複雑な協働であった。

執政者、特に強権的な支配の後では、権力者が民意を認識する能力の有無は、革命を無血で行い得るかどうかの重要な要因となる。しかし、民主化の根本的な推進力は、依然として民衆の民主化への願望と欲望である。

台湾の民主化が「普通にそこにあるもの」となった今日、「静かな革命」と称されるこの台湾の民主化の過程を振り返ると、「100行動連盟」の平和的な抗議行動と「刑法」第100条の改正が、台湾における表現の自由のため闘争の重要な「最後の一里塚」の役割を果たしたことは間違いないだろう。





1991年5月20日 政治的迫害に反対する学生隊 撮影・許伯鑫



2020年12月10日 蔡英文總統が国家人権委員会のロゴの除幕式に参加 提供：国家人権委員会



第五章

より広く、 そして国際化へ

- 一、国内人権委員会の設立と使命
- 二、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」からみる表現の自由の真の意味
- 三、表現の自由の新たな挑戦 ——
偽情報の拡散、その危険性と対策
- 四、表現の自由と認知作戦

一、国内人權委員會の設立と使命

台湾における国家人權委員會の設立は、人權学者の黃黙教授が1997年に提唱したことに始まる。1999年には台湾人權促進會会長の黃文雄が22の市民団体とともに「国家人權委員會推進連盟」を結成し、ロビー活動を開始した。

この運動の展開は、台湾の国内外の情勢と密接に関係していた。1980年代の街頭抗議行動から1987年の戒嚴令解除へとつながる一連の「政治ドミノ倒し」、1990年より始まる憲政改革、1992年12月19日の初の

「国会全面改選」、1996年3月23日の初の總統直接選挙などの民主化の過程がこれにあたる。

一方、国連は基本的人權保障の国際的な流れに注目し、国内人權機関の設立と運営の促進にも動いている。特に1993年には、国家による国内人權機関の設立を奨励、提唱、支援する手段として、「国内人權機関の地位に関する原則」（パリ原則）が決議され、その後の数年間で、54カ国が国内人權機関を設立した。

このような国際的な流れを察知した台湾の人權学者や人權団体は、1999年に「国家人權委員



2020年12月10日 国際人權デーに国家人權委員會が主催する人權展を訪問する人權学者の黃黙教授
提供：国家人權委員會



台湾人権促進会の会長を務めた黄文雄 撮影：黄謙賢

会推進連盟」を結成することで意見が一致した。

黄文雄は、中華民国政府が中国の代表権を喪失し、国際的な人権体系からの離脱してからの数十年間で、国際的な人権体系は、その規範とシステムの両面から大きく発展し、多くの国の立法、憲法解釈、人権実践に浸透することとなったとした。

また黄文雄は、「世界、地域、国家レベルの市民社会において、国際機関や各国政府が無視できない国際的な人権運動が起こっている。台湾もこの発展から外れることはできない」と主張する。

当時総統であった李登輝は、この件が国民の関心を集めたことに鑑み、2000年3月の総統選挙前に、世論に応える形で、監察院に「人権保障委員会」を設置した。

陳水扁総統、「人権立国」を宣言

2000年、民主進歩党が政権をとったことで、台湾で初の政権交代となった。黄文雄は総統に選ばれたばかりの陳水扁に覚書を提出した。

陳水扁総統は5月20日の就任演説に覚書の具体的な提言を盛り込み、人権国家の建設を宣言し、「独立した国家人権委員会の設立」と「国際人権規約の批准」などを推進することを約束した。

2000年10月には民間版の「国家人権委員会組織法草案」がまとめられ、総統府には国家人権委員会の設置と、いわゆる「両公約」（「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）の批准などをその任務とした「人権諮問グループ」が設置された。

「両公約」は、「国際連合憲章」と「世界人権宣言」の精神と基礎に基づき、基本的人権のうちの自由権と社会権を、それぞれ「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」として成文化したものである。両公約はそれぞれ「自由権規約」、「社会権規約」という略称で呼ばれている。

「両公約」が国連で可決された翌年の1967年、駐国連大使の劉鎔は中華民国を代表して同規約に署名した。しかし戒厳体制が「自由権規約」の条文に違反していたことから、立法院での批准は行われなかった。1971年、中国としての国連代表権を得た中華人民共和国は、中



2000年5月20日 台湾初の政権交代。就任式に臨む民主進歩党の陳水扁総統(右)と、引継ぎを終え民衆に手を振る李登輝総統(左) 撮影:黄彦文

華民国による「両公約」への署名の無効を宣言した。しかし中国共産党は「両公約」に署名するつもりはなかったのである。

それから26年、中国共産党政権は2008年オリンピックの開催権を獲得するため、1997年に「社会権規約」に、1998年には「自由権規約」に署名した。しかし、現在までのところ、2001年に「社会権規約」のみが批准されただけで、「自由権規約」の批准手続きは保留されている状態

である。

中国共産党政権が「自由権規約」の批准プロセスを棚上げにしている最大の理由は、戒厳令下の台湾が同規約の批准プロセスに入れなかった苦境と同じである。中国共産党政権は、中国における国民主権実現のための民主的選挙の実施を拒否し、法制度上も人身の自由、精神の自由、表現の自由などの基本的人権の実施を拒否している。もし、無理に同規約を批准して

も、規定を満たすことは難しいため、批判を受けることは避けられないだろう。

陳水扁の「人権立国」宣言以降、台湾は「両公約」の批准を推進し始めた。行政院は何度も省庁間での議論を重ね、立法院でも激しい議論が行われた。当時、立法院の過半数を占めていた中国国民党は批准に反対の立場をとっていたため、「少数与党政府」という政治的現実のもと、批准手続きはスムーズに行われず、「両公約施行法草案」も否決された。

馬英九總統、両公約施行法を支持

2008年の總統選挙では、台湾で2回目の政権交代が行われ、中国国民党が与党に返り咲いた。馬英九の總統就任後も人権団体はロビー活動を続けた。

2009年2月、總統府で「両公約」とその施行法草案についての説明を受けた馬英九は、その後、公式に支持を表明した。

その結果、「両公約」とその施行法草案は、速やかに立法院で批准・可決され、また同年12月10日の国際人権デーに発効することが決まり、正式に人権規約の国内化が始まったのである。

しかし、批准書を国連事務総長に送ったところ、「国際連合総会2758号決議」が中華人民共和国を中国の唯一の正当な代表と認めていることを理由に「寄託」を拒否され、締約国手続きの完了は阻まれた。

規約の締約国となるためには3つの手続きが必要となる。第1に、(通常は)国を代表して国連に派遣されている国連大使による署名(signature)、第2に、(通常は)世論の中心機関を代表する国会による批准(ratify)、第3



2012年4月20日「人権・未来」-「市民的及び政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」国家報告発表記者会見を主催する馬英九總統 提供：總統府



2020年8月1日 国家人権委員会発式式典に出席する蔡英文総統(左から2人目) 提供: 国史館

に、署名国の国家元首が批准書を公表し、国連事務総長に送って手続きを完了させる寄託(deposit)である。このようなプロセスを経て規約は締結される。

実際のところ、陳水扁が立法院での批准を推進し、与野党が激しい攻防を繰り広げていた時、国連事務総長が「寄託」を拒否するという結果は、すでに誰もが予想していたことである。そこで、陳水扁は任期後半に黄文雄の提案を取り入

れ、「両公約施行法」を優先する、すなわち「台湾モデル」の政策方針を打ち出したのである。

「台湾モデル」は、黄文雄と、当時の行政院人権保障推進グループ副主任許志雄の法律顧問であった汪平雲が、1998年に制定された英国の人権法(Human Right Act 1998)をもとに創設したものである。

英国は、国際法の法源論において二元論的な憲法体系をとっているため、条約や国際規約

の発効は、女王の署名や寄託によるものではなく、議会立法(すなわち「実税法」)による国内化によって行われる。

そこで二人は、台湾も「両公約」を国内法化することで、規範とメカニズムに国内法の効力と権威を与えることができると提言した。つまり、正式な締約国でなくても、台湾は締約国としての義務を負っているように振る舞うことができると。

「両公約」の施行法の成立を受けて、市民・人権団体は「両公約施行監督連盟」(後に「人権規約施行監督連盟」と改称)を結成した。国連の規範を参考にするとともに、非加盟国である台湾の特殊事情を考慮して、人権規約の施行に関する国際審査プロセスについて「台湾モデル」を提唱した。

2012年4月、馬英九は「両公約」に関する初の国家報告を発表した。5月には両公約施行監督連盟が『両公約に関する市民団体のパラレルレポート』を発表した。

また2013年2月には国際人権の専門家を台湾に招聘し、『両公約に関する国家報告』及び『市民団体のパラレルレポート』の審査を受けた結果、81項目の最終見解と勧告を受けた。さらに同専門家らは、初めて、台湾がパリ原則に基づく国家人権委員会を早期に設立するよう、建議した。

蔡英文総統、国家人権委員会を設立

2014年7月、総統府人権諮問委員会は、総統府、行政院、独立機関のいずれかに「国家人

権委員会」を設置することを提案したが、採用されなかった。その後、2016年の総統選挙では、台湾で再び政権が交代することとなった。

2017年1月の「両公約に関する第2回国家報告」の審査会議で、国際人権の専門家は、再び国家人権委員会の設置を建議、総統である蔡英文は、早急に設立案をまとめると約束した。

同年7月、台湾の国家人権機関の設立案を評価するため、元ニュージーランド国家人権委員会主席のロスリン・ヌーナン(Rosslyn Noonan)ら国際人権専門家が来台した。

2017年11月、同専門家らは「アジア太平洋国内人権機関フォーラム(APF)」の名義で公式評価報告書を発表し、「国家人権機関を迅速に設立するには、監察院内部での設置が最良の選択肢である」と具体的な指摘を行った。

2019年、立法院は、監察院版と立法委員版の組織法草案を同時審査し、同年12月10日、「監察院国家人権委員会組織法草案」が可決された。

こうして、20年にわたる議論と折衝、そして3度の政権交代を経て、2020年8月1日、国家人権委員会が各界の期待のもと正式に設立されたのである。

国家人権委員会の使命は、人権の保障を促進することであり、その主要な職権は、特に人権規約に関する国家報告及び「独立評価意見」の作成、人権侵害の調査、人権監視、国家調査、国際人権規約の国内法化の支援、人権教育の促進、国際人権交流などである。

二、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」からみる表現の自由の真の意味

表現の自由 人権宣言から人権規約へ

「世界人権宣言」は、その第19条に「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む」と、表現の自由についての規定を設けている。

1789年3月4日に成立した「アメリカ合衆国憲法」は世界で最初に認められた成文憲法である。「権利章典」と呼ばれ、同憲法の一部をなす「アメリカ合衆国憲法修正第1条」は、言論と表現の自由に関する規定である。

また、イギリスやアメリカ、フランスなど、早期に民主主義を発展させ、表現の自由を保障した国々の歴史的経験が証明しているように、表現の自由と情報の流通が保障されるほど、「国民の知識の増加」「社会経済の活性化と進歩」「民主政治の実現」という多面的な意義と循環が促進される。

しかし、表現の自由は、一歩表に出れば、時に他者の人権と対峙、対立し、はてはそれを侵害することもある。したがって、「世界人権宣言」の第12条には、「何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることは

ない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する」という規定が設けられている。

さらに、「世界人権宣言」第29条第1項は「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う」としている。つまり表現の自由は、他者の人権を認識し尊重すること、民主主義社会の道徳的要件に適合すること、公の秩序と福祉の正当な必要性を追及すること、といった法的義務を伴っているのである。

自由、平等、尊厳は、すべての人権保障の核心である。そのため、表現の自由の保障には、当然ながら、名誉毀損、侮辱、詐欺、脅迫、プライバシーの暴露など、他者の人権を侵害する行為は含まれない。さらに、国民の基本的人権を守るために国家は存在するのであるから、人権を保障するため、他者の人権を侵害する表現を明確な立法により禁止し、処罰する義務を国家は有する。

「世界人権宣言」を成文化した「市民的及び政治的権利に関する国際規約」には、プライバシー、名誉、信用の保護に関する第17条、表現の自由の権利義務に関する第19条、戦争、ヘイト、差別を主張する言論の悪用禁止に関する第20条など、表現の自由とその権利義務に関する規定が設けられている。

市民的及び政治的権利に関する 国際規約

第17条(プライバシー、名誉、信用の保護)

- 1 何人も、その私生活、家族、住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない。
- 2 すべての者は、1の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する。

第19条(表現の自由とその義務)

- 1 すべての者は、干渉されることなく意見を持つ権利を有する。
- 2 すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 3 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第20条(表現の自由の濫用の禁止)

- 1 戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する。
- 2 差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。



2019年6月16日 台湾の自由を利用して香港の自由への闘争を応援する台湾の学生団体 撮影：黄彦文

表現の自由の義務

「市民的及び政治的権利に関する国際規約」第19条第3項は、表現の自由を主張する者は、その権利の行使にあたって、「他の者の権利又は信用の尊重」「国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護」をする義務を伴うことを認識しなければならないと強調している。

第19条の規定に対する締約国の理解を深めるため、国連人権委員会は2011年に「一般的意見34」を公布した。

同意見では、表現の自由の権利行使には特別な義務と責任が伴うことを明確にしており、締約国は「他者の人権」及び「国家の安全及び社会秩序又は福祉」という2つの正当な目的のために同

権利を制限することが認められている。

また、「一般的意見34」は、締約国が表現の自由の行使に制限を課す場合、権利自体を危うくしてはならないこと、権利と制限、規範と例外の関係を逆転させてはならないことを強調している。

第19条第3項は、同条件を明示したもので、制限を課す場合には、同条件を満たす法的規定を設けなければならない、また、いかなる制限も、必要最小限かつ合理的な比例原則を満たすことを判断基準としなければならないとしている。

実際には、どのような表現の自由が保障されているかをすべて列挙することはできないが、義務や責任を課するのであれば、その範囲を厳格に限定し、「他人の権利や名誉を害するかどうか」と「国家の安全、公共の利益(秩序、健康、良識)

を害するか」といったネガティブリストによる基準を採用する必要がある。

つまり、表現の自由を保障することを前提として、言論に対する責任を課す場合には、必要性、相当性及び比例原則による厳格な基準が適用されなければならない。

例えば、ポルノは第19条で保障されているが、子どもの心身の発達に悪い影響を与えることは客観的事実である。したがって、同条第3項bの「公衆衛生や良識を保護するため」という正当な目的の下、政府は、ポルノの分類を義務付ける法律を制定し、その分類に応じて販売場所や販売の対象を制限することが許される。

「報道の自由」を例に取れば、「報道の自由」とは本来、人権を抑圧しかねない国家権力から「真実を語り、真実を明らかにする」ことを守るためのものである。したがって、「報道の自由」は、政府のために嘘を流布することを保障するものではなく、他者の人権（尊厳、名誉、個人のプライバシー）を侵害する「虚偽報道」「偽情報」の発信を保障するものでもない。

逆に、嘘、誹謗、侮辱、詐欺、恐喝、プライバシー侵害などの方法でも、表現の自由を主張することができ、人権侵害の責任追及を排除することができるのであれば、「人権擁護」の名の下に「人権侵害」を行うことに等しく、さらにはかつて表現の自由のために戦った目的、真意に反するものでもある。

ヨーロッパ諸国やアメリカなど、立憲民主主義国家としての歴史が長い国家では、この問題に関して多くの判例や法学理論が存在する。最もよく引用される法理は次のようなものである：「明白な悪意」がある、又は「虚偽であることを知りながら、または容易に検証できるにもかかわらず、

何らの調査もしなかった」ことで、関連当事者の名誉や利益、または公共の安全や秩序が客観的に、明らかに損なわれ、社会的混乱が生じた。

つまり、法律上の責任を負うかどうかの判断は、「悪意」「不実」「被害性」という3つの主要な判断基準の有無に基づいて判断され、そのうちどれか1つが欠けても成立しない。言い換えれば、表現の自由は嘘をつくことを保障するものではないが、悪意がなく、また個人に対する客観的な実質的な損害がなければ、法的責任はないことになる。

また、政党や政治家に対するメディアの監督や批判及び政党や政治家同士の激しい言葉の対立などは、たとえそれが客観的には明らかに「悪意」に基づくもので、当事者の評判を「傷つける」ことになったとしても、民主主義国家においては、避けられないものである。そこで、法的責任の観点から重要になるのはその表現が「事実」であるかどうかである。

つまり、政党や政治家は、その政治的権力ゆえに、相応の監視と批判を受けなければならない、それは民主政治の重要な礎となるものである。したがって、政党や政治家が「他人の権利や名誉の尊重」という規定だけを根拠に監視や批判を拒否することはできないのである。

しかし、身分の違いから人権（尊厳や名誉）を奪われることがあってはならない。したがって、監督、批判を行う側が「民主政治」であることや「批評されるべき」ものであることを強調したとしても、その監督、批判は、少なくとも「事実」に基づくものでなければならないのである。特にメディアや政党、政治家は、強い発言力を持つからこそ、社会に対して相応の責任と義務を負っているのである。

表現の自由の濫用の禁止

1983年、国連人権委員会は、次のような内容の第20条に関する「一般的意見11」を発表した。

「当委員会は、第20条第1項は、『国際連合憲章』の平和目的を損なう侵略行為につながる、又はその可能性がある、いかなる宣伝行為も禁止していると考える。

第20条第2項は、その目的が国家の内外にあるかを問わず、差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道には、直接反対するとしている。

第20条第1項の規定は、主権に関する自衛、又は「国際連合憲章」に符合する人民の自決権及び独立権に関する主張を禁止するものではない。

この第20条が十分に効力を発揮するためには、同条で言及している主張及び唱道が、公序に反した際の適切な制裁を明記した法律の制定が必要となる。

したがって、当委員会は、まだこのような措置をとっていない締約国は、第20条に含まれる義務を履行するために必要な措置をとるべきであり、自らそのような宣伝又は唱道を行ってはならないものと考えている」。

差別的な言動やヘイトスピーチの流布は、特定の個人やエスニックの尊厳を傷つけるだけでなく、社会における多元主義と平等の基盤を脅かし、蝕むものとなる。したがって、第1項の規定「戦争のためのいかなる宣伝も、法律で禁止する」は、第2項の規定に比べ注目も推進もされてこなかったのである。

欧米の民主主義先進国においてでさえ、人権教育によって偏見や差別、ヘイトが根絶されたとは言い難い。国連はこの現実を長い間認識し

ていた。だからこそ、「世界人権宣言」が採択された後、最初に採択された国際人権条約は「両規約」ではなく、1965年の「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」だった。

例えば、言論の自由はアメリカ憲法の中核的価値観の一つであるが、過去の移民や黒人奴隷制度の構造から、今日では、「言論の自由を守る」と「他者を言論差別から守る」ことが対立・矛盾する場合、アメリカ司法界はほぼ必ず反差別側に立ち、いかなる人種差別にも厳しい否定姿勢を示している。しかし、その裁判の頻度から見ても、人種差別はなくなったわけではなく、今後も人権教育の努力が待たれるところである。

かつての伝統的な封建社会における性別、年齢、階級的地位などの差別が、立憲民主主義や教育の普及、経済発展などにより、この100年間で改善され続けてきたことは対照的に、欧米では人種や宗教を中心とした差別がいまだに深刻な問題となっている。例えば、ドイツには潜在的なナチスが、アメリカにはクー・クラックス・クランが、カナダにはウエスタン・ガードがまだ存在している。

移民国家である台湾では、政治的、経済的、社会的な要因から、長期にわたってさまざまな差別問題が存在してきたことは否めないが、客観的に見た場合、欧米の一部の国に比べれば、深刻な状況にはない。

現在台湾では、差別を具体的に禁止する法律として、「出入国及び移民法」第62条第1項が、国籍、人種、肌の色、階級、出生地などによる差別を禁止している。しかし、この規定は、主に入国管理に関する法執行機関を対象としており、一般市民を対象としているわけではない。

三、表現の自由の新たな挑戦 — 偽情報の拡散と危険性、対策について



インタビューを受ける著者の胡元輝
撮影：黄彦文

胡元輝

国立中正大学コミュニケーション学部教授
台湾事実査核(ファクトチェック)教育基金会董事長

偽情報と台湾外交官の死

表現の自由が禁じられていた時代、多くの人が投獄・拘束されながらも声を上げ、殉道してまでもその重苦しく不自由な表現の空間を切り開こうとしていた。

しかし、皮肉なことに、表現の自由は何らの禁忌も感じられなくなった今日、多くの人が血と汗を流して勝ち取った表現の自由は、却って偽情報が自由に幅を利かせるための免罪符となってしまっている。

偽情報は現代の民主主義にとって重大な課題となっている。特に民主主義国家になったばかりの台湾にとっては、民主主義の後退の危機に陥りやすい危険をはらんでいるものであり、慎重な対処が必要となっている。

偽情報の問題は今に始まったわけではない。2016年の英国の脱EU国民投票とアメリカ大統領選挙の劇的なプロセスは、世界が偽情報という問題に大いに注目するターニングポイントとなった。

これら2つの国家の方向性を定める投票過

程は、現代の偽情報と伝統的な偽情報の間にすでに重大な変化が現れていることを、民主主義国家に強く警戒させた。デジタル情報の生態システムの形成は、公衆の参加により多くの助力を得ることができるだけでなく、偽情報の伝播に絶大な便宜をもたらし、さらに民主主義の運営に大きな危害をもたらすこととなった。

台湾では、偽情報が社会に与える影響を端的に示す2つの事例が2018年に発生した。最初のケースは、その年の2月から3月にかけてのトイレトペーパー買い占め事件であったが、その発端はメーカーの不適切なマーケティング手法にあった。

しかし、多くの人々は、トイレトペーパーが高騰するであろうという心理からパニックとなり、不必要なほどにトイレトペーパーを買い占めたり、またそれが手に入らないというジレンマに陥ったりと、生活の上で相当な不便を強いられることになったのである。

この偽情報は、結果としては、生活上の不都合が生じただけだったが、同年9月の関西国際空港事件は、台湾に大きな政治的・社会的ショックを与えることとなった。

2018年9月4日、台風21号(つばめ)が日本を襲い、関西国際空港が浸水、孤立した。中国メディア『観察者』は、9月5日付で、「中国領事館が迎えに来た!」と報じた。しかし、それはすべて「微博フレンドから伝わったニュース」という情報源不明のものだった。

偽情報は次のようなものだった:「中国駐大阪総領事館は、関西国際空港から中国人を優先的に避難させるために15台の大型バスを用意し、全員に食べ物や飲み物を配った。

何人かの台湾人がこのバスに乗れるかと聞

いてきたが、答えは「YES」だった。自分が中国人だと思っているならば、一緒にバスに乗って祖国と共に行動できると答えた」。

5日夜に発信されたこの偽情報は、翌日すぐに台湾の各メディアに引用され、台湾の著名なインターネット掲示板PTTなどでも同様の噂が流れ、議論が巻き起こった。

後にこの『観察者』の報道は、事実無根の捏造であることが証明されたが、すでに台湾社会で大きな論争と対立を引き起こし、果ては台湾の駐大阪外交官が自殺する事件まで起きている。

自由を利用して民主主義を瓦解させる情報戦

ネット上の偽情報の生成と拡散において、最も闇が深く、かつ最も有害な力のひとつが、国外からの情報操作である。多くの人は、この新しい戦争の形態を情報戦と呼んでいる。

これらは単なる奇行ではなく、直接的な経済的利益を追求するものでもない。偽情報を通して標的とする社会の矛盾と対立を煽り、敵対国家の不安定と混乱を引き起こし、非暴力によって政治的な目的を達成しようとするものである。

海外からの情報操作は存在するのか?どのような方法で行われているのか?香港の逃亡犯条例改正案反対事件を例に説明する。

多国サービスを提供するソーシャルメディアであるTwitter、Facebook、YouTubeは、2019年8月、背後に国家組織が存在することを理由として、合計20万件のアカウント、チャンネルを削除又は閉鎖した。

Twitterはプレスリリースで、削除・停止されたアカウントは「国家により組織的な操作がされている」とした。またFacebookはプレスリリー



中国は台湾の自由と民主主義を利用して、一年中台北の街頭で様々なプロパガンダを行い、台湾に対して認知戦争を展開している 撮影：黄彦文

スで、削除されたアカウントに紐づく個人は、身元を隠し欺瞞的行為を行おうとしていたが、すべて「中国政府とつながっていた」とした。

また、YouTubeは、メッセージを発表する公共政策のブログにおいて、閉鎖されたチャンネルのネットワークは、香港の抗議行動に関連する動画を「共同で」アップロードしていたこと、それはTwitterやFacebookが発表したものと同様の状況であることを発表した。

FacebookやTwitterの言う「協調的不正行為」(coordinated inauthentic behavior)、又はYouTubeが「協調的影響力行使」(coordinated influence operations)と呼ぶものは、正体や意図を隠した人々や組織が、ソーシャルメディア上のアカウント、ファンページ、グループ、チャンネルを通じて、協調的な情報

操作を行うことを指している。

こうした情報操作の動機は、政治的又は経済的なものである可能性があるが、民主主義国家にとって最も懸念されるのは、海外からの政治的な情報操作である。なぜならば、それは国家の安全の維持と民主主義制度の有効な運用に関わるものだからである。

このような「協同的情報操作行為」と一般的な偽情報の違いは、系統性、計画性にあり、その全容を明らかにすることは容易ではない。

情報操作規制

Facebook、Twitterが規制開始

逃亡犯条例改正案反対事件でFacebookとTwitterが認定した協調的不正行為を例にとる

と、削除されたアカウントの中には2009年から存在していたものもあり、長い間潜伏していたものが同事件で明らかとなった。中には全く同じ数のフォロワーやトラッカーを抱えていたものも少なくなかった。

また、FacebookやTwitterを中国から利用するには、中国政府のインターネット検閲システム「グレート・ファイアウォール」を越えなければならないが、これら削除されたアカウントの中には、中国でブロックされていない特定のIPから操作されているものもあったことは興味深い点である。

民主主義国家において、海外からの情報操作を発見することが困難であり、またそれを防ぐことが重要である理由は、国家によって行われる情報戦は、しばしば非常に組織的かつ緻密に行われるため、それを把握し全容を明らかにすることが容易ではないためである。

さらに深刻なのは、こうした情報操作は、単に一部の政治的事象や社会的対立に焦点を当てるだけでなく、民主主義制度の機能と価値を揺るがすことを最終目的としている点である。

2016年初頭、故郷を離れたロシア系ドイツ人の少女が「アラブ系移民から性的暴行を受けた」と虚偽の訴えをしたことを機に、ロシアのサイバー部隊が情報戦を仕掛け、ドイツ社会で大きな議論を呼んだ事件があった。これは移民・難民問題に苦慮していたドイツ政府が、民主主義と人道の両立について頭を悩ませるよう仕向けることが目的だった。

同様に、ロシアのサイバー部隊が近年アメリカの多くの人種問題事件に積極的に介入している背景には、人種問題を深化させ、アメリカ式民主主義の「虚偽」を暴露しようとする狙いもある。

台湾が海外からの情報操作にさらされている

ことは、多くの調査や報告で確認されている。スウェーデンのヨーテボリ大学政治学部V-Dem研究所が2019年4月に発表した調査によると、2018年に海外からのオンラインでの偽情報攻撃の影響を最も受けた国は台湾であったという。

また、オックスフォード大学オックスフォードネットワークセンターによる2019年の調査では、中国、インド、イラン、パキスタン、ロシア、サウジアラビア、ベネズエラなど世界70カ国で政府又は政党によるソーシャルメディア操作が存在し、いわゆるネットプロパガンダ (computational propaganda) により海外での行動に影響を与えていることが判明している。

中でも、中国は主要な存在で、地方や地域のオフィスで働く中国のサイバー部隊は、30万人とも200万人とも言われている。

オーバーアクション EU、中国を名指し

例えば、COVID-19の偽情報の場合、中国の情報戦は激しく、攻撃的であった。2020年6月、欧州委員会は、ロシアと中国がEUおよび世界におけるCOVID-19のネット上での偽情報の流布の主役であると公に非難した。これは、情報戦に関与している中国をEUトップが直接名指した最初の事例となった。

COVID-19流行に関する中国の情報戦の主な主張は、▽民主主義国家の失敗を強調し歪曲する、▽ウイルスの起源について論じる、▽イギリス、フランス、オーストラリアなど特定の国とその指導者を攻撃する、▽中国をウイルスと戦う模範生として宣伝することなどにあると、専門家は指摘している。

また、中国はロシアと同様の情報戦モデルを

使用している。即ち、中国はソーシャルメディアの偽アカウント、ヘイター、ソーシャルボット、さらには中国外交官や国営メディアの操作などを組み合わせて、目的を達成しようとしている。

台湾は中国による情報戦の焦点である。民間の非営利団体「台湾ファクトチェックセンター(台湾事実査核中心)」がチェックしたCOVID-19の偽情報の多くは中国大陆から発信されたものである。

これらの偽情報で最も分かりやすいものは、「台湾では流行が収束せず、政府高官、軍人、学生など多くの人が感染しているが、政府は意図的にその情報を隠蔽している」というものである。

2020年2月下旬から3月にかけて最も多く流布したこれらの偽情報は、ほとんどが簡体字で、他所から流用した偽写真を添えるかたちで、社会的なパニックを起こし政府の信用を失墜させる意図をもって、台湾のソーシャルメディアやメッセンジャーアプリで流布された。

幸いなことに、主に中国の「小粉紅(中国における1990年代以降に生まれた若い世代の民族主義者)」によるこうした偽情報は、事実確認機関やメディア、政府によって積極的に追求され、論破されてきたため、さほど効果はなかった。

しかし、台湾で流れた「流行が制御できない」という噂の多くが、欧米で流行が制御不能になったことに関わる偽情報であったことは注目に値する。

例えばある偽情報は、「アメリカルイジアナ州のスーパーマーケットが崩壊した。レジには誰もおらず、商品は奪われていくばかりだ。軍人たちは流血騒ぎが起きないようにコントロールするために武装しているだけなので、出入りは自由にできる」という内容をビデオとテキストで表示していた。

しかし実際は、この映像は、アメリカではなく、2017年1月にメキシコでスーパーを略奪した人々のニュースを流用したもので、COVID-19発生とは関係のないものであった。

なぜわざわざ台湾で「欧米の流行は手に負えない」「政府は無能だ」という情報を広めようとするのか？その目的は容易に理解できる。民主体制の無能力を訴えることで、台湾の民衆に民主主義への信念を失わせるためである。

偽情報が私達を最も心配させる点は、明らかに「外傷」だけでなく、感知することが難しい「内傷」を残し、社会に影響を与えることにある。

暴走する言論の自由の市場メカニズム

民主主義の最も基本的な原理は、国民が自治を行うことである。国民が国の長であり、公共の事柄は国民の参加又は投票によって決められなければならない。

しかし、国民はどのように自治をすればよいのだろうか？最も重要な基本は、真実で信頼できる情報をもとに、国の政策の方向性を決定する民意を議論し形成することにある。

国民が入手できる情報のほとんどが白黒はつきりしない、真偽不明で、歪んだ、又は架空のものであれば、国民は公共の問題について正しい判断をすることができないばかりか、社会全体が相互に糾弾し、憎み合う状況に陥る可能性がある。

民主主義国家は対立や論争と無縁ではいられないが、深い反目と亀裂のある社会において、それはしっかりと機能しえない。これこそ、偽情報が民主主義社会に与える深刻な「内傷」である。

民主主義の問題に関して、これまで多くの人が受け入れてきた考え方は、民主主義の弊害は

より多くの民主主義によって治すことができるというものであった。これは「カウンスピーチ・ドクトリン(counter speech doctrine)」と呼ばれるもので、悪質なスピーチに対しては、よりポジティブなスピーチを提示することが最良の方法であるとするものである。

しかし、不正確な情報が錯綜している今日では、この原則に疑問符がつくようになってしまった。現在の情報生態システムの技術基盤、特にオンラインやソーシャルメディアは、虚偽の情報を組織的に流布しやすい特質(アルゴリズムなど)を内在しているため、言論市場の自由競争に依存するだけでは、質の高い民主主義を実現するという考え方は難しいのかもしれない。

高度な表現の自由が可能となった現在において、私たちは自由の価値を大切に、その存在を守らなければならない。一方で、偽情報が社会に与える影響は、個人の福祉への危害や公共生活の乱れなどの「外傷」だけでなく、社会の亀裂を深め、人間同士の信頼を損なう「内傷」でもあることも理解しなければならない。

矛盾や対立は民主主義社会につきものであり、恐れるに足りないものであるが、それが取り繕うことができないほど拡大してしまえば、民主主義制度は機能することができず、国民の民主主義に対する信頼は失墜することになる。

偽情報は我々の民主主義へ挑戦し続けている。台湾の民主主義が着実に前進するためにも、私たちはそれを警戒し、積極的に乗り越えなければならない。

台湾ファクトチェックセンターホームページ
出典: <https://tfc-taiwan.org.tw/>
2021年11月01日閲覧

四、表現の自由と認知作戦



作者: 沈伯洋 提供: 沈伯洋

沈伯洋

国立台北大学
犯罪学研究所助理教授

「認知作戦」とは情報戦構造の一部で、「頭脳戦」と呼ばれることもあれば、「世論戦」「マイノイド戦」と呼ばれることもあるが、その主な目的は、敵の認識を変えることでその内部対立を作り出し、偽情報(disinformation)の性質を利用して既存の社会的ネットワークを混乱させ、元々存在した憎悪を深めることにある。

民主主義国家は、その多文化的な性質と開かれた言論環境から、認知戦争に対しては特に脆弱である。既存の社会的対立の一部は、今日のSNSにおけるエコーチェンバー現象や、大企業や政党のSNS広告によって容易に強化されてしまう。

そのため、敵国が無制限の予算で集中攻撃をしてきた場合、本来の対立状態の何百倍もの

社会的憎しみが生じる可能性があることは無視できない。

認知戦争が民主主義にもたらす脅威

ロシアによる対アメリカ認知作戦が研究され始めて以来、台湾は中国の作戦実験場であり、中国の論争的情報拡散の脅威にさらされてきた。

議論の余地のある情報の流布は、必ずしも偽情報の流布を意味するものではない。特に、その流布の仕方は、偏った報道によって視聴者の認知に影響を及ぼすことが多い。

表現の自由を守護する国である台湾が、中国の発信する言論を「作戦」の一環とすることは、表現の自由を侵害する恐れが高い。中国が台湾



台北101広場では、中国の代理人団体が長い間、自国の国旗を掲揚することを強行し、台湾が中国の一部であるという虚構を作り出そうとしているだけでなく、同じく台北101広場で宣伝活動を行っている法輪功団体まで弾圧している 撮影：黄彦文

側のこのような反応に乗じて議論の余地のある言論を大量に発信してきた場合、台湾はその表現の自由の枠組みの中でどのように対応するかが大きな問題となる。

結局、民主主義国家としては複数の声を認めなければならない。たとえ特定の立場からの偏った言論であっても表現の自由の範囲に入る可能性があるため、民主主義を守るという概念のもとでは、そうした脅威と民主主義の矛盾を正視しなければならない。

中国による認知作戦と表現の自由の衝突

ここでは、数値データと一般的な中台統一戦略に関する研究をもとに、中国による認知作戦の方

式を可視化し、表現の自由との境界を議論する。

1、直接的な情報操作（インフォメーションマニピュレーション）

中国が直接操作する情報は、主に2つに分類される。

一つは中国共産党中央宣伝部のシステムから発信される情報で、公式メディアや大使、微博(Weibo)の本人認証済みアカウント(通称「Vアカウント」)や、その他特定のアカウントなどから発信される。

こうした公式関連のメッセージは、大まかな方向性を示しているに過ぎないことがほとんどであるため、通常はその対応に困ることはない。

これらの情報は出所がはっきりしているため、出所を明示し透明性をもって国民に周知すれ

ば、当面の脅威は防ぐことができることから、必要以上に内容を制限して、言論検閲の誤解を招くこともない。

もう一つはいわゆる「小粉紅(中国における1990年代以降に生まれた若い世代の民族主義者)」などが流した情報で、ほとんどの場合はただの低レベルの噂である。通常は集中砲火を浴びせることで世論に影響を与えようとしているが、あまり効果はない。中国共産主義青年団又はそれに類似する組織が裏で糸を引いているが、その効果も限定的である。

この場合、行為者の多くが国外にいるため、法的効力が及ばない。そこで合理的な対処方法としては、彼らの存在を明らかにする方法がある。またこの方法ならば言論内容の検閲を行う必要もない。

厄介なのは、中国人民解放軍のシステムが長期にわたって潜伏させていたアカウントを利用して、タイミングよく、なりすましや攻撃、分断を狙った発言をしていることである。このような操作に対しては、直接作戦を行う以外に、良い方法はない。

2、言論的な投資操作(インベストメント)

この種の認知操作はより複雑で、3つに分類することができる。主には経済的インセンティブによって世論を誘導し、世論戦や法廷闘争に発展させるというものである。

第1のパターンは、直接投資である。例えば、対象国の広告会社に直接投資し、特定の議題についての操作を要求したり、インフルエンサーやオピニオンリーダーに直接投資し、中国に有利な発言や西側諸国に不利な発言をするよう要求したりするなどして、民主主義国家に対す

る国民の信頼をさらに揺るがし、中国への信頼を高めるといものである。

この場合、金の流れを見つけることができるので、適切な対応は金の流れの暴露と管理を強化することである。つまり、中国から金銭を受け取って言論を流した場合、それが中国の投資であることを言論自体に明示し読者に知らせなければならない。

これは、一般の記事広告(アドバトリアル)は広告とわかるように明記しなければならない場合(商業的言論の規制)と非常によく似ている。この方法は、言論内容の検閲ではなく、FARA(Foreign Agents and Related Acts:外国代理人登記法)と同様に、金銭や利益の授受の有無のみを開示するものである。

しかし、攻撃側の立場からすれば、これらの規制を回避することは容易である。例えば、中国は伝統的に、直接的情報発信とは関係のない多くの事業(例えばショービジネス)に投資している。この場合、多くの人々はこの方法で中国の利益を得てはいるが、中国政府に奉仕する必要はない。

しかし、いざとなれば、中国は関係者に「毅然とした態度」を求める可能性が高く(例えば、中国で活動する各国のアーティスト)、そもそも政治に関心のない多くの人々に影響を与えることになる。

このような間接投資(第2のパターン)については、言論活動自体は中国による投資の対象ではないので、中国が投資した資金を公開しても意味がない。このような認知作戦は、すでに表現の自由に抵触しているが、行為者が中国で相当の利益を上げているからといって、それを直

接、認知作戦の一環とみなすことは難しい。

このパターンの解決方法は2つに分かれる。もし、行為者が自らその言論を審査する場合や中国を怒らせたくない場合、一般的な政治的発言として取り扱うのが望ましい。

逆に、特定の状況で、中国が特定の産業、特定の議題に対して統一された声明を出す場合、中国共産党中央統一戦線工作部や中国人民政治協商会議の委員らからの介入や要求がある可能性があり、そうした要求が露見すれば、前述の金の流れの暴露と同様の方法で規制することができる。

最後のパターンの操作はより複雑である。著者はこれを「金銭で言論市場を構築するための認識作戦」と呼んでいる。例えば、今流行のライブ配信の場合、前記2者の規制を適用する余地があるが、それを回避するために「投げ銭」を利用している。

ライブ配信中に中国に有利な議題を配信したライバーには多くの投げ銭が集まる機会があるが、誰が寄付をするかはライブ配信のプラットフォームも、ライバー自身もコントロールできないので、これを言論規制の理由にはできない。

しかし、このことが多くのライブ配信市場に参入する人々を「中国を良く言う」ことに熱狂させている。なぜなら、中国の機嫌を取るかを難しく考える必要がなく、中国のデータベースにアクセスしてテンプレートを探すだけで、簡単に利益を得ることができ、なおかつ表面上は中国とは何の関係もないからである。

筆者が過去に暴露したコンテンツファームの運営や、新しいYouTube Liveの経営モデルは、いずれもそうした認知操作を行うことが可能と

なっている。しかし、この種の投資は、インターネット上の公開プラットフォームでの投げ銭のため、金銭の流れを公開することによる規制は一切できない。

したがって、プラットフォーム自体に新たなポリシーが設けられない限り、表現の自由という構造のもと、このパターンの投資操作への対応策はない。

3、イデオロギーの二極化(イデオロギー駆動型)

3種類目の認知作戦は、金銭とは関係なく最も古典的な統一戦術を用いることによって、認知操作を実現するというものである。

例えば、地域でグループを作り、すでに思想的に中国寄りの人々を集め、情報を発信する際に、自ら偽情報を配信するように仕向けるのである。

ロシアの情報戦の研究において、学者たちはしばしばSNSの武器化に言及してきたが、中国はいまや「人」を武器化している。彼らは過激派や政府に対する不満を持つ人々を吸収して、同国における論争的問題をさらに増幅させることで、国民の間に認知バイアスを生み出し、社会の反感と憎悪を生み出し、増幅させている。

しかし、偽情報を伴わない限り、このような思想的吸収とその後の情報発信は表現の自由の範囲内にあり、現在の仕組みでは規制も処罰もできない。

我が国における現在の対応と効果

これらのことから明らかなように、認知作戦に対して直接的な規制や罰則という概念で対

応することは、自らの手足を縛って身動きが取れなくしているばかりか、攻撃者からすれば故意に取り締まりが不可能な先天的な弱点を狙うことができる環境を与えているのである。これについては民主主義国家である以上、現在の仕組みでは対応できない。そもそも、これこそが民主主義国家の弱点なのである。

なぜならば、民主主義の長所を享受する我々が、彼らの主張に対処するためだけに、民主主義のルール又は表現の自由のルールを修正しなければならないとすれば、我々も独裁政治と何ら変わりはないからである。

この点において、筆者は被害者志向のアプローチ(victim-oriented approach)を採用すべきであると考えている。つまり、言論を規制したり、加害者を罰したりするのではなく、操作される可能性のある被害者を助け、中国の攻撃の様相を熟知してもらうと同時に、既存の社会に対する不信感を強めるような規制や罰則は避けるべきだと考える。

なぜなら台湾は法治国家であるからこそ、イベントやワークショップを通じて、民主主義国家では、たとえ意見が違っても憎しみ合うのではなく、表現の自由という枠組みの中で、お互いに主張し合う機会を持つこと、そして、どんなに困難な状況でも、コミュニケーションをとるべきであることをより多くの人に理解してもらう。

この角度から現在の対応を見れば、現在取るべき対応策は、偽情報だけを強調して対応するのではなく、誤った情報を信じる国民の「動機」に対処し、国民の国防教育を強化して「心の防衛」を強化することである。

現在、国防の観点から言えば、通常は中国の

戦闘機が台湾周辺を飛び回っているといった情報にのみ対応し、偽情報に対しては説明しないという方法が正しいやり方であろう。

政府は差し迫った危険や軍人の心理戦に対して対応が必要な場合を除いて、国民を保護するための措置を強調すべきであり、情報を伝えた者をマークしたり処罰したりするべきではない。

例えば、政府が伝染病を予防しながら、実名制で国民から多くの情報を収集すると、中国はそれに乗じて「台湾政府は不正に情報を収集し、国民を監視している」というニュースを流したが、そのような情報を伝える人々を罰したり、単にそれが嘘であることを強調したりするだけでは、もともとそれを信じていた人々がより確信的になるばかりか、国民の政府に対する敵対心を高めることとなる。そしてそれは中国の目論見通りになることになる。

さらに良い対処方法は、「このような情報が伝えられるのは、政府が情報を収集することに対する国民の疑問と不信のためである。政府は国民のこの恐れを理解している。国民の疑問を解消するため、政府は第三者の監察機関を設置し、情報が濫用されないことを確保するとともに、濫用された場合に責任の所在を明らかにする仕組みを作り、いついつまでに当該情報が削除されることを確保する」と強調することであろう。

このようなアプローチは、認知作戦の「被害者」に共感するだけでなく、より大きな社会的連帯につながる。被害者の視点からこの問題に取り組むことで、一方で認知作戦という民主への脅威に対処し、他方で表現の自由を守る枠組みの中で、台湾の表現の自由の砦としての立場を強化することができる。

年表

1895年04月17日	下関条約により清朝が日本に台湾を割譲
1945年08月15日	日本、無条件降伏
1945年10月25日	中華民国が連合国軍を代表して台湾を接收
1946年10月24日	国際連合設立を正式に宣言
1946年12月25日	制憲国民大会(南京)で「中華民国憲法」を制定
1947年02月28日	二二八事件勃発
1948年04月18日	第一回国民大会で「動員戡乱時期臨時條款」を制定
1948年12月10日	国際連合総会で「世界人権宣言」を採択
1949年05月20日	台湾省政府が戒嚴令を発令
1949年11月20日	隔週刊誌『自由中国』が台北で創刊
1949年12月08日	中華民国行政院が台北への遷都を決議
1950年06月25日	朝鮮戦争勃発
1954年12月02日	中華民国政府とアメリカの間で「米華相互防衛条約」締結
1960年03月11日	国民大会で「動員戡乱時期臨時條款」第3条を改正 総統の任期制限に関する憲法の条文を凍結
1960年05月18日	『自由中国』と本土党外勢力の間で新政党結党について合意
1960年09月04日	『自由中国』社長雷震ら4人が共産党スパイを隠匿したとして逮捕される
1960年10月08日	雷震が、軍事法廷で「為匪宣伝」(共産党のために宣伝をした)等の罪名により懲役10年を宣告される
1964年09月20日	「台湾人民自救宣言」を執筆した台湾大学教授彭明敏、謝聰敏、魏廷朝の3人が逮捕され、有期刑を宣告される
1966年12月16日	国際連合総会で「市民的及び政治的権利に関する国際規約」を採択
1967年10月05日	中華民国政府、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」に署名
1969年12月10日	初の中央民意代表「増補選選挙」(欠員補充選挙)を実施
1971年10月25日	国際連合総会で2758号決議案を採択
1972年01月10日	雷震、蒋介石総統等に「救亡図存献議」を送付
1972年12月23日	初の中央民意代表「増額選挙」(増加定員選挙)を実施
1975年04月05日	蒋介石逝去
1975年08月	黄伸介、康寧祥『台湾政論』を創刊、党外勢力間の提携開始
1977年11月19日	中壢事件、戒嚴令発令以後、初めて群衆が街頭において警察と衝突
1978年12月16日	アメリカ、翌年1月1日以降中華民国政府との外交関係断絶を予告
1979年01月22日	橋頭事件、戒嚴体制下初となるデモ行進事件
1979年12月10日	高雄「美麗島事件」
1980年03月18日～	美麗島軍事法廷開廷、叛乱事件としては初の公開裁判
1984年03月12日	鄭南榕『自由時代週刊』を創刊
1985年08月17日	レーガン大統領、「1986年度外交関係授權法案」に署名、台湾政府に民主化を実現するよう具体的に促す

1986年05月19日	鄭南榕、「五一九綠色行動」を立ち上げ、戒厳令の解除を訴える
1986年08月20日	アメリカ上院外交委員会ルーガー委員長が台湾訪問、「党禁」(新規政党の結党禁止)と戒厳令の解除を直接蔣経国総統に求める
1986年09月28日	党外勢力、「党禁」を破り、民主進歩党結成を宣言
1986年10月07日	蔣経国総統、『ワシントンポスト』のインタビューに応じ、戒厳令解除を予告
1987年02月04日～	鄭南榕、「二二八事件40周年名誉回復運動」を立ち上げる
1987年07月15日	戒厳令解除を正式に宣言
1987年10月12日	蔡・許台独事件。戒厳令解除後、初めて台湾高等検察庁により起訴された台湾独立事件
1988年01月01日	「報禁」(新規新聞発行禁止)解除
1989年04月07日	鄭南榕、表現の自由を求め、焼身自殺を遂げる
1990年01月03日	黃華、「台湾建国スケジュール」を理由として台湾高等検察庁により逮捕される
1990年03月16-22日	野百合学生運動、憲政改革開始
1991年05月09日	独台会事件
1991年05月17日	立法院、「懲治叛乱条例」「検肅匪諜条例」廃止を可決
1991年09月08日	国際連合加盟の可否を国民投票により決定するよう求めるデモ行進
1991年09月21日	100行動連盟の結成宣言、「反軍事パレード」「悪法廃止」を訴える
1991年10月07日	立法院司法委員会、第一読会で「刑法」第100条廃止草案を可決
1991年10月09日	100行動連盟、総統府前広場での憲兵による暴行事件に抗議し、台湾大学医学基礎ビルディングにおいて座り込みを行うことを決議
1991年12月31日	第1期中央民意代表、大法官會議釈字261号により正式に職権喪失
1992年05月15日	立法院、『刑法』第100条改正案を可決
1992年12月19日	初の国会全面改選実施
1996年03月23日	初の総統直接選挙実施
1999年12月09日	22の市民団体が合同で「国家人権委員会推進連盟」を結成
2000年05月20日	台湾初の政権交代、民主進歩党の陳水扁総統が人権立国を宣言、国家人権委員会の設立を推進
2008年05月20日	台湾で2回目となる政権交代、中国国民党馬英九が総統に就任
2009年12月10日	「市民的及び政治的権利に関する国際規約」「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約施行法」(略称:両公約施行法)を正式に施行
2009年12月10日	市民人権団体により再度「両公約施行監督連盟」(後に「人権公約施行監督連盟」と改称)設立
2011年05月20日	立法院、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約施行法」可決
2012年04月25日	馬英九総統、両公約第一次国家報告記者会を開催
2014年05月20日	立法院、「児童の権利に関する条約施行法」可決
2014年08月01日	立法院、「障害者の権利に関する条約施行法」可決
2019年12月10日	立法院、「監察院国家人権委員会組織法」可決
2020年08月01日	国家人権委員会、正式運営開始

100%までの距離 台湾における表現の自由の進展

発行者	陳菊
発行元	国家人権委員会
住所	台北市中正区忠孝東路1段2号
電話	02-2341-3183
ウェブ	https://nhrc.cy.gov.tw/
執行者	台湾水企画整合有限公司
総編集	楊嘉慧
執筆者	沈伯洋 邱万興 胡元輝 楊嘉慧 謝登元
日本語版訳者	星友康
校閲	薛化元 黄居正
視覚設計	許伯鑫 曾文邦 黄彦文
芸術設計	阿努米
執行編集	邱奕嵩 林政諺 趙悅捷
印刷	映鈞彩色印刷有限公司
画像提供	艾琳達(Linda Gail Arrigo) 宋隆泉 邱萬興 高傳棋 許伯鑫 張芳聞 郭時南 陳博文 張富忠 張慶惠 曾文邦 黄彦文 黄義書 黄裕順 黄謙賢 廖為民 潘小俠 劉振祥 簡秋米 FDR Presidential Library & Museum 中央通訊社 台湾事實查核中心 財団法人紀念殷海光先生學術基金階 国家人権委員会 總統府
発行日	2022年12月 初版発行
定価	480 台湾ドル